大治町地域防災計画

―地震・津波災害対策計画―

（令和７年３月修正）

目次

第１編　総　　則 1

第１章　計画の目的 1

第１節　計画の目的 1

第２節　計画の性格 1

第３節　計画の構成 3

第２章　大治町の特質と災害要因 4

第１節　自然的条件 4

第２節　愛知県における既住の地震とその被害 7

第３節　社会的条件 8

第３章　被害想定 10

第１節　基本的な考え 10

第２節　地震・津波被害の予測 10

第４章　基本理念及び重点を置くべき事項 20

第１節　防災の基本理念 20

第２節　重点を置くべき事項 21

第５章　各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 23

第１節　実施責任者 23

第２節　処理すべき事務又は業務の大綱 24

第２編　災害予防 36

第１章　防災協働社会の形成推進 36

第１節　防災協働社会の形成推進 36

第２節　自主防災組織・ボランティアとの連携 37

第３節　企業防災の促進 40

第２章　建築物等の安全化 43

第１節　建築物の耐震推進 44

第２節　交通関係施設等の整備 46

第３節　ライフライン関係施設等の整備 49

第４節　文化財の保護 53

第５節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 54

第３章　都市の防災性の向上 55
第１節　都市計画マスタープラン等の策定 55
第２節　防災上重要な都市施設の整備 56
第３節　建築物の不燃化の促進 57
第４節　市街地の面的な整備・改善 57
第４章　液状化対策 58
第１節　土地利用の適正誘導 58
第２節　液状化対策の推進 58
第３節　地盤沈下の防止 59
第４節　被災宅地危険度判定の体制整備 60
第５章　応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備 61
第１節　防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備 61
第６章　避難行動の促進対策 68
第１節　津波警報や避難情報の情報伝達体制の整備 69
第２節　緊急避難場所及び避難路の指定等 69
第３節　避難情報の判断・伝達マニュアルの作成 71
第４節　避難誘導等に係る計画の策定 72
第５節　避難に関する意識啓発 73
第７章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 75
第１節　避難所の開設・運営等 76
第２節　要配慮者支援対策 79
第３節　帰宅困難者対策 83
第８章　火災予防・危険性物質の防災対策 85
第１節　火災予防対策に関する指導 85
第２節　消防力の整備強化 86
第３節　危険物施設防災計画 86
第４節　毒物劇物取扱施設防災計画 87
第９章　津波等予防対策 88
第１節　津波対策に係る地域の指定等 88
第２節　津波防災体制の充実 89

第３節　津波防災知識の普及 90
第４節　津波等防災事業の推進 91
第５節　地盤沈下の防止 92
第１０章　広域応援・受援体制の整備 93
第１節　広域応援・受援体制の整備 93
第１１章　防災訓練及び防災意識の向上 95
第１節　防災訓練の実施 96
第２節　防災のための意識啓発・広報 99
第３節　防災のための教育 101
第４節　防災意識調査及び地震相談の実施 103
第１２章　震災に関する調査研究の推進 104
第１節　震災に関する調査研究の推進 104
第３編　災害応急対策 105
第１章　活動態勢（組織の動員配備） 105
第１節　災害対策本部 106
第２節　非常配備 106
第３節　職員の派遣要請 107
第４節　災害救助法の適用 107
第２章　避難行動 108
第１節　避難情報 108
第２節　住民等の避難誘導等 109
第３章　津波警報等の収集、伝達計画 110
第１節　津波・地震に関する情報等 111
第２節　情報等の伝達 112
第３節　震度情報ネットワークシステムからの伝達等 113
第４章　被害状況等収集・伝達計画 115
第５章　広報計画 116
第１節　広報活動の内容 117
第２節　実施機関の連絡調整 118
第３節　広報活動 118

第４節　広聴活動 118
第６章　災害救助法の適用計画 119
第７章　自衛隊災害派遣要請計画 120
第８章　応援協力・派遣要請 121
第９章　救出・救助対策 122
第１０章　消防活動・危険性物質対策 123
第１節　消防活動 124
第２節　危険物施設対策計画 125
第３節　高圧ガス大量貯蔵所対策計画 126
第４節　毒物劇物取扱施設対策計画 126
第１１章　医療救護・防疫・保健衛生対策 127
第１２章　交通の確保・緊急輸送対策 128
第１節　道路交通規制等 129
第２節　道路施設対策 129
第３節　緊急輸送手段の確保 129
第１３章　浸水・津波対策 130
第１節　予想される被害・状況等 131
第２節　津波到達予測時間 131
第３節　事前避難対象地域 132
第４節　避難指示等の発令 132
第５節　避難目標地点まで避難に要する時間 133
第６節　避難方法 134
第７節　避難行動要支援者の避難対策 134
第８節　安否情報の収集 134
第９節　浸水対策 135
第１４章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 136
第１５章　水・食品・生活必需品等の供給 137
第１節　給水 137
第２節　食品の供給 138
第３節　生活必需品の供給 138

第１６章 環境汚染防止及び地域安全対策 139
第１節 環境汚染防止対策 139
第２節 地域安全対策 140
第１７章 遺体の取扱い 141
第１８章 ライフライン施設等の応急対策 142
第１節 電力施設対策 144
第２節 ガス施設対策 146
第３節 上水道施設対策 149
第４節 下水道施設対策 150
第５節 通信施設の応急措置 150
第６節 ライフライン施設の応急復旧 153
第１９章 住宅対策 154
第１節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定 155
第２０章 学校における対策 156
第１節 津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置 156
第４編 災害復旧・復興 157
第１章 災害復旧・復興計画 157
第２章 公共施設等災害復旧対策 158
第３章 災害廃棄物処理対策 159
第１節 災害廃棄物処理対策 159
第４章 震災復興都市計画の決定手続き 161
第１節 第一次建築制限 161
第２節 第二次建築制限 162
第３節 復興都市計画事業の都市計画決定 162
第５章 被災者等の生活再建等の支援 163
第６章 商工業・農林水産業の再建支援 164
第５編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応 165
１．南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応 165
２．南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応 165
３．南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応 169

別紙「東海地震に関する事前対策」 172

第１章　対策の意義及び東海地震に関連する情報 172

第１節　東海地震に関する事前対策の意義 172

第２節　東海地震に関連する情報 174

第２章　地震災害警戒本部の設置等 176

第１節　地震災害警戒本部の設置等 177

第２節　警戒宣言発令時の情報伝達 177

第３節　警戒宣言発令時の広報 180

第４節　警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等 182

第３章　発災に備えた資機材、人員等の配備手配 184

第１節　主要食糧、医薬品等の確保 185

第２節　災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備 185

第４章　発災に備えた直前対策 188

第１節　避難対策 190

第２節　消防、水防等対策 191

第３節　社会秩序の維持対策 192

第４節　道路交通対策 192

第５節　飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係 194

第６節　生活必需品の確保 197

第７節　金融対策 198

第８節　郵便事業対策 199

第９節　病院、診療所 200

第１０節　緊急輸送 200

第１１節　警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策 201

第５章　町が管理又は運営する施設に関する対策 203

第１節　道路 204

第２節　河川 204

第３節　不特定かつ多数の者が出入りする施設 204

第４節　地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置 206

第５節　工事中の建築物等に対する措置 206

第６章　他機関に対する応援要請 207
第１節　協定締結先からの応援要請 207
第２節　相互応援協定の促進 207
第３節　連絡・受け入れ態勢の確保 207
第４節　費用の負担方法 207
第７章　町民の取るべき措置 208
第１節　家庭においてとるべき措置 209
第２節　職場においてとるべき措置 209

第１編　　総　　則

第１章　　計画の目的

第１節　　計画の目的

この計画は、町民の生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある大規模な地震災害に対処するため、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、自衛隊、指定地方公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその全機能を十分に発揮し、相互に協力して総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、町民のかけがえのない生命、身体及び財産を地震災害から保護することを最大の目的とするものである。

第２節　　計画の性格

１ 地域防災計画―地震・津波災害対策計画―

⑴　この計画は、災対法第 42 条の規定に基づき作成されている「大治町地域防災計画」の「地震・津波災害対策計画」編として、大規模な地震災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものである。

なお、風水害等災害対策計画編と内容に変更のない計画については、風水害等災害対策計画編の計画を準用することとした。

⑵　この計画を効果的に推進するため、町及び県は、防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や要配慮者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるものとする。

⑶　町民の生命、身体及び財産を守るため、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

⑷　町、防災関係機関が実施計画を作成することなどにより具体化を図るものとするが、本町をとりまく諸条件の変化を見極め、必要に応じて修正を加えるなど、その弾力的な運用を図っていくものとする。

⑸　地震による建築物の倒壊等から町民の生命や財産を保護するため、住宅や学校施設及び不特定多数の者が利用する大規模建築物等や地震の際の避難などに必要な道路沿いの建築物、防災拠点となる建築物の耐震化を促進すること。

⑹　津波及び堤防等の被災によるゼロメートル地帯の浸水からの迅速かつ確実な避難を実現するため、住民の津波避難計画の作成、津波避難ビル等の避難場所や避難路等の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進すること。

⑺　大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、都道府県間・市町村間の相互支援体制を構築すること。また、町と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

⑻　被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込む

など、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

⑼　住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難指示等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。

⑽　被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

⑾　大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

２ 地震防災強化計画

大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号。以下「大震法」という。）第 6 条第 1 項に基づき、東海地震の地震防災対策強化地域（以下この編において「強化地域」という。）の地方公共団体は地域防災計画において、

①　地震防災応急対策に係る措置に関する事項
②　東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
③　東海地震に係る防災訓練に関する事項
④　東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を大震法では地震防災強化計画と呼んでいるが、この計画においては、計画中に別紙として位置付けた「東海地震に関する事前対策」で定めるものとする。

本町は、大震法第 3 条第 1 項に基づき、強化地域として平成 14 年 4 月 24 日に指定された。

３ 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第５条第２項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の地方公共団体は地域防災計画において、

①　南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
②　南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
③　南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
④　関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項
⑤　南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では、南海トラフ地震防災対策推進計画と呼んでいるが、本町の計画においては、津波のおそれがないため、②の計画以外の計画を第 2 編「災害予防」、第 3 編「災害応急対策」及び第 5 編「南海トラフ地震臨時情報発表時の対応」で定めるものとする。

本町は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 3 条第 1 項に基づき、推進地域として平成 26 年 3 月 28 日に指定された。

４ 大治町国土強靭化地域計画との関係

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法第 13 条において、町が策定する国土強靭化地域計画は、国土強靭化に係る町の計画等の指針となるべきものとされている。

このため、この計画の国土強靭化に関する部分は、大治町国土強靭化地域計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。

⑴　町民の生命を最大限守る
⑵　地域及び社会の重要な機能を維持する
⑶　町民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害を最小化する
⑷　迅速な復旧・復興を可能とする

５ 他の計画との関係

この計画の実施に際しては、海部地区水防事務組合の「水防計画」、「大治町総合計画」及び「愛知県地域防災計画（風水害等災害対策計画、地震・津波災害対策計画及び原子力災害対策計画）」とも十分な調整を図るものとし、計画の内容は、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正を行う。

第３節　　計画の構成

災害対策は、「災害を予防し」「事に臨んで対処し」「事後の復旧に努める」ことで、この３本の基本の柱でこの計画を構成する。

構成		主な内容
第１編	総則	大規模地震の被害想定、基本理念及び災害予防重点を置くべき事項、防災関係機関の事務又は業務の大綱　等
第２編	災害予防	大規模地震の発生に備えた予防対策　等
第３編	災害応急対策	大規模地震が発生した場合の応急対策　等
第４編	災害復旧・復興	被災地域の迅速な復旧。復興に向けた対策　等
第５編	南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応　等

第２章　　大治町の特質と災害要因

第１節　　自然的条件

１ 大治町の地形及び地質

大治町は、愛知県の西南部、濃尾平野の南部に位置する。濃尾平野は、木曽三川や庄内川の流域に発達した大平野であり、養老断層を西縁とした東高西低の傾動運動により形成された沈降性盆地である。本町付近では、地下約300ｍの深さに基盤岩である中生代の東海層群があり、その上には、木曽川、庄内川より供給された洪積層・沖積層が厚く堆積している。地表部には、庄内川の氾濫原がひろがり、川沿いの自然堤防を除けば後背湿地となっている。

軟弱な沖積層では、地震動が増幅され、砂～砂質土の混じる地盤では、液状化現象が生ずることがある。また地層が厚くなると地盤震動の周期が長くなり、高層ビルなどでは共振現象が発生しやすくなる。

図１　濃尾の傾動地塊の略図

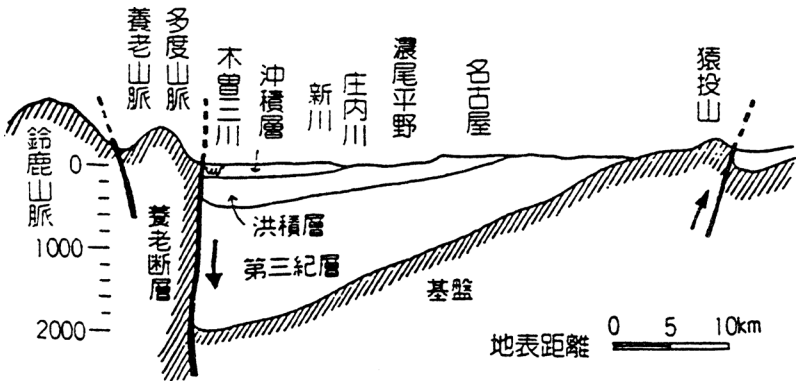

図２　愛知県西部の地形と地質

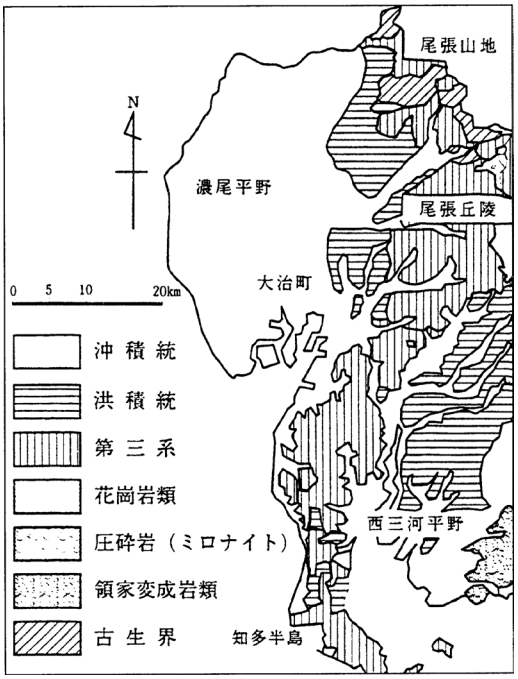

２ 濃尾平野の地層

大治町を含む濃尾平野を形成している各地層は、次のとおりである。

⑴　南陽層

洪積世の最終氷期であるヴュルム氷期（約 2 万年前）海面最低期以後、海面の上昇に伴って、海が内陸に侵入し、その海に堆積したものである。厚さは 30～40ｍで、上部と下部に分かれる。

上部は乳青灰色の均質な中～細粒砂からなっている。中粒砂と細粒砂とは漸移的に互層をなし、ところどころにシルト層腐植層を挟み、Ｎ値（硬さ）は５～35 を示し層厚は約 10ｍある。下部は青灰色のシルト層で局部的に中粒砂を薄く挟み、このシルト層の固結度が低く、採取したものもすぐ崩れる。また、極めて軟弱で、Ｎ値は、0～4 を示し多量の二枚貝化石が認められる。最下部には、海棲貝化石を含む細砂が分布している。

⑵　濃尾層

濃尾層は、海抜マイナス 20ｍ以深の地域に分布し、灰色の細砂からなる。Ｎ値は 34～52 とかなり締まっており、沖積層とは区別できる。

⑶　第一礫層

第一礫層は、最終氷期の海面低下期につくられた開析谷中に堆積した河床礫である。

この礫層は、最大径 30 ㎝程度の巨礫を含むものである。大半の礫径は、2～12 ㎝程度で、礫は水磨されて丸味を帯び、礫種は、濃飛流紋岩・砂岩・チャート・ホルンフェルス・花崗岩などで、なかでも濃飛流紋岩が多い。

⑷　熱田層

約 10 万年前（リス氷期とヴュルム氷期に挟まれた間氷期）は、現在よりもかなり暖かく、そのため、氷河地域の氷が融け、海水量が増え、海は、現在の濃尾平野全域に拡がった。熱田層は、この湾入した海底に堆積した粘土を主体とする地層である。

この地層は、地層の特徴から上部、下部に分けられ、上部は砂・シルト・粘土が互層をなし、全体として砂層が厚い。御岳起源の軽石が、まれに挟在することもある。

⑸　第二礫層

第二礫層は、巨～大礫を含む砂礫層で、礫種は、濃飛流紋岩・石英・石英班岩・チャートなどであり、第一礫層に比べ表面が、わずかに風化されている。

⑹　海部累層

海部累層は、明瞭な厚さ約 10～15ｍの礫層を持つ砂が優勢なシルト砂の互層からなる。上部の礫層は、大礫が多く濃飛流紋岩・チャートからなり、下部の礫層は、やや礫径が小さくなり礫種は不明である。砂、シルト層の厚さは 5～10ｍ前後で青灰色を示す。

⑺　第三礫層

第三礫層は、大礫を含む砂礫層で、10 ㎝厚程度の砂の薄層を挟み、礫種は、第二礫層と酷似する。

⑻　八事層

八事層最上部には径 4 ㎝の砂礫層があり、その下位に径 5～10 ㎝、まれには径 20 ㎝にも及ぶ礫を含む砂礫層が続く、ところどころに約 10 ㎝厚の砂層が挟まれる。

⑼　八事層以深

八事層以深の地層は、濃尾平野周辺の地層の分布から推定したもので、長島温泉の超深層ボーリング資料から東海層群の存在と一部一志層群らしい地層の存在が推定されているにす

ぎない。

３ 地盤分類

地盤とは、地表面下のある深さまでの地質のうち、特に構造物などの支持力に関する性質を総合したものをいうが、地震による被害の大きさは、地盤により著しく異なることが過去の地震災害から明らかとなっている。

一般的に軟弱な沖積層の地盤では、地盤が軟らかいほど地震動が増幅され、地層が厚くなるほど長周期の地震動となり、構造物の共振現象や液状化現象を引き起こすことが考えられる。また、軟弱地盤と硬い地盤との境界でも、揺れの相違から大きな被害を受けることが分かっている。

そこで、本町の地震防災対策の向上を図るためには、地盤状況を詳しく調査の上、住民等への周知を図っていくことが重要である。

４ 活断層の分布状況

⑴　活断層の意義

断層とは、地層のある面を境に両側の地面のずれ（食い違い）の見られる地質現象をいい、そのうち地質年代の第四紀（約 200 万年前から現在の間）に繰り返し活動し、将来も活動する可能性のあるものを活断層という。愛知県内にも、1945 年の三河地震で地表に現れた深溝断層などを始め、多くの活断層が存在していると指摘されている。

⑵　確実度と活動度

活断層については、確実度により、その断層がどの程度の確実さで活断層であるといえるのかどうかを判断することができる。確実度については、これまでは、空中写真判読の結果により認定されてきたが、確実度がⅠの断層は、それほど多くはない。

確実度Ⅰ	活断層であることが確実なもの
確実度Ⅱ	活断層であると確定されるも
確実度Ⅲ	活断層の可能性のある形状（リニアメント）

また、過去からの活動の程度を示す指標である活動度により数百年から 1 千年の間隔で活動するのか、それとも数千年から数万年の間隔で活動するのかを判断することができる。愛知県内の活断層は、ほとんどが数千年から数万年の間隔で活動するものであるとされている。

	千年間あたりの変位量Ｓ（m）
活動度Ａ	10＞Ｓ≧1
活動度Ｂ	1＞Ｓ≧0.1
活動度Ｃ	0.1＞Ｓ

⑶　活断層に関する調査研究

県は、活断層調査の必要性を検討し、調査対象ゾーン区分及び最優先順位付けを行うため、平成 7 年度に直下型大地震対策調査を実施した。これにより、県は平成 8 年度から活断層調

査を行っているが、尾張西部地域の活断層調査の結果は、次のとおりである。

ア　岐阜－一宮線

大深度反射法探査結果から深さ 2,000m程度までの地下地質には、上下変位を示す累積的な構造は認められなかったため、岐阜－一宮線が大きな地震を繰り返し起こしてきた主要起震断層と想定することは困難である。しかし、地層の小規模な不連続は認められることなどから、比較的最近に活動を始めた断層であるために活動の痕跡を検出できなかった可能性もあるため、地震に対する注意は、引き続き怠るべきではないと判断される。

イ　大藪－津島線及び大垣－今尾線

ボーリング資料解析結果からこれまで断層が存在すると指摘されている付近には、地層の不連続は認められなかった。また、通商産業省（現、経済産業省）地質調査所が平成９年度に実施した大深度反射法探査によって、大藪－津島線及び大垣－今尾線に相当する構造はないことが判明した。

ウ　弥富線及び木曽岬線

長良川河口堰付近で行われた既往の大深度反射法探査結果では、弥富線は存在しない可能性が極めて高いものと考えられる。なお、木曽岬線については、新しい知見は得られなかった。

第２節　　愛知県における既往の地震とその被害

愛知県は、地震国日本の中でも有数の地震県であり、過去にしばしば大地震に襲われている。過去に本県に大きな被害を与えた地震は、海溝型地震と内陸型地震のタイプに分けることができる。

１ 海溝型地震

発生年	M	地震名	死者・行方不明者	その他の被害・特徴
1707 年	8.6	宝永地震	―	愛知県では、渥美郡、吉田（現豊橋）で大被害のほか、全県で被害。尾張領内の堤防被害延長 9,000m。震度 7～6。津波も来襲し、渥美表浜で 6～7m にもなった。
1854 年	8.4	安政地震	―	愛知県では宝永地震に似た被害。三河、知多、尾張の沿岸部の被害が目立った。震度 6～5。津波も来襲し、渥美表浜通りで 8～10m、知多半島西岸で 2～4mとなり被害が出た。
1944 年	7.9	東南海地震	死者・行方不明者 1,223 人	愛知県の被害は他県に比べ最大で、死者･行方不明者 438 人､負傷者 1,148 人､家屋全壊 16,532 棟､同半壊 35,298 棟。震度 6～5、一部 7。小津波あり（波高 1m内外）、名古屋臨港部などでは著しい液状化現象による被害があった。

２ 内陸型地震

発生年	M	地震名	死者・行方不明者	その他の被害・特徴
1586 年	7.8	天正地震	死者 5,500 人以上	この地震の震央は伊勢湾で、長島付近では大被害を受け震度 7、尾張部 6、三河部 6～5。津波波高 2～4m。
1891 年	8.0	濃尾地震	死者 7,885 人	愛知県の被害は、死者 2,638 人、負傷者 7,705 人、全壊 85,511 棟、半壊 55,655 棟で、県の地震災害史上最大の被害を受けた。震度 7～6。
1945 年	6.8	三河地震	死者 2,306 人	三河南部の深溝断層の活動によるもので、幡豆郡、碧海郡に大被害が生じた。被害はすべて愛知県のもので、死者 2,306 人、負傷者 3,866 人、全壊 16,408 棟、半壊 31,679 棟。震度は、西三河南部を中心に 7～6、県域の大部分が 5 以上。津波も発生し、蒲郡で 1ｍほどに達したが津波による被害はほとんどなかった。

第３節　　社会的条件

地震災害は、地形、地質、地盤等の自然的条件に起因するもののほか、人や建築物等の社会的条件によってもたらされるものが同時複合的に発生することが特徴である。

社会的災害要因として、主に次のような点が大きな影響を与えると思われる。

第 1 は、高度経済成長に伴う人口増加や都市化の進展等による土地利用の変化により、市街地等での建築物の高層化が進み、居住地域自体も拡大している。このため、人口の密集化を招き、災害時における被災人口が増大する危険性が懸念されるほか、密集市街地では火災の延焼地域の拡大の危険性を高める要因となっている。

また、高齢化や国際化に伴う高齢者、外国人の増大など、要配慮者の増大も懸念されている。

第 2 に、電力、ガス、水道、下水道、電話等は、現代社会を支える基礎的なインフラとなっており、ライフライン施設が災害により被害を受けると、その復旧に時間を要するばかりか、二次災害の危険性も含んでいる。

また、災害対応を行うべき行政機関においてもそれらに対する依存度は高く、十分な事前の対応がなされていない場合には、初動体制のみならず、災害応急対策そのものへの影響も懸念される。

第 3 は、自動車等の高速交通機関は著しく発達してきたが、それらの円滑な走行・運行が阻害された場合には、交通の混乱が被害を著しく拡大することが予想されると同時に、自動車は市街地火災の延焼拡大の媒体となることも考えられる。

第 4 に、産業の発展による危険物等の集積である。町においても、石油類、毒物劇物等の大量保有事業所、放射性物質の保有事業所等危険物を取り扱う施設があり、大規模な地震が発生した場合、火災、爆発、有害物質の漏洩等が心配される。

第 5 に、地域社会の変容に伴い、コミュニティ意識が低下しており、地域防災力の低下が懸念

されている。災害を最小限に食い止めるためには、行政による公助に加え、町民一人ひとりの自覚に根ざした自助や身近な地域コミュニティ等による共助が機能することが大切であり、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う防災協働社会を形成していくことが重要である。

こうしたことから、災害に対する社会的脆弱性を克服する必要があるが、現状ではこうした様々な災害要因への対応は、決して満足すべき状態にあるとはいえない。今後とも社会的条件の改善に最大限の努力を払うと同時に、地道な基礎的、科学的調査や防災意識の普及啓発活動を不断に続けていくことが必要である。

第３章　　被害想定

第１節　　基本的な考え

町に被害を及ぼすと考えられる地震は、海溝型地震と内陸型地震があるが、それらの発生の危険性、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について調査、研究を行い、この地域防災計画等における具体的な計画の策定・修正に際しての参考にする。

第２節　　地震・津波被害の予測

１ 南海トラフで発生する恐れのある地震等の被害予測結果

愛知県は「東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査（平成 23～25 年度）」を実施し、海溝型地震では、南海トラフ地震として規模の異なる①過去地震最大モデルによる地震・津波、②理論上最大想定モデルによる地震・津波を想定地震として、東日本大震災の教訓や最新の科学的知見を踏まえた被害予測調査を発表した。

⑴　調査対象とした地震・津波

ア　過去地震最大モデル

南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の 5 地震）を重ね合わせたモデルである。

※　本県の地震・津波対策を進める上で軸となる想定として位置付けられるものである。

イ　理論上最大モデル

南海トラフで発生する恐れのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定。千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものである。（※国が平成 24 年 8 月 29 日に公表した「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波モデル」。）

本県の地震・津波対策を検討する上で、主として「命を守る」という観点で補足的に参照するものである。

⑵　想定した項目等

調査対象とした地震・津波について建物被害、人的被害等の被害量を想定している。

また、想定時間帯については、町民の生活行動が反映できるよう、冬深夜 5 時、夏昼 12 時、冬夕方 18 時を設定して、被害量を想定するとともに、対策を講じることによる減災効果を併せて想定した。

季節・時間帯	想定される被害の特徴
①冬・深夜 5 時	町民の多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れる。
②夏・昼 12 時	オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災する場合が多い。

③冬・夕方 18 時	住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。

⑶　想定の試算結果

ア　過去地震最大モデル

（ア）　建物被害（想定条件：冬・夕方 18 時，風速 5m/s）

全壊･焼失棟数　（棟）

市町村	揺れ	液状化	浸水・津波	急傾斜地崩壊等	火災	合計
大治町	約 70	約 200	＊	＊	約 10	約 300

＊被害わずか

（イ）　ライフライン機能支障（想定条件：冬・夕方 18 時，発災 1 日後）

ライフライン機能支障

市町村	上下水道断水（人）	下水道機能支障(人)	電力停電（軒）	固定電話不通回線数(回線)	携帯電話停波既知局率	都市ガス普及対象戸数	ＬＰガス機能支障世帯数(世帯)
大治町	約 29,000	約 2,400	約 13,000	約 3,300	80%	＊	約 600

（ウ）　人的被害（想定条件：冬・深夜 5 時，風速 5m/s）

死者数　（人）

市町村	建物倒壊等		浸水・津波			急傾斜地崩壊等	火災	合計
		（うち屋内収容物移動･転倒、屋内落下物）		（うち自力脱出困難）	（うち逃げ遅れ）			
大治町	＊	＊	＊	＊	－	＊	＊	＊

＊被害わずか

（エ）　避難者数（想定条件：冬・夕方 18 時）、帰宅困難者数（想定条件：夏・昼 12 時）

避難者数　（人）

市町村	１日後	１週間後	１か月後	帰宅困難者
大治町	約 1,400	約 5,700	約 4,600	約 1,100～約 1,200

イ　理論上最大モデル

（ア）　建物被害（想定条件：冬・夕方 18 時，風速 5m/s）

全壊・焼失棟数　（棟）

市町村	揺れ	液状化	浸水・津波	急傾斜地崩壊等	火災	合計
大治町	約 900	約 200	＊	＊	約 300	約 1,400

＊被害わずか

（イ） 人的被害（想定条件：冬・深夜 5 時，風速 5m/s）

死者数　（人）

市町村	建物倒壊等		浸水・津波			急傾斜地崩壊等	火災	合計
		（うち屋内収容物移動･転倒､屋内落下物）		（うち自力脱出困難）	（うち逃げ遅れ）			
大治町	約 50	＊	＊	＊	－	＊	＊	約 50

＊被害わずか

※「平成 23 年度～平成 25 年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書」による

※「全壊・焼失棟数」及び「死者数」は、下の①～④にしたがって端数処理を行ったため、合計が各項目の和に一致しない場合がある。

①5 未満 →「*：被害わずか」

②5 以上 100 未満 →「一の位を四捨五入」

③100 以上 1 万未満 → 「十の位を四捨五入」

④1 万以上 → 「百の位を四捨五入」

２ 東海地震・東南海地震等の被害予測結果

⑴ 平成 4 年度から 3 年間かけて実施した結果から、県が実施した活断層調査や地下構造調査を通じて新しい データが蓄積されるとともに、平成 13 年度においては国の中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震に係る想定震源域の見直しや震度分布など、地震に関する最新の知見が示されている。

以上のような状況を踏まえ、県は、海溝型地震では、①想定東海地震、②想定東南海地震、③想定東海地震と想定東南海地震の連動、内陸型地震では、④養老―桑名―四日市断層帯等を想定して、最新の情報や予測技術を基本にした被害予測調査を平成 14 年度及び平成 15 年度の 2 年間で実施した。

⑵ 基本的な考え

今回の被害予測調査の基本的な考え方は、次のとおりである。

ア　科学的、客観的な手法及び最新の知見を活かした被害想定とする。

イ　愛知県の地域特性を踏まえた被害想定とする。

ウ　地震対策に役立つ被害想定とする。

エ　社会的な影響や様々な状況を視野に入れた幅広い想定とする。

また、県は、次の項目について想定を行った。

オ　地震動・液状化・山崖崩れの想定

カ　津波の想定

キ　建物関係の想定（建物・倒壊物・落下物）

ク　地震火災の想定

ケ　交通施設被害の想定

コ　ライフライン施設被害の想定

サ　危険性物質被害の想定

シ　人的被害及び社会機能支障の想定

⑶　前提条件

ア　想定地震

県は、地震動について、愛知県に大きな被害を及ぼす可能性のある次の地震を想定した。想定地震については広域に大きな影響を与える可能性があることから被害想定まで実施した。

	想定東海地震予知あり・なし	想定東南海地震	想定東海・東南海地震の連動	養老・桑名・四日市断層帯
規模	Mw7.96	Mw8.15	Mw8.27	M7.4
震源の位置	駿河湾	串本沖～浜松沖	串本沖～駿河湾	岐阜県～三重県
震源の深さ	約 10～30 ㎞			約 5～18 ㎞
想定ケース	①冬早朝朝 5 時 ②春秋昼 12 時 ③冬夕刻 18 時			
調査単位	市町村又は 500m メッシュ			
調査項目	地震動、液状化、津波、建物崩壊、火災、交通施設、人的被害ほか			

※　M：気象庁マグニチュード、Mw：モーメントマグニチュード

イ　想定時間帯

想定時間帯は、町民の生活行動が顕著に反映できるよう次の 3 ケースを想定した。

①　冬早朝 5 時

阪神・淡路大震災と同様の時間帯、多くの人が自宅で就寝中

②　春秋昼 12 時

特に市街地部で人口の多い平日の時間帯

③　冬夕刻 18 時

帰宅ラッシュと重なる、また、出火危険性の高い時間帯

⑷　想定結果

本町における想定結果は次のとおりである。

ア　地震動

7 つの想定地震のうち、本町に最も影響を及ぼすとされる地震は「東海・東南海地震連動」で、南部の一部地域で震度 6 強、その他のほぼ全域で震度 6 弱となっている。次に影響を及ぼすとされる地震は「伊勢湾断層帯主部と白子―野間断層地震」で、本町全域で震度 6 弱と想定されている。

想定地震	計測震度面積率（%）				
	5 弱以下	5 強	6 弱	6 強	7
想定東海地震	0	100	0	0	0
想定東南海地震	0	19	81	0	0

想定東海・東南海地震連動	0	5	88	7	0
養老―桑名―四日市断層帯	0	79	21	0	0

イ　液状化

液状化危険が最も高いとされる想定地震は「東海・東南海地震連動」で、町域の約 71%が「極めて高い」、約29%が「高い」となっている。本町の液状化危険度は、4 つの想定地震のうちのすべての想定地震において町域の 50%以上が「高い」以上の結果となっており、全般的に高い数値となっている。

想定地震	液状化危険度面積率（%）			
	極めて低い	低い	高い	極めて高い
想定東海地震	0	48	52	0
想定東南海地震	0	2	57	40
想定東海・東南海地震連動	0	0	29	71
養老―桑名―四日市断層帯	14	24	52	10

ウ　建物関係・地震火災

4 つの想定地震の想定結果からすると、本町に最も影響を及ぼすとされる地震は「東海・東南海地震連動」で全壊約 810 棟、半壊約 1,700 棟、合計約 2,510 棟と、町全体の約 35%がり災するとされている。

次に影響を及ぼすとされる地震は「東南海地震」で全壊約 360 棟、半壊約 1,200 棟、合計約 1,560 棟と全体の約 5.5%がり災するとされている。

3 つの想定時間のうち一番火災が起こりやすいとされる 18 時での火災被害想定結果は、出火件数、焼失棟数ともに「東南海地震」「東海・東南海地震連動」で約 10 件（棟）とされており、比較的低い数値となっている。

想定地震	本町の建物棟数（棟）	建物被害（棟）		火災【18 時】	
		全壊	半壊	出火件数（件）	焼失棟数（棟）
想定東海地震	8,700	約 60	約 400	若干	0
想定東南海地震		約 360	約 1,200	約 10	約 10
想定東海・東南海地震連動		約 810	約 1,700	約 10	約 10
養老―桑名―四日市断層帯		約 50	約 180	0	0

エ　ライフライン施設被害

上水道、都市ガス、ＬＰガス、電力、電話施設において被害が一番大きいのは「東海・東南海地震連動」で、上水道は約 10,000 戸、都市ガスは約 8,000 戸に影響が出るとされている。下水道に関しては、4 つの想定地震において被害が生じないという結果になっている。

想定地震	上水道（戸）	都市ガス（戸）	LP ガス（戸）	電力（口）	電話（件）	下水道（人）
想定東海地震	約 760	0	約 150	0	0	0
想定東南海地震	約 6,100	約 3,800	約 500	約 2,700	約 880	0
想定東海・東南海地震連動	約 10,000	約 8,000	約 820	約 3,100	約 1,400	0
養老―桑名―四日市断層帯	約 2,600	0	約 70	約 1,700	約 240	0

オ　人的被害

人的被害については、「東海・東南海地震連動」が 3 つの時間帯に高い数値となっている。冬早朝 5 時が最も被害が多く、死傷者約 20 人、負傷者約 540 人となっている。

また、突発時に地震が起こった場合の帰宅困難者数は、4 つの想定地震ともに約 1,100 人とされている。

(ア)　本町の人口データ

5 時	12 時	18 時
27,000 人	21,000 人	24,000 人

(イ)　人的被害

想定地震	冬早朝 5 時		春秋昼 12 時		冬夕刻 18 時		帰宅困難者数（人）〔突発時〕
	死傷者（人）	負傷者（人）	死傷者（人）	負傷者（人）	死傷者（人）	負傷者（人）	
想定東海地震	―	約 80	0	約 40	―	約 50	約 1,100
想定東南海地震	約 10	約 310	―	約 170	約 10	約 200	約 1,100
想定東海・東南海地震連動	約 20	約 540	約 10	約 310	約 10	約 350	約 1,100
養老―桑名―四日市断層帯	0	約 20	0	約 10	0	約 10	約 1,100

カ　社会機能支障

地震発生から 1 日経過後の避難所生活者数は、「東海・東南海地震連動」が最も多く、自宅建物被害による避難者数が約 1,300 人、ライフライン支障による避難者数が約 3,600 人の合計約 4,900 人（町民の約 18%）が避難するものとされている。

次に「東南海地震」の避難者が多く、合計約 2,400 人と町民の約 9%が避難所生活を送るとされている。

想定地震	避難所生活者数【1 日後】（人）		
	自宅建物被害による（人）	ライフライン支障による（人）	合計（人）
想定東海地震	約 160	約 320	約 470
想定東南海地震	約 630	約 1,800	約 2,400

想定東海・東南海地震連動	約 1,300	約 3,600	約 4,900
養老―桑名―四日市断層帯	約 180	約 800	約 980

３ 濃尾地震の再来に係る被害予測結果

⑴　再来地震の内容

明治 24 年 10 月 28 日、岐阜県本巣郡根尾村（現：本巣市根尾地区）を震源として発生した濃尾地震が、今日再び発生したと想定したもの。

想定地震	規模	震源地	震源の深さ	食い違い量	推定地震断層
濃尾地震の再来	マグニチュード 8.0	岐阜県本巣郡根尾村（現：本巣市根尾地区）	30 ㎞	約 6m	岐阜－名古屋線 大垣－蟹江線

※内陸型大地震の発生の危険性や予知等は困難であるとされているので、内陸型大地震の一つの目安として今日濃尾地震が再来した場合の被害予測を行った。

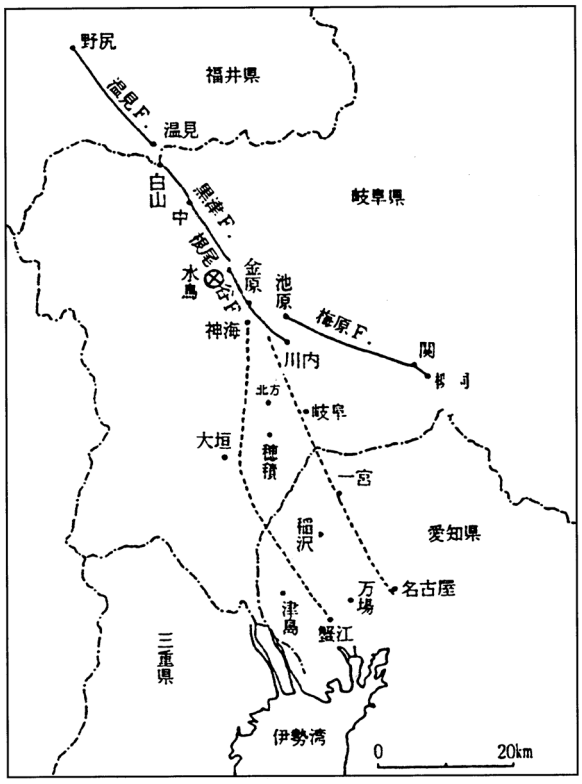

実線は、地震断層
波線は、推定断層
⊗ は、震央

⑵　自然現象の予測結果

ア　地震動の予測結果

地震基盤（第四紀洪積層上面）上での最大加速度は、断層線上で約 450 ガルを示すが、断層から遠ざかるに従って急速に減衰している。大治町付近の地表加速度は 350 ガル以上 400 ガル未満の地震動と予測される。

濃尾地震の再来を想定した地表加速度分布図

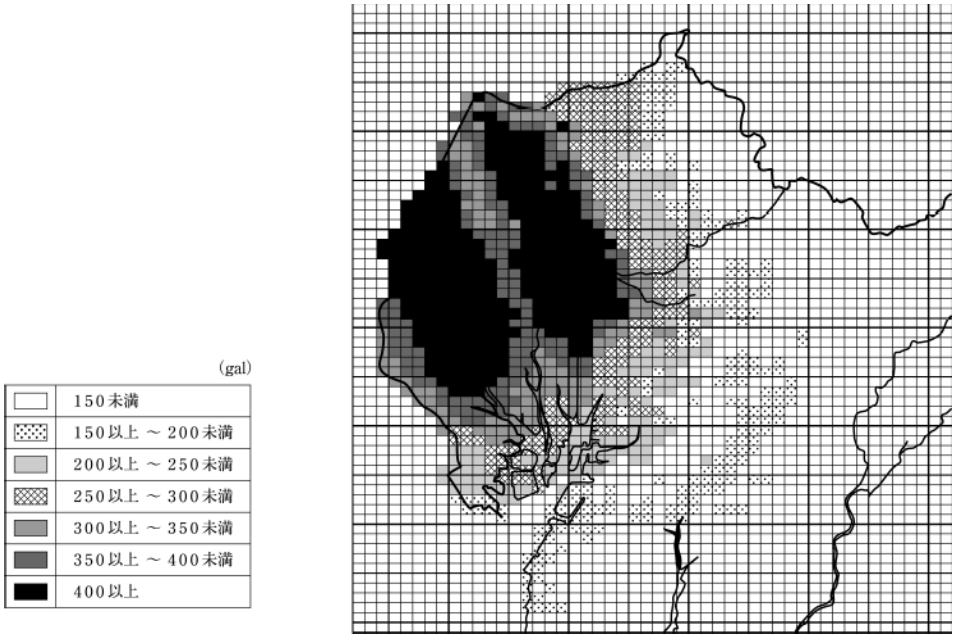

イ　液状化の予測結果

大治町を含む濃尾平野北西部から南部に達する地区及びその周辺部では、かなり激しい液状化が発生すると予測される。

⑶　物的被害の予測結果

ア　振動による木造家屋の被害予測結果

愛知県の全壊・半壊棟数は、約 43 万 8,000 棟で、県全体の木造家屋約 231 万棟の 19%が被害を受けると予測される。

全壊被害は、尾張地方の、特に最大加速度 400 ガル以上になる地域に集中すると予測され、半壊被害の大半は、尾張地方の天白川以西に集中すると予測される。

イ　地震災害による木造家屋の被害予測結果

愛知県の被害は、約 1,500 棟が焼失すると予測されているが、被害の多くは、名古屋市西部に集中している。

木造家屋の被害予測結果

要 因	振　　動			火　災
区　分	全　壊	半　壊	計	焼　失
被害棟数	132,817（5.8）	305,207（13.2）	439,522（19.1）	1,498（0.065）

（注）

1　木造建物棟総数:2,305,593 棟（平成 2 年 1 月 1 日を基準として各市町村から入手したもの）

2　（ ）内は、被害率（%）を示す。

濃尾地震の再来を想定した木造家屋の被害分布図

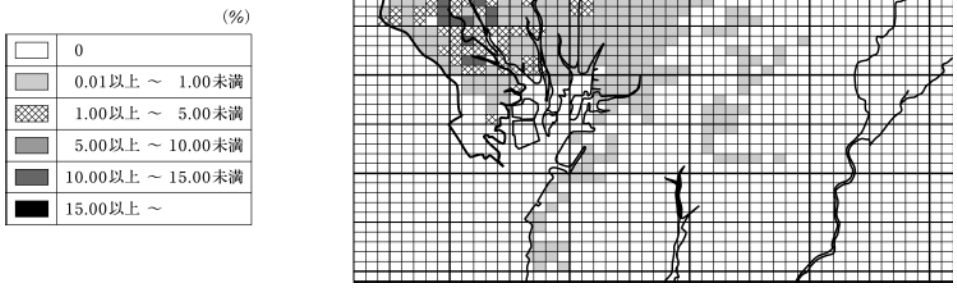

⑷　人的被害の予測結果

地震動や建築物の被害予測結果を基に算定すると、愛知県全体で、死者数は約 9,600 人、負傷者数は約 4 万 9,000 人と予測される。

人　的　被　害　者　数

区分	死 者 数	負傷者数	計
被害者数	9,604（0.15）	48,810（0.76）	58,414（0.90）

（注）

１　人口：6,455,172 人（昭和 60 年国勢調査報告書による。）

２（ ）内は、被害率（%）を示す。

濃尾地震の再来を想定した人的被害分布図（死傷者数）

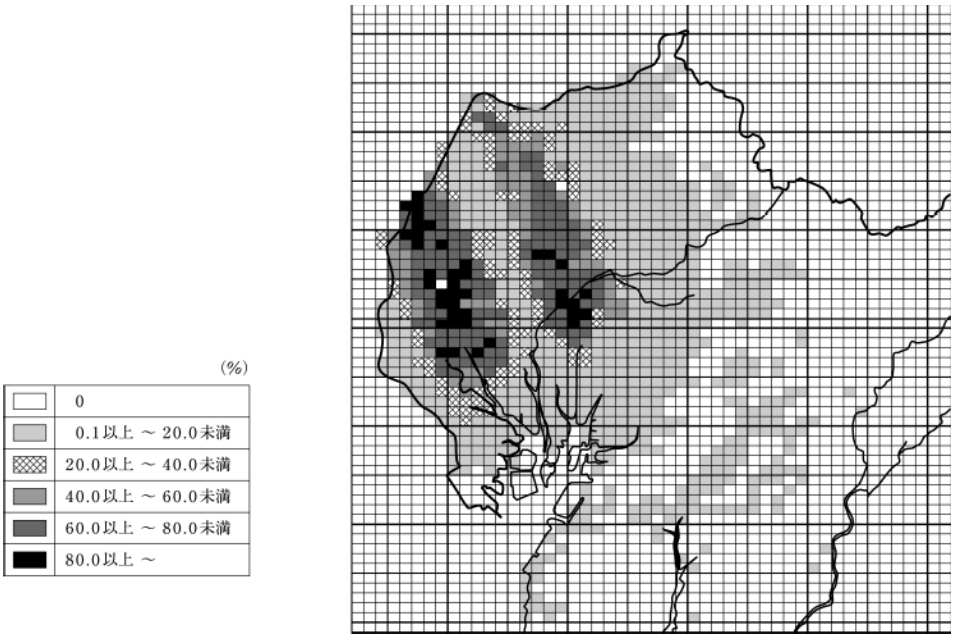

４ 想定地震を踏まえた本町の地震防災への取組

県が実施した被害予測調査結果から、本町における地震の被害要因は、地震火災というよりも、地震の揺れ・液状化による建物の倒壊等によるものといえる。このため、町は、建築物の耐震化対策及び液状化対策を推進するとともに、住民に対する家具類の転倒防止対策等の啓発をより一層努めるものとする。

また、ライフライン施設の中で上水道の機能支障の割合が高いものとなっているため、水道施設の耐震対策を計画的に促進していくものとする。

第４章　　基本理念及び重点を置くべき事項

第１節　　防災の基本理念

「暮らし･経済･環境が調和した輝くあいち ～危機を乗り越え､愛知の元気を日本の活力に～」を地域づくりの基本目標に、安心安全で、誰もが夢と希望を抱き、活躍する社会の実現をめざしている本県において、防災とは、町民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。

南海トラフ全域で、30 年以内にマグニチュード 8 以上の地震が起きる確率は 70%～80%程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

町及び県を始めとする各防災関係機関は､「第 3 章　被害想定」及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、町民や事業者、自主防災組織､ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない｡防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により､「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の緊密な協力体制を整える。また、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、住み続けられるまちづくりなど、ＳＤＧｓの理念を意識し、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の 3 段階があるが、それぞれの段階における基本理念は風水害等災害対策計画第１編第２章第１節｢防災の基本理念」のとおりである。

１ 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。

２ 災害応急対策段階

⑴　発災直後は、早期に被害規模を把握する。また、時間の経過に応じて的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

⑵　被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮

を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

３ 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第２節　　重点を置くべき事項

防災基本計画及び第 3 章「被害想定」を踏まえ、本町の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

１ 揺れ対策の充実に関する事項

地震による建築物の倒壊等から町民の生命や財産を保護するため、住宅や学校施設及び不特定多数の者が利用する大規模建築物等や地震の際の避難などに必要な道路沿いの建築物、防災拠点となる建築物の耐震化を促進すること。

また、上下水道、道路、鉄道、河川、農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図ること。また、道路については、広域交通ネットワークの冗長性を確保する観点から整備を促進すること。

２ 津波及び浸水対策の充実に関する事項

津波及び堤防等の被災によるゼロメートル地帯の浸水からの迅速かつ確実な避難を実現するため、住民の津波避難計画の作成、津波避難ビル等の避難場所や避難路等の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進すること。

３ 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、県及び他市町村との相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

また、町と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

４ 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

５ 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難情報の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

６ 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の交付体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。

７ 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、町地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる本町と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

８ 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

第５章　　各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第１節　　実施責任者

１ 町

町は、災対法の基本理念にのっとり町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

２ 県

県は、災対法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

３ 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災対法の基本理念にのっとり町の区域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

４ 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災対法の基本理念にのっとりその業務の公共性又は公益性にかんがみ自ら防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

５ 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災対法の基本理念にのっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、町、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第２節　　処理すべき事務又は業務の大綱

１ 町

機関名	内容
町	⑴　災害予警報を始めとする地震に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報を含む。）の収集伝達を行う。 ⑵　災害による被害状況の調査及び報告を行う。 ⑶　災害広報（南海トラフ地震に関連する情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）等を含む。）を行う。 ⑷　避難場所、避難路、消防用施設その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。 ⑸　地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じそのとるべき措置について指示、要請又は勧告を行う。 ⑹　避難の指示を行う。 ⑺　被災者の救助を行う。 ⑻　災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。 ⑼　消防活動及び浸水対策活動を行う。 ⑽　被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。 ⑾　公共土木施設、農業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。 ⑿　農作物及び家畜に対する応急措置を行う。 ⒀　消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。 ⒁　危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。 ⒂　交通整理、警戒区域の設定、その他社会秩序の維持を行う。 ⒃　自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境整備を行う。 ⒄　防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。 ⒅　被災建築物・宅地の応急危険度判定活動を行う。 ⒆　南海トラフ地震に関連する情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。

２ 県

機関名	内容
県	⑴　災害予警報を始めとする災害に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報を含む。）の収集伝達を行う。 ⑵　災害広報（南海トラフ地震に関連する情報を含む。）を行う。 ⑶　避難場所、避難路、その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。 ⑷　地震防災応急対策について、市町村長に指示し、又は他の市町村長に応援の指示を行う。

	⑸　避難の指示を代行することができる。 ⑹　市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。 ⑺　災害救助法に基づく被災者の救助を行う。 ⑻　災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。 ⑼　市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び調整を行う。 ⑽　被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。 ⑾　緊急車両の通行を確保するための道路啓開を行う。 ⑿　公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。 ⒀　農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。 ⒁　緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。 ⒂　消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。 ⒃　救助物資、化学消火薬剤等必要機材の供給又は調達若しくは斡旋を行う。 ⒄　危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。 ⒅　地下街等の保安確保に必要な指導、助言を行う。 ⒆　自衛隊の災害派遣要請を行う。 ⒇　有毒性ガスの発生、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体・環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。 (21)　自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境の整備を行う。 (22)　防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。 (23)　防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。 (24)　市町村の実施する被災建築物・宅地の危険度判定等に対する支援・調整を行う。また、応急仮設住宅の設置を行う。 (25)　被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支援金の支給を行う。 (26)　南海トラフ地震に関連する情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。 (27)　愛知県名古屋飛行場の施設に係る防災対策を行う。
津島警察署	⑴　災害時等における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進に関することを行う。 ⑵　災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備を行う。 ⑶　津波に関する予警報の伝達を行う。 ⑷　被害実態の早期把握と情報（南海トラフ地震に関連する情報を含む。）の伝達を行う。 ⑸　災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。

	⑹　避難の指示又は警告及び誘導を行う。 ⑺　人命救助を行う。 ⑻　行方不明者の捜索及び遺体の検視を行う。 ⑼　災害時等における交通秩序の保持を行う。 ⑽　警察広報を行う。 ⑾　災害時における各種犯罪の取締りを行う。 ⑿　他の機関の行う災害応急対策又は地震防災応急対策に対する協力を行う。 ⒀　緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止・制限する。 ⒁　緊急通行車両等確認及び確認証明書の交付を行う。

３ 指定地方行政機関

機関名	内容
東海財務局	⑴　災害復旧事業費の査定立会に際しては、災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図るため、速やかに立会官を派遣し、災害復旧事業の早期着手に協力する。 ⑵　地方公共団体が緊急を要する災害復旧事業等のために災害つなぎ資金を希望する場合には、短期貸付の措置を適切に運用する。 ⑶　地方公共団体が災害復旧事業等に要する経費の財源として地方債を起こす場合は、資金事情の許す限り、財政融資資金をもって措置する。 ⑷　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対して機を逸せず必要と認められる範囲内で、適切な措置を要請する一方、被災者等からの金融相談ニーズに対応する金融相談窓口を設置する。 ⑸　災害が発生した場合における応急措置等のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。 ⑹　上記⑴～⑸の措置等を適切に行うため、必要に応じ情報連絡員（リエゾン）を派遣する。
東海農政局	⑴　農地防災事業等の防災に係る国土保全対策を推進する。 ⑵　農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集を行う。 ⑶　被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るため必要な指導を行う。 ⑷　被災地における農作物等の病害虫防除に関する応急措置について指導を行う。 ⑸　農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施に関する指導及び助言を行う。 ⑹　直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等について応急措置を行う。

	⑺　地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等を行う。 ⑻　被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。 ⑼　食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。 ⑽　食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。
中部経済産業局	⑴　所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。 ⑵　電力及びガスの安定供給の確保に関すること。 ⑶　災害対応物資の円滑な供給の確保のため、関係機関から情報を収集するとともに、必要に応じて、経済産業省関係部署と関係機関との連絡調整を行う。 ⑷　中小企業者の業務を確保するため、その事業の再建に必要な資金の融通の円滑化等の措置を行う。 ⑸　必要に応じて災害対策本等への職員の派遣を行う。
中部近畿産業保安監督部	高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等施設の保安の確保に必要な監督又は指導を行う。
中部運輸局	⑴　所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。 ⑵　鉄道・バスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。 ⑶　自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。 ⑷　陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達斡旋、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。 ⑸　緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し､緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。 ⑹　特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。 ⑺　情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策を支援する。
名古屋地方気象台	⑴　気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 ⑵　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 ⑶　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 ⑷　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・協力を行う。 ⑸　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
東海総合通信局	⑴　災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の

	整備のための調整及び電波の監理を行う。 ⑵　災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。 ⑶　被災地区における電気通信施設、放送施設等の被害状況の調査を行う。 ⑷　非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関することを行う。 ⑸　非常通信協議会の運営に関することを行う。 ⑹　通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等へ衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与を行う。
愛知労働局	⑴　事故等の発生に係る厚生労働省への通報を行う。 ⑵　事業者に対する労働者退避等措置の指示を行う。 ⑶　災害応急工事、災害復旧工事等を行う事業主に対して監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に努める。 ⑷　被災者の医療対策について必要があると認められるときは、管轄区域内にある労災病院又は労災保険の指定病院等に対して、医師その他の職員の派遣、医薬品の提供等必要な措置を講ずるように要請する。 ⑸　被災労働者に対する労災補償の給付事務を迅速に行う。 ⑹　災害による事業の閉鎖、事業活動の縮小等により、失業した人に対して職業相談を行うとともに、就職先の確保に努める。 ⑺　被災者に対して、必要に応じ職業相談、職業紹介等窓口を設置する。 ⑻　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 25 条に基づき、雇用保険求職者給付における基本手当（賃金日額の 4.5 割～8 割に相当する額）の支給を行う。
中部地方整備局	⑴　災害予防 ア　所管施設の地震に対する安全性を確保するため、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に耐震性の確保に努める。 イ　地震発生後の応急復旧を円滑に進めるために災害応急復旧用資機材について備蓄等を推進する。 ウ　防災訓練は、実践的な方法をもって実施する。 エ　大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる活動で被災状況把握及び応急対策等に対する防災協力活動を行う防災エキスパート制度を活用する。 オ　災害から港湾並びに地域住民の生命、身体及び財産を防護するため、港湾・海岸保全施設等の整備に関する計画・指導及び事業を実施する。 カ　震災時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁等の整備に関する計画･指導及び事業を実施する。 キ　関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定

	⑵　初動対応 ア　所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。 イ　情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。 ウ　緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を行う。 ⑶　応急復旧 ア　気象庁が地方整備局管内で震度４以上を発表した場合、自動的に職員が参集する等の災害対策体制を整え所掌業務を実施する。 イ　災害発生後の応急対策を実施する際、防災関係機関と密接な連絡を保ち、協力を行う。 ウ　地震発生後、体制を速やかに整え、所管施設の緊急点検を実施する。
中部地方環境事務所	⑴　有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供を行う。 ⑵　廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集を行う。
近畿中部防衛局東海防衛支局	⑴　所管財産の使用に関する連絡調整を行う。 ⑵　災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整を行う。 ⑶　在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援を行う。
国土地理院中部地方測量部	⑴　災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 ⑵　災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。 ⑶　災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。 ⑷　被災した地域の災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等を実施する。また、公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量等公共測量の実施にあたっては、測量法第 36 条の規定により、実施計画書の技術的助言を行う。

４ 自衛隊

機関名	内容
自衛隊	⑴　災害派遣の準備 ア　防災関係資料（災害派遣に必要な情報）の収集を行う。 イ　災害派遣計画を作成する。 ウ　災害派遣計画に基づく訓練を実施し、本部訓練を含めた防災訓練等に積極的に参加する。

	⑵　発災後の対処 ア　即時救援活動 人命救助を最優先して救援活動を実施する。 イ　応急救援活動 方面隊の命令に基づき、救援活動を実施する。 ウ　方面隊による本格対処 方面隊の対処構想に基づき、被害の状況を把握しつつ、関係機関と密接に調整し、総力を結集して、効率的な救助活動を実施する。

５ 指定公共機関

機関名	内容
独立行政法人国立病院機構	知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う。
独立行政法人地域医療機能推進機構	知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う。
独立行政法人都市再生機構	⑴　関係機関からの情報収集や密接な連携を図る。 ⑵　国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設要員の派遣等を迅速に行うとともに、賃貸型応急住宅としての UR 賃貸住宅の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供を行う。
日本赤十字社愛知県支部	⑴　南海トラフ地震に関連する情報の発表に伴い、救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。 ⑵　避難所の設置に係る支援を行う。 ⑶　医療、助産、死体処理（一時保存を除く。）の業務を行う。 ⑷　血液製剤の確保と供給を行う。 ⑸　日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット等）を被災者のニーズに応じて配分する(配分にあたっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。)。 ⑹　義援金等の受付と配分を行う。(配分については地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して義援金の迅速公正な配分に努める。)
日本放送協会名古屋放送局	⑴　激甚な大規模災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、万全の体制を整える。 ⑵　地震防災応急対策のための動員及び準備活動を行う。 ⑶　平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。 ⑷　大津波警報、津波警報・注意報、緊急地震速報（警報）、地震情報等及び被害状況等の報道を行う。 ⑸　災害時における放送送出を確保するため、放送施設の整備拡充を図る。

中日本高速道路株式会社	高速道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。
日本郵便株式会社（大治郵便局、大治西条郵便局）	災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。 また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。 ⑴　被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。 ⑵　被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。 ⑶　被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。 ⑷　被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。 ⑸　被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。
中部電力株式会社中村営業所（※1）、株式会社ＪＥＲＡ、関西電力株式会社（※2）、電源開発株式会社（※3）	⑴　電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。 ⑵　発災後、被災状況を調査し、その早期復旧を図る。 ⑶　他電力会社との電力緊急融通のための対策を実施する。 （※1）中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む。（以降同じ。） （※2）関西電力送配電株式会社を含む。（以降同じ。） （※3）電源開発送変電ネットワーク株式会社を含む。（以降同じ。）
東邦瓦斯株式会社(※)	⑴　ガス施設の災害予防措置を講ずるとともに、地震防災応急対策に係る措置を実施する。 ⑵　発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。 (※)東邦ガスネットワーク株式会社を含む。（以降同じ。）
日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社	国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。
西日本電信電話	⑴　地震防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。

株式会社名古屋支店	⑵　発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。 ⑶　災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 ⑷　気象等警報を市町村へ連絡する。 ⑸　電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。
エヌ･ティ･ティ･コミュニケーションズ株式会社	⑴　災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。 ⑵　災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。 ⑶　発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。 ⑷　災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 ⑸　電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除を行う。
ＫＤＤＩ株式会社（中部総支社）	⑴　災害対策本部を設置し、直ちに地震防災応急対策を行う。 ⑵　災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。 ⑶　災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。
株式会社ＮＴＴドコモ（東海支社）	⑴　発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。 ⑵　災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 ⑶　携帯電話等サービス契約約款等に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除を行う。
ソフトバンク株式会社	⑴　災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。 ⑵　災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。 ⑶　災害時における情報等の的確かつ迅速な収集、伝達を行う。
楽天モバイル株式会社	⑴　災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 ⑵　災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。 ⑶　災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
一般社団法人日本建設業連合会	「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。
株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会	国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。

社セブンーイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス	

６ 指定地方公共機関

機関名	内容
愛知県土地改良事業団連合会	土地改良区の管理する農業用施設等の整備及び点検並びに災害復旧対策への指導及び助言について協力する。
一般社団法人愛知県トラック協会	緊急輸送対策本部及び支部対策室は、関係機関からの緊急輸送要請に対応する。
各民間放送及び新聞社	日本放送協会に準ずる。
公益社団法人愛知県医師会	⑴　医療及び助産活動に協力する。 ⑵　防疫その他保健衛生活動に協力する。
一般社団法人愛知県歯科医師会	⑴　歯科保健医療活動に協力する。 ⑵　身元確認活動に協力する。
一般社団法人愛知県薬剤師会	⑴　医薬品等の供給及び保管管理活動に協力する。 ⑵　医薬品等の適正使用に関する活動に協力する。
公益社団法人愛知県看護協会	看護活動に協力する。
一般社団法人愛知県病院協会	医療及び助産活動に協力する。
一般社団法人愛知県ＬＰガス協会	⑴　ＬＰガス設備の災害予防措置を講ずる。 ⑵　発災後は、ＬＰガス設備の災害復旧を行う。
一般社団法人愛知県建設業協会、一般社団法人愛知県土木研究会	「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。
愛知県道路公社	各地方道路公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うと

※、名古屋高速道路公社	ともに災害復旧を行う。※愛知県道路公社の業務の一部は、愛知県有料道路運営等事業公共施設等運営権実施契約等に基づき、愛知道路コンセッション株式会社が行う。（以降同じ。）

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	内容
海部地区水防事務組合	⑴　水防施設、資機材の整備と管理を図る。 ⑵　水防計画の策定及びその推進を図る。
海部東部消防組合（海部東部消防署、海部東部消防署北分署及び南分署）	⑴　災害に関する情報の収集伝達を行う。 ⑵　避難指示の伝達及び誘導を行う。 ⑶　水防活動及び消防活動を行う。 ⑷　救助活動、救急医療活動を行う。 ⑸　行方不明者等の捜索を行う。 ⑹　消防、救助その他防災に関する施設、設備の整備を行う。 ⑺　危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。 ⑻　火気使用設備器具の防火指導を行う。 ⑼　消防計画の策定及びその推進を行う。 ⑽　必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
一般社団法人海部医師会	⑴　医療活動及び助産活動に協力する。 ⑵　防疫その他保健衛生活動に協力する。 ⑶　会員のうち、いずれかの施設を臨時救護所又は委託助産機関として活用する。
海部歯科医師会	⑴　歯科保健医療活動に協力する。 ⑵　身元確認活動に協力する。
宮田用水土地改良区、福田悪水土地改良区及び小切戸用悪水土地改良区	土地改良区の管理する農業用施設、その他農地の保全又は利用上必要な施設の補強、廃止または変更を行うとともに災害復旧を行う。
海部地区環境事務組合	⑴　ごみ処理施設の維持管理 ⑵　し尿処理施設の維持管理 ⑶　災害の発生後は、被災施設の復旧を図るとともに、町の防災活動に協力する。
産業経済団体	農業協同組合及び商工会等は、組合員又は会員の被害調査を行い対策指導並びに必要資機材及び融資の斡旋について協力する。
文化、厚生、社会団体	大治町赤十字奉仕団、大治町婦人会、大治町女性消防クラブ、大治町社会福祉協議会等は被災者の救助活動及び義援金品の募集等について協力する。
企業等	企業（毒物劇物等化学薬品類を貯蔵し、又は取り扱う者を含む。）は、災害

	防止について第一次的責任を有する点にかんがみ、防災上重要な施設の管理者として、消防計画等の災害防止計画書を作成し、計画に従って自主点検の強化、保安教育の徹底、防災資機材の整備等に努め、また、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（Business Continuity Plan）（業務継続計画（BCP））の策定に努める等、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施し、町、県その他防災関係機関の防災活動に積極的に協力する。
危険物施設の管理者	危険物施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い防災活動について協力する。
建築関係団体	(一財)愛知県建築住宅センター、(公社)愛知建築士会、(公社)愛知県建築士事務所協会等は、応急危険度判定の実施について協力する。
その他重要な施設の管理者	その他重要な施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。

【資料１―１】防災関係機関及び窓口

第２編　　災害予防

第１章　防災協働社会の形成推進

■　基本方針

○　自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、町民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

○　大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努める。

○　被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するには、平素から住民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。

○　企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan）（以下「BCP」という）の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 防災協働社会の形成推進	町、県	1⑴　地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1⑵　災害被害の軽減に向けた取組み
第２節 自主防災組織・ボランティアとの連携	町、県	1⑴　自主防災組織の設置・育成 1⑵　防災ボランティア活動の支援
	自主防災組織	2　　地域の実情に応じた防災活動の実施
第３節 企業防災の促進	町、企業、商工団体	1⑴　企業防災の重要性 1⑵　企業防災の促進 2⑴　企業の取組 2⑵　企業防災促進のための取組

第１節　　防災協働社会の形成推進

１ 町及び県における措置

⑴　地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

町及び県は、「新しい公」という考え方を踏まえ、町民、事業者、自主防災組織等と一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や町民の防災意識の高揚を図るため、防災活

動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

⑵　災害被害の軽減に向けた取組み

町及び県は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

２ 愛知県地震防災推進条例に基づく推進

「愛知県地震防災推進条例」（平成 16 年 4 月 1 日施行）に基づき、県、町、町民、事業者、自主防災組織、ボランティア等がその責務や役割を認識し、一体となって取り組む防災協働社会の形成を目指すものとする。

３ 町民の基本的責務

⑴　「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。

⑵　いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要があり、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努めるものとする。

⑶　災害時には初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、町等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

４ 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

⑴　町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防火訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、提携して防災活動を行うこととする。

⑵　町は町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第２節　　自主防災組織・ボランティアとの連携

１ 町及び県（防災安全局、関係局）における措置

⑴　自主防災組織の設置・育成

ア　町及び県は、「自主防災組織設置推進要綱」（昭和 49 年愛知県防災会議決定）に基づき、自主防災組織の設置・育成に努めるものとする。その際、女性の参画の促進につとめるも

のとする。

イ　町及び県は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

⑵　防災ボランティア活動の支援

ア　コーディネーターの確保

町及び県は、大地震により行政、町民、自主防災組織などに対応困難な災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。

イ　防災ボランティア活動の環境整備

町及び県は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びＮＰＯ・ボランティア等（以下「ＮＰＯ・ボランティア関係団体等」という。）との提携を図るとともに、災害中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、震災時においてボランティア活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

⑶　防災関係団体ネット―ワーク化

町は、自主防災組織がＮＰＯ・ボランティア関係団体等、消防団、女性消防クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。

⑷　災害ボランティアセンター

町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（町社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。

特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

２ 自主防災組織における措置

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時及び災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

⑴　平常時の活動

ア　情報の収集伝達体制の確立

イ　防災知識の普及及び防災訓練の実施

ウ　火気使用設備器具等の点検

エ　防災用資機材等の備蓄及び管理

オ　地域内の要配慮者の把握

⑵　災害発生時の活動

ア　初期消火の実施

イ　地域内の被害状況等の情報の収集

ウ　救出救護の実施及び協力

エ　町民に対する避難命令の伝達

オ　集団避難の実施

カ　炊き出しや救助物資の配分に対する協力

なお、自主防災組織が結成されていない地域については、町内会・自治会組織等が上記に準じた活動を行うよう、周知啓発に努めるものとする。

３ 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進

⑴　防災リーダーの養成

町及び県は、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える、災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの養成に努めるものとする。

⑵　防災リーダーのネットワーク化の推進

防災リーダーが各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、町及び県は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

また、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、県は啓発用資機材などを整備し、町は防災リーダーを積極的に活用するものとする。

４ ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進

⑴　町及び県は、あらかじめ平常時において定期的に次のアからウ等の災害発生時の対応や連絡体制についてＮＰＯ・ボランティア関係団体等との意見交換に努める。

ア　町及び県は、ボランティアの受入れに必要な机、イス及び電話等の資機材を確保して、県は、広域ボランティア支援本部、町は災害ボランティアセンターを設置する。

イ　町及び県は、災害時にコーディネーターを派遣することを協力するＮＰＯ・ボランティア関係団体（以下「協力団体」という。）にコーディネーターの派遣を要請する。

ウ　県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、全体的な情報提供や後方支援などを、町の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターはボランティアの受入れを行う。

⑵　町は、防災訓練等において、協力団体の協力を得て災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。

【資料８】２５　大治町災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書

⑶　予想されるボランティア団体等

・防災ボランティアおおはる
・大治町赤十字奉仕団
・大治町女性会
・大治町女性消防クラブ
・日本赤十字社奉仕団

・愛知県防災ボランティアグループ
・各種団体
・その他有志者

⑷　ボランティアコーディネーター養成講座の開催

町及び県は、ＮＰＯ・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、町及び県は、コーディネーターの養成に努めるとともに、養成したコーディネーターに対し、コーディネートの知識・技術の向上を図るためのレベルアップ研修等を開催する。なお、町は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させるものとする。

⑸　ＮＰＯ・ボランティア関係団体等との連携

町及び県は、災害時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からＮＰＯ・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。

県は、災害時にＮＰＯ・ボランティア関係団体等が効果的・効率的に活動するために開催される情報共有会議が円滑に運営できるよう、平常時から、「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結した団体を構成員とした「防災のための愛知県ボランティア連絡会」及び多様な民間支援団体・組織等と一層の相互協力・連絡体制を推進する。

また、町においても、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、ＮＰＯ・ボランティア関係団体等との連携に努める。

⑹　防災ボランティアの活動の普及啓発

町及び県は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、防災ボランティアシンポジウムの開催などの広報・啓発活動を行うように努めるものとする。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

５ 愛知県防災ボランティアグループ登録制度の活用

県は、大規模な災害が発生し、応急対策に必要な人員が不足した場合に備え、あらかじめ被災地に救援の手を差し延べる意思のあるグループを募集して愛知県防災ボランティアグループとして登録し、災害発生に伴う情報収集員が不足したときに無線ボランティアの協力を得るほか、被災地における輸送・一般作業の協力を得ることとしている。

町は、町民や住民グループ等に対し、広報紙等を通じて当該制度の周知を図り、愛知県防災ボランティアグループへの登録を促す。

第３節　　企業防災の促進

１ 基本方針

⑴　企業防災の重要性

企業の事業継続・早期再建は町民の生活再建や町の復興にも大きな影響を与えるため、企業活動の早期復旧にも迅速さが求められる。

しかしながら、想定されるような大規模地震においては、従来の国・地方公共団体を中心とした防災対策だけでなく国全体として災害に備える必要があり、愛知県地震防災推進条例に掲げる自助・共助・公助の理念に基づき、企業も防災の担い手としての取組が極めて重要となる。

大規模災害時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期の復旧を可能とする予防対策を推進する必要があり、そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業の継続あるいは早期に復旧させるためのＢＣＰ等の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

⑵　企業防災の促進

町、県及び商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時の企業の果たす役割が十分に実施できるよう、ＢＣＰ等の策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

２ 対策

⑴　企業の取組

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するためのＢＣＰ等を策定・運用するよう努める。

防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

ア　生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。

イ　二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

ウ　緊急地震速報受信装置等の活用

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

エ　地域との共生と貢献

災害が発生した際には、町民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指す。その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供などが一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動など企業の特色を活かした活動が望まれる。

また、平常時からこれら主体との連携を密にしておくことも望まれる。

⑵　企業防災促進のための取組

町、県及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、ＢＣＰ等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

ア　ＢＣＰ等の策定促進

（ア）　普及啓発活動

町、県及び商工団体等は、企業防災の重要性やＢＣＰ等の必要性について積極的に啓発していくものとする。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

（イ）　情報の提供

企業がＢＣＰを策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、町及び県はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

イ　相談体制等の整備

町、県及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。また、町及び県は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

第２章　　建築物等の安全化

■　基本方針

○　現在、建築物の構造上の安全性は、建築基準法を基盤に日本建築学会等の技術基準によってかなり高い水準が確保されているが、防災上重要な建物となる公共施設は、より強い地震を想定して、発災時の倒壊防止に加えて、十分な機能確保が図られるように努める必要がある。

○　地震発生時の避難、救護、応急対策活動の本拠となる建築物の耐震性の強化を図るとともに、その他の公共建築物についても耐震性の確保を図らなければならない。

○　大規模かつ広域的な災害時に発生する膨大な業務量（救出・救助活動等の初動対応、道路啓開、がれき処理等の復旧活動、被災者の生活再建支援業務等）を軽減するためにも、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化を一層推進するとともに、非構造部材の転倒・落下防止対策を推進する。

○　交通・ライフライン関係施設等は、住民の日常生活及び社会・経済活動上、欠くことのできないものであり、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っているため、事前の予防措置を日頃から講じておくことが重要かつ有効である。

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 建築物の耐震推進	町、県	1⑴　総合的な建築物の耐震性向上の推進 1⑵　「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行
第２節 交通関係施設等の整備	施設管理者等	施設の耐震性強化及び被害を最小限にとどめる予防措置
第３節 ライフライン関係施設等の設備	施設管理者等	施設の耐震性強化及び被害を最小限にとどめる予防措置
第４節 文化財の保護	町	所有者と連携した適切な措置
第５節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	町	「地震対策緊急整備事業計画」及び「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づく施設等の整備

第１節　　建築物の耐震推進

１ 町における措置

⑴　総合的な建築物の耐震性向上の推進

地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。

特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断の結果報告を義務付けることや、ブロック塀等の付属物の耐震対策を推進することで、対象建築物の耐震性向上を図る。

⑵　「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告を義務付けることとする。

２ 耐震改修促進計画

⑴　既存耐震不適格建築物の耐震改修を促進するため「耐震改修計画」の認定制度、建築物の地震に対する安全性に係る認定制度等の適正な施行に努めることとする。

⑵　「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により策定した「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。

また、耐震改修促進計画において、耐震診断義務付け対象建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告期限を定めることとする。

⑶　学校、病院、事務所等多数の人が利用する一定規模以上等の特定既存耐震不適格建築物の所有者・管理者等に対し、耐震診断及び耐震改修の実施について、パンフレットなどにより普及・啓発するものとする。

３ 公共建築物の耐震性の確保・向上

災害発生時に災害対策本部が設置される町役場、避難所に指定されている公共建築物について、特に昭和 56 年の建築基準法施行令改正前に建築されたものについては、随時耐震診断を実施し、必要な耐震改修を行う等耐震性の確保・向上に努めるものとする。

４ 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進

一般建築物については、建築基準法及び同法施行令により種々の構造基準が規定されているが、小規模な建築物については、構造計算による地震に対する安全性の確認まで義務付けされていない。また、老朽化や地盤沈下等により地震の被害を受けやすい建築物は、早急に補強する必要があり、町では木造住宅の無料耐震診断及び耐震改修費等の補助を行っている。

このほか町は、一般建築物の耐震性に関する意識を高めるため、耐震工法や補強方法等の技

術知識や県が行っている住宅地震相談・一般建築相談について町民にパンフレット・リーフレット等を活用して普及・啓発に努める。

⑴　木造住宅無料耐震診断

町では、大規模災害に備えた住宅の耐震化を促進するため、希望者に対して専門家（建築士）が住宅を訪問・診断し、補強等のアドバイスを行う無料耐震診断を実施している。

無料耐震診断の対象となる木造住宅は次のとおりである。

ア　昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工していること。

イ　在来軸組法又は伝統構法

ウ　昭和の戦前ぐらいまでに建てられた農家住宅等であること（枠組壁構法（ツーバイフォー等）・木造＋鉄骨造等の混構造・鉄骨造・コンクリート造等は除く。）。

エ　2 階建て以下の戸建、長屋、併用住宅及び共同住宅（借家を含む。）

オ　現に人が住んでいる住宅であること。

⑵　耐震改修費補助制度

町の木造住宅無料耐震診断又は（一財）愛知県建築住宅センターの耐震診断を受けた結果、倒壊等の危険性があると判断され耐震改修工事を行う場合には、町は耐震改修費補助制度により補助金を支給する。耐震改修工事に係る 1 戸当たり（長屋建て、共同建ての場合は 1 棟当たり）の補助金額は、次のとおりとする。

ア　耐震改修工事に対する助成額は次に掲げる額の合計額

（ア）　耐震補強工事費（耐震改修に附帯する工事を含む）及び改修設計費を合算した額とし、120 万円または耐震補強工事の 80%のうち少ない額を限度とする。

（イ）　租税特別措置法第 41 条の 19 の 2 に規定する所得税額の特別控除の額

イ　補助金の交付金額は、助成額から（イ）の額を差し引いた額

⑶　耐震シェルター整備費補助制度

地震による木造住宅の倒壊から高齢者・身体障害者の方などの生命を守るため、耐震診断を受けた結果、倒壊等の危険性があると判断され耐震シェルターの整備工事を行う場合には、町は耐震シェルター整備費補助制度により補助金を支給する。補助金額は、耐震シェルター整備費の 2 分の 1（上限 20 万円）とし、補助対象者は、次のいずれかの方が居住している世帯とする。

ア　申請年の年度末時点で年齢が 65 歳以上の方

イ　身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかの交付を受けた方

⑷　除却費補助制度

地震による木造住宅の倒壊から生命を守るため、耐震診断を受けた結果、倒壊等の危険性があると判断された住宅の除却を行う場合には、町は民間木造住宅除却費補助制度により補助金を支給する。補助金額は、除却工事費の 3 分の 2（上限 20 万円）とする。

⑸　その他の安全対策

住宅・建築物に関連して地震による人的被害や財産の被害を防止するためには、住宅・建築物の構造を強化するだけでは充分とはいえない。過去の地震でもブロック塀の倒壊や家具の転倒による圧死のほか、窓ガラス・天井の破壊・落下やエレベーターの停止による閉じ込め、敷地の崩壊などにより大きな被害が発生しており、それらについての対策を推進する。

また、長周期地震動の危険性や家具等の転倒防止の重要性について広く住民や事業者に周知し、高層階における室内安全対策を促進する。

５ 被災建築物の応急危険度判定の体制整備

地震直後に、被災した建築物が使用できるかどうか、余震等により倒壊しないかどうかの応急的な判断は、専門知識をもたない被災者には困難である。そこで、専門家を現地に派遣して技術的な危険度判定をすることにより、余震等による倒壊・落下物に伴う二次災害を未然に防止し、町民の生命の保護を図るものとする。

⑴　応急危険度判定士の養成等

町は、愛知県建築物地震対策協議会と協力して、県が建築士等を対象に実施する判定士養成講習会の受講を町内建築士等に勧める等、判定士の養成に努めるものとする。

⑵　愛知県建築物地震対策推進協議会による相互支援体制の推進

町、県及び建築関係団体は、震災時における応急危険度判定の実施により迅速かつ的確に行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会において、県内市町村相互の支援・判定体制の確立に努める。

第２節　　交通関係施設等の整備

１ 施設管理者等における措置

施設ごとに耐震性を必要とされる構造物については、耐震性の強化を図るとともに、その他の施設についても被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるよう予防措置を講ずるものとする。

２ 道路施設

⑴　道路・橋梁等の整備

ア　災害に強い道路ネットワークの整備

地震により道路、橋梁等が被災することは、震災時における町民の避難、消防、医療活動、緊急物資の輸送活動等に困難をもたらす。大地震等の災害発生時においても、町の経済活動、住民に及ぼす影響を最小化し、災害応急活動の実施に必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送を行うため、町は町道の管理者として、日常から施設の危険箇所の調査とこれに基づく補修工事及び耐震診断に基づく耐震補強を実施し、地震に強い施設の確保に努める。

また、緊急輸送道路を事前に指定するとともに、その整備と必要な代替ルートの確保に努める。道路被害情報を収集し、関係機関との情報共有を行うため、道路情報システム等を活用する。

イ　橋梁等の耐震性の向上

(ア)　新設橋梁等

新たに橋梁等を建設する場合は、耐震性に配慮した建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

（イ） 既設橋梁等

緊急輸送道路等における重要な橋梁について橋梁本体の耐震補強を推進する。特にゼロメートル地帯等橋梁取付部の沈下の恐れがある地域においては、耐震補強に加えて段差対策を推進する。

ウ　ライフライン共同収容施設の整備

震災時において、電気、電話、ガス、上水道等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図り、また、道路上の工作物等をできる限り少なくして、災害応急対策の円滑な実施を図るため、ライフラインの共同収容施設である共同溝・電線共同溝の整備を推進する。

⑵ 町緊急輸送道路の選定・整備

県は、地震直後から発生する緊急輸送（救助、救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な人員、物資等の輸送）を円滑かつ確実に実施するため、あらかじめ緊急輸送道路及びくしの歯ルートを指定している。

町は、これに合わせ、災害時に緊急輸送を確保するため、町役場、指定避難所、緊急時ヘリポート可能場所等の町の防災拠点同士を結ぶ町道、また防災拠点と県指定緊急輸送道路等とを結ぶ町道について、町の指定緊急輸送道路として選定することを検討するとともに、災害時に緊急輸送が円滑かつ確実に実施できるよう、拡幅等の整備を推進し、他の道路に優先して地震防災対策を実施する。

緊急輸送道路及びくしの歯のルートは、以下の通り区分するものとする。

第１次緊急輸送道路	県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路
第２次緊急輸送道路	第１次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路
第３次緊急輸送道路	その他の道路(※)
（参考） 緊急用河川敷道路	庄内川周辺の他の緊急輸送道路と連結し、緊急輸送機能を有する道路
くしの歯ルート	津波等により甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための「道路啓開」を最優先に行う道路 （第１次及び第２次緊急輸送道路から選定する）

（※）「その他の道路」とは、愛知県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会、又は町の防災計画で定めた緊急輸送道路で、第１次、第２次緊急輸送道路以外の道路。

なお、町域における県指定緊急輸送道路区間は、次のとおりである。

区分	路線名	区間	延長(km)
第一次	国道 302 号	あま市（旧甚目寺町）境～名古屋市境	3.0
	名古屋第二環状自動車道	あま市（旧甚目寺町）境～名古屋市境	3.0
	主要地方道 名古屋津島線	あま市（旧七宝町）境～(主)名古屋市境（新大正橋）	2.6
第二次	主要地方道 名古屋中環状線	あま市（旧甚目寺町）境～名古屋市境	2.3
	主要地方道 あま愛西線	あま市（旧甚目寺町）境～あま市境（大宝橋）	2.2

⑶　重要物流道路の指定

平常時、災害時を問わず安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路（代替・補完路を含む。）として国が指定を行う。指定された重要物流道路は、道路管理者が機能強化を実施する。

⑷　沿道建築物に耐震診断を義務付ける道路の指定

南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務付ける道路として指定する。

⑸　応急復旧作業のための事前措置

地震発生後、早期に緊急輸送道路を確保するため、道路の被害状況を迅速に把握し、それに基づく応急復旧への早期着手及び復旧資機材の速やかな調達体制づくりに努める。

具体的には、次の事前措置を講ずる。

ア　道路啓開計画の検討・共有

津波等による甚大な被害が想定される沿岸部での救援・救護活動、緊急物資の輸送等を迅速に行うため、道路管理者等が連携して策定した「早期復旧支援ルート確保手順（中部版くしの歯作戦)」について、より具体的な実施方策等の検討を行うとともに、関係機関との情報共有を図る。

また、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。

イ　地元業者との協定締結

本町の管理する道路について、道路巡視作業及び応急復旧作業を担当する業者を区間ごとに定め、協定を締結する。

ウ　復旧資機材の確保対策

地元協定業者が所有する復旧資材、機械及び作業要員について、保有場所や常時保有量等を調査し、実態把握に努める。

また、激甚な大規模災害が発生した場合には、町だけでの応急復旧資機材等の調達は困難が予想されるため、災害応援に関する協定に基づく隣接県との連携強化等、広域的な応

援体制の確立に努める。

第３節　　ライフライン関係施設等の整備

１ 町、県（防災安全局、建設局）及び施設管理者における措置

⑴　施設の代替性及び安全性の確保

河川、水道、電力、ガス、電信電話等各種公共施設は、町民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。

これら公共施設の地震による被害は、災害時における避難、救護、復旧対策に大きな障害となり、その破壊による機能麻痺が人心に与える影響は大きく、災害の拡大を招くことが十分想定される。

したがって、これら公共施設について、震災後、直ちに機能回復を図ることはもちろんであるが、事後の応急復旧よりも、事前の予防措置を講じることの方がはるかに重要かつ有効なものである。

電力施設、ガス施設、上水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

⑵　早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

町及び県は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、電気事業者、通信事業者及び県は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、県と協力を図る。

２ 河川

地震による河川堤防への大きな被害は生じないと予想されるが、地盤沈下により堤防の機能及び強度の低下をきたしている部分もある。これらの堤防に関しては、嵩上げ、補強、護岸等の整備を県に要請する。

河口部の水門等については、地震発生時においても操作が可能となるよう耐震補強等を推進する。排水機場については、地震発生時においても地域の排水機能を確保するため、耐震補強を推進する。

また、浸水到達時間が短い地域の水門等の自動化・遠隔操作化を推進する。

３ 電力施設

中部電力(株)は、災害時における電力供給を確保し、民心の安定を図るため電力設備の防災対策に努める。

また、日頃から設備の巡視、点検を行い、災害時に備え資機材の確保の体制を確立する。

４ ガス施設

都市ガスは、都市生活に欠かせないエネルギーであり、これを供給する施設に被害を受け、ガス供給が円滑に行われないと日常生活に大きな影響を与えるので、地震による被害発生を軽減するとともに、万一の被害発生時には、二次災害を防止するとともに、早期復旧を図るため、東邦瓦斯(株)は、次の対策を講じる。

⑴　ガス工作物の耐震性の向上

⑵　津波浸水対策

津波浸水が予想される設備については、その重要度に応じて、必要な対策を講ずる。

⑶　緊急操作設備の強化

⑷　応急復旧体制の整備

５ 上水道

震災による水道の断水を最小限にとどめ、被災時における応急給水などを円滑に実施するため、応急給水用資機材の点検補修及び応急給水体制の整備拡充を図るとともに、名古屋市上下水道局と協議して次の対策を講じる。

⑴　施設の耐震化の強化要請

⑵　防災用資機材の整備拡充

⑶　防災非常時の協力体制の確立

⑷　停電対策としての自家発電設備等の整備

６ 下水道

下水道管理者（町及び県）は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会)」及び「下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人日本下水道協会)」に適合させ、かつ、地域や地質の実状に応じて必要な対策を講じる。

⑴　管渠施設の対策

下水道管理者は、流下機能を確保することができないと予測される管渠から順次補強する。

また、新たに下水管渠を敷設する場合には、基礎、地盤条件等、総合的な見地から検討し、計画するが、地盤の悪い箇所に敷設する場合は、人孔と管渠の接合部に可撓性伸縮継手を使用する等の工法で実施する。なお、液状化のおそれのある地盤に敷設する場合には、地盤改良等の対策を実施する。

⑵　ポンプ場、終末処理場施設の対策

下水道管理者は、最低限の下水処理機能を確保できないと予測される施設から順次補強する。

なお、液状化のおそれのある地盤に築造する場合には、構造物だけでなく、埋設配管の基礎についても地盤改良等の対策を実施する。

また、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

⑶　緊急連絡体制の確立

町は、被害の把握や復旧のために、「愛知県下水道事業における災害時支援に関する要領」に基づき、県との連絡体制を確立する。

⑷　復旧用資機材の確保

下水道管理者は、可搬式排水ポンプその他復旧に必要な資機材の確保及び整備に努める。

⑸　復旧体制の確立

下水道管理者は、被災時には、関係職員、関係業者、手持ち機械器具、復旧用資機材だけでは対応が不十分となることが予想されるため、「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、中部 10 県 4 市の相互支援等の体制を確立する。

⑹　民間団体等の協力

町は、発災後においても下水道施設の維持又は修繕が迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。

7 通信施設

大規模災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の適切かつ迅速な実施の上からも極めて重要な問題であり、防災関係機関は、電気通信、専用通信、放送等の施設の安全性確保に全力をあげて取り組む必要がある。

また、各種通信施設を活用した複数の通信手段を構築し、通信回線相互の適切な補完を図るとともに、平常時より無線設備の総点検を定期的に実施するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある場所へ設置する。

なお、建物の倒壊や地盤の揺れ等に伴う通信施設の損壊や架空・埋設ケーブルが寸断される等、激甚な大規模災害が発生した場合には、速やかに通信機器の機能回復を図るとともに、他の利用可能な通信施設との連携を取り、通信手段を確保するための、緊急対策及び抜本的対策を策定するとともに、各種通信対策を図ることが必要である。

⑴　電気通信

ア　西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は国内電気通信事業の公共性に鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水及び伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。

イ　ＫＤＤＩ株式会社

ＫＤＤＩ株式会社は、国際電気通信事業の公共性に鑑み、災害に際しても国際通信を確保できるよう平素からその関連設備及び付帯設備の防災構造化を実施している。

国際伝送路の多ルート化、代替伝送路の設定、国内伝送路の確保等については、国内外の関係機関と密接な連絡調整を行う。

激甚な大規模災害に備えて、阪神・淡路大地震を教訓に、長時間商用電力供給停止に対する自家発電機用燃料補給対策の確立及び被災地域への国際通信の疎通確保対策の検討を行う。

ウ　株式会社ＮＴＴドコモ

株式会社ＮＴＴドコモは、移動通信事業の公共性に鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被

害の未然防止を図っている。なお、激甚な大規模災害が発生した場合には、速やかに通信機器の機能回復を図るとともに、他の利用 可能な通信施設との連携を取り、通信手段を確保するための緊急対策及び抜本対策を策定し、各種通信対策を図ることが必要である。

エ　ソフトバンク株式会社

ソフトバンク株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時においても可能な限り電気通信サービスを確保し提供できるよう、平素より通信設備等の信頼性向上に努める。

オ　楽天モバイル株式会社

楽天モバイル株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時に際しても可能な限り電気通信サービスを確保し提供できるよう、平素から通信設備等の信頼性向上に努める。

⑵　専用通信

無線を利用した専用通信は、災害時の情報連絡手段として、極めて有効な方法である。現在、県、町、警察、気象庁、国土交通省、海上保安庁、東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、更に電力・ガス会社、私鉄等防災関係機関において設置されているこれら専用通信の確保については、各機関において施設の耐震性の強化等の諸施策を実施する。

⑶　大治町防災行政無線

町は、被災地において円滑な情報の収集伝達手段を確保するため、無線局の効果的活用に努めるものとする。

⑷　防災相互通信用無線局

災害現場に集結する各防災関係機関が連携して有効適切な防災活動を実施するには、その情報の伝達手段として、各防災関係機関が開設する防災相互通信用無線局に負うところが大であることに鑑み、防災相互通信用無線局の整備促進及び訓練を実施し、災害の未然防止を図る。

⑸　放送

放送は、非常災害時における町民への情報の伝達手段として極めて有効であるので、大地震の発生等に際して、その機能を確保するよう努めるものとする。

ア　送信所の建物、構築物の耐震力の強化を図る。

イ　放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の耐震対策を実施する。

ウ　放送設備等重要な設備については、代替又は予備の設備を設ける。

エ　防火設備等を設け、二次災害の発生を防止する。

オ　建物、構築物、放送設備等の耐震性等について定期的に自主点検を実施する。

⑹　非常通信

地震が発生し、又は発生するおそれがある場合において、無線局は、その目的、通信の相手方及び通信事項を越えて非常通信を実施することができるが、この事態に備えて、次の措置を講じ、災害の未然防止を図る。

ア　非常通信協議会の拡充強化

イ　各種非常通信訓練の実施

ウ　非常通信訓練の総点検

⑺　携帯電話の配備

各防災関係機関は、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の有効活用を図るように努める。

８ 農地及び農業用施設

排水機、樋門、水路等の農業用施設の災害は、一般公共施設等にも広くその被害が及ぶことが予想されるため、地震に対してその機能が保持できるように耐震基準に適合した構造で新設又は改修を行う等、老朽化施設等の整備を推進する。

第４節　　文化財の保護

１ 重要文化財の耐震対策

平成 30 年 8 月 9 日付け文化庁文化財部参事官（建造物担当）の事務連絡「重要文化財（建造物）の耐震対策について」のとおり、下記の耐震対策を実施する。

⑴　耐震予備診断・耐震診断及び耐震補強の実施
⑵　対処方針の作成･提出
⑶　耐震対策推進の周知徹底
⑷　補助事業における耐震予備診断の必須
⑸　耐震予備診断実施の徹底
⑹　県の指導･助言

この計画に定めのない事項は､風水害等災害対策計画第 2 編第 4 章第 3 節｢文化財保護対策｣の定めるところによる。

２ 平常時からの対策

⑴　国、県及び町指定文化財の所有者ごとに「文化財レスキュー台帳」を作成し、文化財の保存（保管）状況の掌握に努める。

なお、文化財レスキュー台帳の内容は次のとおりとする。

ア　所有者名・所在地・連絡先・所轄消防署名・変更履歴・所有者住所
イ　所有文化財名（指定区分、種別、員数、指定年度、構造形式、時代、年代、代表者氏名、座標、解説、備考、記号及び番号、その他）
ウ　防災関係の状況（防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、所有者の緊急連絡先、所有者以外の緊急連絡先、被災歴、無人時の警備方法、消火方法他特別な設備等、その他）
エ　所在地内の地図・周辺地図・広域地図・写真

⑵　所有者（管理者）に対する防災知識の普及を図るために「文化財の防災の手引き」を発行し、その管理・保護対策について指導・助言をする。
⑶　自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進する。
⑷　文化財保護指導委員を委嘱し、文化財に関する定期的な点検を実施の上報告を受ける。

第５節　　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

１ 町及び県における措置

町及び県等は、県が作成する地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 55 年法律第 63 号）による「地震対策緊急整備事業計画」及び地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）による「地震防災緊急事業 5 箇年計画」に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等を整備するものとする。

なお、南海トラフ地震防災対策推進地域については、「地震防災緊急事業５箇年計画」により整備する。

また、町及び県は、地震防災対策を推進するため、単独事業等を実施する。

２ 単独事業等

⑴　町及び県は、災害に強く安全なまちづくりを進めるため、防災対策事業債を活用した防災対策事業を実施する。

⑵　補助事業

また、県は、地震防災対策事業の推進を図るため、市町村に対して県費補助金を交付しているので、町は、これを活用した地震防災対策事業を実施する。

第３章　　都市の防災性の向上

■　基本方針

○　都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。

　また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

○　広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、予めオープンスペースの活用方法について調整しておく。

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 都市計画のマスタープラン等の策定	町、県	1⑴　都市計画のマスタープランの策定
第２節 防災上重要な都市施設の整備	町、県	1⑴　都市における道路の整備 1⑵　都市における公園、防災公園等の整備
第３節 建築物の不燃化の促進	町、県	1⑴　防火・準防火地域の指定 1⑵　建築物の不燃対策
第４節 市街地の面的な整備・改善	町、県、土地区画整理組合等	⑴　市街地開発事業等の推進

第１節　　都市計画マスタープラン等の策定

１ 町及び県（都市・交通局、建築局）における措置

⑴　都市計画のマスタープランの策定

　愛知県都市計画マスタープラン、町都市計画マスタープラン及び立地適正化計画において、都市の防災性向上に関する方針等を示すとともに、都市計画のマスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を促進する。

　広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置き場となる空地が不足することが想定されるため、予めオープンスペースの活用方法について調整しておく。

第２節　　防災上重要な都市施設の整備

１ 町及び県（都市・交通局、建設局）における措置

⑴　都市における道路の整備

道路は延焼遮断帯などの都市防災空間を形成するとともに、避難や消防活動、救援活動のための空間を提供する機能を有している。このため、特に密集市街地内の道路の計画に当たっては、地震等の災害時における避難や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保することを考慮した配慮及び道路構造を検討する。

⑵　都市における公園、防災公園等の整備

市街地における大震火災に対する安全確保のためには、建築物の耐震不燃化とともに、緑地・公園、街路等の防災空間（オープンスペース）を整備することが必要である。

町及び県は、防災空間の整備として、緑地の確保、公園、街路等の都市施設の整備を推進し、市街地全体の安全性の向上に努める。

⑶　防災対策に資する公園緑地の配置計画

町及び県は、「県広域緑地計画」及び「緑の基本計画」に基づき、特別緑地保全地区や緑地保全地域の指定、都市公園の整備を積極的に進めていく。

⑷　特別緑地保全地区等の指定

市街地内に残された緑地は、災害時における遮断地帯、緩衝地帯、避難場所等として、有効に機能するものである。また、町民の健康で安全な生活環境を確保するためにも、良好な自然的環境を有する緑地は、積極的に保全していく必要がある。

なお、県内では特別緑地保全地区として、名古屋市内及び春日井市内の一部地区が指定されているが、平成６年の法律改正等に伴い、町でも、10ha 未満の地区指定及び用地買収が可能となった。

⑸　都市公園の整備

公園は、過去の例が示すように震災時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、これらの機能は都市公園整備計画の中でも、環境保全、スポーツ・レクリエーション機能とともに重要視されている。

都市公園の量的拡大そのものが、防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を積極的に推進していく。

また、都市公園法施行令の改正等に伴い、災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設及びヘリポートの公園内設置が限定的に認められた。これらの制度を活用しつつ、災害時の多目的利用が可能な広場の確保、耐火効果に優れた樹木による緑化などに努める。

⑹　防災公園の整備

安全で安心できる都市づくりを図るため、地震災害時に復旧・復興拠点や復旧のための生活物資等の中継基地等となる防災拠点、周辺地区からの避難者を収容し、市街地火災等から避難者の生命を保護する避難地等として、防災公園の整備を推進する。

⑺　所有者不明土地の活用及び管理不全状態の解消等

町及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する

特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第３節　　建築物の不燃化の促進

１ 町及び県（都市・交通局、建築局）における措置

⑴　防火・準防火地域の指定

町は、市街地における建築物の不燃化を促進し、火災の危険を防除するため、土地利用の実情を踏まえ、防火地域、準防火地域の指定を行い、市街地全体としての防災性能の向上を図る。

⑵　建築物の不燃対策

町は、建築物自体の耐火・防火について、建築基準法を中心とする各種法令により、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置をとるものとする。

特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用し、災害時に被害が大きくなるおそれのある建築物は、防火上・避難上の各種措置の徹底を図っていくものとする。

建築基準法の防火規制

①　不特定多数の使用に供する特殊建築物等階数が３以上であるものあるいは規模に応じて一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。
②　不特定多数の使用に供する特殊建築物、階数が３以上である建築物、無窓建築物、延べ面積が 1,000 ㎡を超える建築物は、避難階段を設けるなど、避難上又は消火上支障がないようにする。
③　②に掲げる建築物、火気使用室等は、その壁、天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないものとする。

第４節　　市街地の面的な整備・改善

１ 町、県(都市・交通局、建築局)、土地区画整理組合等における措置

⑴　市街地開発事業の推進

土地区画整理事業や市街地再開発事業をはじめとする、市街地を面的に整備・改善する事業は、道路・公園等の公共施設が整備されるとともに建築物の不燃化が促進され、延焼遮断機能や避難機能等の防災機能が確保されることにつながり、都市の防災性の向上に資するものである。

特に老朽化した木造建築物が密集し、都市基盤施設が不足する地区は地震等が発生した場合に大きな被害が予想されるため、土地区画整理事業などの面的整備事業を促進する。

防災街区の整備のみでは都市防災対策は十分目的が達せられないので、その他の防災対策と関連させた総合的な防災計画を樹立し、都市計画との関連に配慮する。

第４章　液状化対策

■　基本方針

○　液状化（クイック・サンド現象）危険地域における防災対策として、住宅等の高層化によりオープンスペースを確保するとともに、支持杭の使用を奨励し、建築物の耐震性を強化するものとする。

○　地震により発生する地割れ･液状化等種々の地盤災害の予防に万全を期すものとし､特に、地震災害の予防的見地から、造成地、埋立地、軟弱地盤、活断層等を十分考慮の上、土地利用の適正な規制、指導を行う。

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 土地利用の適正誘導	町、県	適正かつ安全な土地利用への誘導規制
第２節 液状化対策の推進	町、県	液状化危険度の周知徹底
第３節 地盤沈下の防止	町	防災対策等必要な措置
第４節 被災宅地危険度判定の体制整備	町、県	1⑴　被災宅地危険度判定士の養成･登録 1⑵　愛知県建築物地震対策推進協議会による取り組み

第１節　　土地利用の適正誘導

１ 町及び県における措置

液状化による被害等の予防対策としては、基本的には、土地基本法（平成元年法律第 84 号）の基本理念を踏まえ、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、更に都市計画法をはじめとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。同時に、地盤地質を始め自然条件の実態を把握する自然環境に関するアセスメントを実施することによって、地震に伴う地盤に係る災害の予防を検討する。

このほか地盤災害の発生すると思われる地域の人々へは、防災カルテや防災マップ等により正しい知識の普及に努め、周知徹底を図る必要がある。

第２節　　液状化対策の推進

１ 町及び県における措置

県が平成 14 年から 15 年にかけて行った「愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書」によると、本町は 4 つの想定地震すべてにおいて液状化危険度が高いと予測されている。

また、平成 23 年度から 25 年度に行った東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査の中で、250m メッシュ単位における液状化の危険度判定を実施し、県民、町を始め各防災関係機関に公表した。

液状化現象は、地盤条件により発生の危険性が大きく異なるため、個々の地盤に対応した適切な対策工法が実施されることが必要である。そこで、町としては、国から示されている「液状化地域ゾーニングマニュアル」等に基づき、より詳細な液状化危険度の調査を行い、その結果を防災カルテや防災マップ等により町民等に周知徹底を図るとともに、個々の地盤に対応した適切な対策工法の普及を行う。

また、町及び県は、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。

第３節　　地盤沈下の防止

ゼロメートル地帯については、揺れや液状化により堤防の被災や津波による浸水が生じる恐れがあることから、浸水による被害の潜在的な危険度を高めないよう地盤沈下対策を実施する。

また、地盤沈下の主要原因と考えられる地下水の採取を規制し、地下水転換用の代替水の整備を図るとともに、既に沈下して被害の発生のおそれのある地域については、防災対策等必要な措置をとる。

１ 地下水採取規制

本町は、県民の生活環境の保全等に関する条例（平成 15 年条例第 7 号）による地下水採取の第１規制区域となり、その後工業用水法（昭和 31 年法律第 146 号）による揚水規制区域となっている。したがって、地盤沈下への影響を防ぐため、地下水採取の規制を実施する。

２ 代替水源の整備

地下水採取の規制に伴い、工業用水や農業用水の代替水源として、上水道及び用水路等の整備を図り、給水事業を促進する。

３ 排水対策

⑴　警戒水位感知器の設置

警戒水位機を幹線排水路に設置し、深夜の増水にも敏速に対応できる体制づくりに努める。

⑵　自動排水ポンプの設置

警戒水位機の設置と連動させ、自動的に排水を開始することができるよう排水機改善を行う。

【資料５―１】主要な水準点の変動状況（尾張地域昭和 36 年～平成 25 年）
【資料５―２】累積沈下量の状況（昭和 36 年 2 月～平成 25 年 11 月）
【資料５―３】工業用水法に基づく揚水規制区域
【資料５―４】県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく揚水規制区域図

第４節　　被災宅地危険度判定の体制整備

１ 町及び県における措置

⑴　被災宅地危険度判定士の養成･登録

県が土木･建築技術者等を対象に判定士養成講習会を開催するので、当該講習会に町職員、町内土木・建築技術者等を受講させて、判定士の養成・登録に努めるものとする。

⑵　愛知県建築物地震対策推進協議会による取り組み

県及び町等は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会の活動の一つとしてその体制整備を図る。

第５章　応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

■　基本方針

○　地震・津波災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う必要がある。

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	町、県、防災関係機関	1(1)　防災施設等の整備 1(2)　防災用拠点施設の整備促進 1(3)　公的機関の業務継続性の確保 1(4)　応援活動のためのマニュアルの作成等 1(5)　人材の育成等 1(6)　防災中枢機能の充実 1(7)　防災関係機関相互の連携 1(8)　浸水対策用資機材の整備強化 1(9)　地震計等観測機器の維持・管理 1(10)　緊急地震速報の伝達体制整備 1(11)　防災用拠点施設の屋上番号標示 4　情報の収集・連絡体制の整備 5　救助・救急に係る施設・設備等 6　道路等の復旧に係る施設・設備等 7(1)　給水対象及び給水量 7(2)　非常用水源の確保 8　物資の備蓄、調達供給体制の確保 9　応急仮設住宅の設置に係る事前対策 10　災害廃棄物処理に係る事前対策 11　罹災証明書の発行体制の整備
	津島警察署	2　災害警備用装備資機材の整備
	海部東部消防組合	3　消防施設・設備の整備改善及び性能調査

第１節　防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備

１ 町及び県、防災関係機関における措置

⑴　防災施設等の整備

地震・津波災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するための防災施設及び災

害対策資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図るように努めるものとする。

⑵　防災用拠点施設の整備促進

町、県及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。特に、防災上重要な施設に対しては早期に復旧できるよう体制等を強化する。

⑶　公的機関の業務継続性の確保

ア　町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、「大治町業務継続計画」（平成 29 年 3 月策定）を策定し、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを継続的に行う。

イ　町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、次の事項について定めておくものとする。

①　首長不在時の代行順位の明確化による意思決定の迅速化。職員の参集体制の確認による初動体制の検討

②　本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎は公民館又はスポーツセンターとする。

③　停電後 72 時間自家発電できる燃料の常時確保を目指す。水・食料等の調達先の確保を進める。

④　すでに整備した公共ネットワーク内の WiFi 網及び衛星電話・移動系無線（MCA）等、災害時にもつながりやすい多様な通信手段を確保する。

⑤　日頃から重要な行政データのバックアップを励行する。

⑥　非常時優先業務の着手目標時期と実施方法を整理する。

⑷　応急活動のためのマニュアルの作成等

町、県及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、町及び県は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

⑸　人材の育成等

ア　町及び県は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により，人材の育成を図る。

イ　県及び名古屋市は、消防学校において、消防職団員に対する教育訓練の徹底を図るとと

もに、企業等における自衛消防隊員に教育訓練を実施し、その技能向上を図る。

ウ　町及び県は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、町、県及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

エ　町及び県は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

⑹　防災中枢機能の充実

ア　町、県及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、ＬＰガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低３日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

イ　町及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

⑺　防災関係機関相互の連携

ア　町及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。

イ　町、県及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

ウ　町、県及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

⑻　浸水対策用資機材の整備強化

注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要な、くい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の防災資機材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。

⑼　地震計等観測機器の維持・管理

町は、震度観測点の減少等により、震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じること等がないよう、地震計等観測機器の維持・管理に努める。

⑽　緊急地震速報の伝達体制整備

町及び県は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

⑾　防災用拠点施設の屋上番号標示

町は、ヘリコプターからの災害応急活動の効率化を図るため、庁舎等の屋上への番号標示の整備に努めるものとする。

２ 津島警察署における措置

津島警察署は、災害発生時における救出救助活動等に使用するため、特殊車両等の災害警備用装備資機材の整備を図るとともに、燃料備蓄施設を整備する。

また、災害応急対策への迅速的確な態勢を確立するため、警察施設の自家発電設備等の充実を図る。

３ 海部東部消防組合における措置

消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。

特に、特殊火災（危険物施設、高層ビル、地下街等）に対処するため、化学車、はしご車、化学消火薬剤等の資機材の整備を図る。

４ 情報の収集・連絡体制の整備等

⑴　情報の収集・連絡体制

町及び県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ航空機、無人航空機、船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を推進する。

⑵　通信手段の確保

ア　通信連絡機能の維持対策

町、県及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

イ　通信施設の非常用発電機

万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（地震災害においては耐震性があること、津波災害浸水する危険性が低い場所）に整備し、その保守点検等を実施する。

ウ　耐震通信施設、災害対策用指揮車及び可搬型衛星通信局の整備

大規模災害時の通信が途絶した場合に備えて、県は、耐震通信施設及び災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局の整備を行い、通信体制の確保に努める。

エ　ヘリコプターテレビ電送システムの整備被災現場の状況を迅速かつ、的確に収集・伝達するため、県はヘリコプターテレビ電送システムを整備する。

⑶　被災者等への情報伝達

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝

達に係る体制の整備に努めるものとする。

また、通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

５ 救助・救急に係る施設・設備

人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救出救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。

また、町及び県は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し，又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

６ 道路等の復旧に係る施設・設備等

災害のため被災した道路や港湾等の損壊の復旧等に必要な土木機械等を整備、改善並びに点検するとともに、地震災害により一般的な車輌では通行不能な場合に備え、走破性の高い災害対策用の車輌の導入や舟艇を配備する。

また、特に防災活動上必要な公共施設等及び避難所に指定されている施設の防災点検を定期的に実施するものとするとともに、あらかじめ輸送ルートの確保計画を検討する。

７ 非常用水源の確保

震災時における応急給水用の水源について、平常時からあらかじめ選定しておく必要があるが、非常用水源の確保につき留意しておかなければならない事項は、次のとおりである。

⑴　給水対象及び給水量

非常用水源の規模決定にあたっては、次表を参考にして給水の対象人口とその単位給水量をつかんでおかなくてはならない。

地震発生からの日数	目標水量（ﾘｯﾄﾙ/人・日）	住民の水の運搬距離	主な給水方法
発生～3 日	3	おおむね 1 ㎞以内	耐震正貯水槽、タンク車 配水幹線等からの仮設給水栓
4 日～10 日	20	おおむね 250m 以内	配水幹線等からの仮設給水栓
11 日～21 日	100	おおむね 100m 以内	
22 日～28 日	被災前給水量（約 250）	おおむね 10m 以内	仮配管からの各給水共用栓

⑵　非常用水源の確保

非常用水源としてあらかじめ次のようなものについて選定しておいて、平素からの維持管理をしておく必要がある。

ア　最寄利用可能水源の利用

最寄水道水源あるいは最寄水道施設から路上配管等により応急給水する。

イ　水道用貯留施設の利用

浄水池、ポンプ井、配水池、配水塔、圧力タンク、耐震性貯水槽

ウ　受水槽の利用

公共施設、ビル、病院、アパート等の受水槽を利用して応急給水する。

エ　プール、河川の利用

（ア）　比較的汚染の少ない水源をあらかじめ選定しておき、あらかじめ公的機関等による水質検査を受けること。

（イ）　飲料水等の清浄な水が必要とされる場合は、ろ水機等で処理をしたのち、塩素剤により滅菌して応急給水すること。

８ 物資の備蓄、調達供給体制の確保

⑴　町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

⑵　町は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り１週間分程度、最低でも３日間分の食料を備蓄しておくよう啓発する。

⑶　町は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

９ 応急仮設住宅の設置に係る事前対策

町は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、高潮の危険性に配慮する。

１０ 災害廃棄物処理に係る事前対策

⑴　町災害廃棄物処理計画の策定

町は、災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月改定：環境省）に基づき、町災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、具体的な処理計画の策定を進めるものとする。

⑵　広域連携、民間連携の促進

中部地方環境事務所、県（環境局）及び町は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

また、町は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図る。

また、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、町の廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びＮＰＯ・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。

１１ 罹災証明書の発行体制の整備

⑴　町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

⑵　町は、効率的な罹災証明書の交付のため、被災者支援システムを導入し、訓練等を通じて円滑な被災者支援を行うための体制の整備に努めるものとする。

第６章　　避難行動の促進対策

■　基本方針

○　避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。
○　防災情報を災害の切迫度に応じて、5 段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
○　災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、津波警報や避難情報の伝達手段の多重化･多様化を図る。
○　町長は、あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、住民の安全の確保に努める。

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 津波警報や避難情報の情報伝達体制の整備	町	1　情報伝達手段の多重化・多様化の確保
第２節 緊急避難場所及び避難路の指定等	町	1(1)　緊急避難場所の指定 1(2)　広域避難場所の選定 1(3)　一時避難場所 2　避難路の選定 3　広域避難場所及び周辺道路の交通規制
第３節 避難情報の判断･伝達マニュアルの作成	町	1(1)　マニュアルの作成 1(2)　判断基準の設定等に係る助言 1(3)　事前準備
第４節 避難誘導等に係る計画の策定	町	1　避難計画の作成
	防災上重要な施設の管理者	2　防災上重要な施設の管理者の留意事項
第５節 避難に関する意識啓発	町、県、名古屋地方気象台	1　避難場所等の広報 2　避難のための知識の普及

第１節　　津波警報や避難情報の情報伝達体制の整備

１ 町における措置

町は、さまざまな環境下にある住民等に対して、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、気象警報や避難指示等が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティＦＭ放送、携帯電話（緊急速報メール機能及びＳＮＳを含む。）、固定電話、ＦＡＸ、IP 通信網、ケーブルテレビ網、町内 Wi-Fi ネットワーク、IP 告知システム等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。

災害時においては、多種多様な情報の伝達手段として、町内全域に整備したデジタル防災行政無線をＪアラート自動起動システムと連携させることで、住民への情報伝達に努めるものとする。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

２ 町、県（防災安全局）及びライフライン事業者における措置

町、県及びライフライン事業者は、災害情報共有システム(Ｌアラート)で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

第２節　　緊急避難場所及び避難路の指定等

１ 町における措置

⑴　緊急避難場所の指定

町は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。

⑵　広域避難場所の選定

大震災の場合、消火活動に阻害要素が考えられる密集市街地では火災の延焼が心配されるので、町長は町民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次のア～キの基準を長期避難も考慮し、避難所が備えるべき設備を保管・備蓄する倉庫及び設備を満たした防災公園を整備し、広域避難場所を確保する。

なお、選定した場合には、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図る。

ア　広域避難場所は、大震火災からの避難を中心に考え、公園緑地、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地等が適当と考えられる。

イ　広域避難場所における避難者１人当たりの必要面積は、おおむね２㎡以上とする。

ウ　広域避難場所は、要避難地区住民のすべての町民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置するものとする。

エ　広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ、散在していなければならない。

オ　広域避難場所は、浸水などの危険のないところ及び付近に多量の危険物等が蓄積されていないところとする。

カ　広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れているところとする。

キ　地区分けをする場合においては、大字単位を原則とするが主要道路、河川等を境界とし、町民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

⑶　一時（一次）避難場所

町は、広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時（一次）的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭を含む）、公共空地等を一時（一次）避難場所として選定し、確保する。また、新たに「砂子防災公園」の整備を進め、一時（一次）避難場所の確保をしていく。

なお、避難者１人あたりの必要面積や地区分けについては広域避難場所と同様の取扱いとする。

⑷　砂子防災公園

ア　面積　約1.2ha

イ　平常時の機能

広場、駐車場等を有する公園

ウ　災害時の機能

・想定最大浸水深以上の地盤高さを確保している一時（一次）避難場所
・公園に降った雨水の流出を一定量に保つ雨水貯留施設
・救出救助や応急対応に必要な資機材や物品備蓄する防災倉庫
・避難者が利用できるマンホールトイレ
・避難場所の管理機能や救急対応に利用可能な四阿

２ 避難路の選定

緊急避難場所を指定した場合、町は市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

併せて、実際に避難をする際は周辺の安全を確認するとともに、状況に応じた避難路の選定が求められることについても、住民への周知に努める。

⑴　避難路はおおむね6m～8mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。

⑵　地盤が耐震的で、地下に危険な埋設物がないこと。

⑶　避難路は、相互に交差しないものとする。

⑷　浸水等の危険のない道路であること。
⑸　自動車の交通量がなるべく少ないこと。

３ 広域避難場所及び周辺道路の交通規制

地震時における混乱を防止し、避難を容易にするため津島警察署は次により広域避難場所及びその周辺道路における交通規制を可能な限り実施しておくものとする。

⑴　広域避難場所内にある道路は、駐車規制をする。
⑵　広域避難場所周辺の幅員 3.5m以上の道路は、避難場所 200m以内を駐車規制する。
⑶　広域避難場所周辺の幅員 3.5m未満の道路は原則として車両通行禁止とする。
⑷　上記以外の道路については、広域避難場所から流出方向への一方通行、指定方向外進行禁止及び歩行者用道路等により車両の通行を抑制する。

第３節　　避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

１ 町における措置

避難指示等は空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように発令基準を基に発令する。

⑴　マニュアルの作成

町は、避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

ア　津波災害事象の特性に留意すること
イ　収集できる情報として次の情報を踏まえること
（ア）　大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報及び津波情報
ウ　「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）を参考にすること
エ　区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに町長自らが躊躇なく避難指示を発令できるよう、具体的な区域を設定すること
（ア）　愛知県東海・東南海・南海地震等被害予測調査結果（平成 26 年 5 月 30 日愛知県防災局公表）の浸水想定区域
（イ）　津波浸水想定（平成 26 年 11 月 26 日愛知県建設部公表）における浸水想定区域
（ウ）　津波災害警戒区域（令和元年 7 月 30 日愛知県建設局指定）における浸水想定区域
オ　津波は想定を上回る高さとなる可能性があることなどから、屋内での安全確保措置とはせず、立退き避難を原則とすること
カ　避難情報の発令基準等については、津波警報等が発表された場合、どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令すること

⑵　判断基準の設定に係る助言

判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（水防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。

⑶　事前準備

町は、避難情報を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることが

できるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

第４節　　避難誘導等に係る計画の策定

町及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。その際、複数河川の氾濫、高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

１ 町の避難計画

町の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。

⑴　避難の指示を行う基準及び伝達方法

⑵　緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

⑶　緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法

⑷　緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

ア　給水措置

イ　給食措置

ウ　毛布、寝具等の支給

エ　衣料、日用必需品の支給

オ　負傷者に対する応急救護

⑸　緊急避難場所、避難所の管理に関する事項

ア　緊急避難場所、避難所の秩序保持

イ　避難者に対する災害情報の伝達

ウ　避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

エ　避難者に対する各種相談業務

⑹　災害時における広報

ア　広報車による周知

イ　避難誘導員や住民組織による現地広報

２ 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

⑴　学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定

める。

⑵　義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び町教育委員会においては、緊急避難場所及び避難所等の選定及び保健、衛生、給食等の実施方法について定める。

⑶　病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

３ 激甚な大規模災害に備えた対策

激甚な大規模災害によりライフラインが途絶した場合、その復旧には時間を要することが予想されるため、町は、避難所施設等における避難住民の生活を確保するため、最低限必要な資機材等を整備するよう努める。

第５節　　避難に関する意識啓発

町は、町民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。また、緊急避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、地震発生時の津波や堤防の被災等による浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・ＰＲ紙などを活用して広報活動を実施するものとする。

１ 避難場所等の広報

緊急避難場所や避難所等の指定を行った場合、町は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

⑴　緊急避難場所、避難所の名称

⑵　緊急避難場所、避難所の所在位置

⑶　緊急避難場所、避難所の区分

⑷　緊急避難場所、避難所への経路

⑸　その他必要な事項

・指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと

・指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること

２ 避難のための知識の普及

町、県及び名古屋地方気象台は、必要に応じて、次の事項につき町民に対して、普及のための措置をとるものとする。

⑴　平常時における避難のための知識

⑵　避難時における知識

・避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと。

・避難の際には発生する恐れのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択す

べきであること

（特に指定緊急避難場所として避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があること）

・町長から［警戒レベル 5］災害発生情報が発令された場合、未だ避難できていない住民は命を守るための最善の行動をとる必要があること。

⑶　緊急避難場所、避難所滞在中の心得

３ その他

⑴　防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。

⑵　町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際には、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

⑶　町及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第７章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■　基本方針

○　町長は、あらかじめ指定避難所の指定、整備や避難所の運営体制の整備を行う。

○　町、県及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成６年愛知県条例第 33 号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。

○　町にあっては、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ＮＰＯ・ボランティア関係団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」などを活用するものとする。

○　社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市町村、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。

○　令和２年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

○　町及び県は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 避難所の開設・運営等	町	1(1)　避難所等の整備の目安 1(2)　指定避難所の配置 1(3)　指定避難所の指定 　　指定避難所における必要面積の確保 1(4)　指定避難所が備えるべき設備 1(5)　避難所の破損等への備え 1(6)　避難所の運営体制の整備
第２節 要配慮者支援対策	町、県、社会福祉施設等管理者	1(1)　組織体制の整備 1(2)　施設の耐震対策 1(3)　緊急連絡体制の整備

		1⑷　防災教育・防災訓練の実施 1⑸　防災備品等の整備 2⑴　要配慮者等の状況把握 2⑵　避難誘導体制の整備 2⑶　応援協力体制の整備 2⑷　防災教育・防災訓練の実施 3⑵　避難行動要支援者名簿の整備等 4　　外国人等に対する防災対策 5　　障害者に対する情報提供
第３節 帰宅困難者対策	町、県	6⑴　帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報 6⑵　事業者による物資の備蓄等の促進 6⑶　一時的に滞在する場所として利用する施設の確保 6⑷　支援体制の構築

第１節　　避難所の開設・運営等

１ 避難所の指定・整備

⑴　避難所等の整備の目安

町は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。

⑵　指定避難所の配置

町は、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。

なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

⑶　指定避難所の指定

ア　町は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとする。

イ　上記アの基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。

ウ　指定避難所における必要面積の確保

町は、避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースの確保も不可欠である。

＜一人当たりの必要占有面積＞

1 ㎡／人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2 ㎡／人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積
3 ㎡／人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積

※　介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

＜新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積＞

一家族が目安で 3m×3m の 1 区画を使用し、各区画（一家族）
の距離は 1～2m 以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する）。

エ　指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

オ　指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。

また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。

カ　町は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。

⑷　福祉避難所の整備

ア　町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。

イ　町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

ウ　指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

エ　町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

オ　町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の

上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

⑸　指定避難所が備えるべき設備

指定避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

災害時の電源確保のため、町内の指定避難所(12ヶ所)及び救護所には自家発電機の整備を目指し、防災機能の強化を図るとともに、いかなる災害にも対応することができるよう複合的かつ総合的に装備の充実を図るものとする。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備し、避難所機能の確保に努めるものとする。

ア　情報受発信手段の整備：防災行政無線、移動系無線（ＭＣＡ）、簡易無線機、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等

※簡易無線機については、消防団を中心とする地域住民が避難誘導、避難行動を円滑に行うための設備として整備するものとする。

イ　運営事務機能の整備：コピー機、パソコン等

ウ　バックアップ設備の整備:投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備、災害用自家発電設備(固定式)、ポータブル発電機、コードリール、蓄電池等

※避難所開設時に幅広く電力を供給できるよう、発電機については固定式発電機と移動可能なポータブル発電機を整備するものとする。なお、固定式発電機については、地震後の浸水深を考慮し、浸水の被害の及ばない高さに設置するものとする。

エ　町は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。

オ　町は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

カ　新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健センターが連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

キ　新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

⑹　避難所の破損等への備え

町は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

⑺　避難所の運営体制の整備

ア　避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、町は、「大治町避難所運営マニュアル」や、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを踏まえ、避難所ごとに実情を踏まえた指定避難所運営体制の整備を図るものとする。

イ　町は、「大治町避難所運営マニュアル」の改訂、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。

また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

ウ　避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

その他の対策については風水害等災害対策計画第３編第９章第１節「避難所の開設・運営」に定めるとおりとする。

【資料４―１】指定緊急避難場所一覧・指定避難所一覧・救護所
【資料４―２】避難所位置図

第２節　　要配慮者支援対策

１ 社会福祉施設等における対策

⑴　組織体制の整備

施設等管理者は、地震災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

また、町との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

⑵　施設の耐震対策

施設等管理者は、施設全体の耐震対策の強化を図るよう努める。

⑶　緊急連絡体制の整備

町及び施設等管理者は、地震災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図るものとする。

⑷　防災教育・防災訓練の実施

町及び施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

⑸　防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え食料や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

⑹　非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

２ 在宅の要配慮者対策

⑴　要配慮者等の状況把握

町は、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切に行われるように努めるものとする。

また、あらかじめ自主防災組織や、地域の福祉関係者などと連携して、避難行動要支援者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるものとする。

⑵　避難誘導体制の整備

町は、地域ぐるみの避難誘導体制の確立を図るものとする。

⑶　応援協力体制の整備

町は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする。

⑷　防災教育・防災訓練の実施

町は、要配慮者が自ら対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

３ 避難行動要支援者対策

⑴　町における措置

町は、要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、町地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定める。さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を、町地域防災計画の定めるところにより作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる点に留意すること。

⑵　避難行動要支援者名簿の整備等

ア　要配慮者の把握

町は災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、外国人等の情報を把握するものとする。

なお、障害児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性

の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。

イ　避難行動要支援者名簿の作成

町は、要配慮者の中から、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、町内部組織及び県その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成する。

その際、設定した要件にあてはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応できるものとする。

ウ　避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

名簿に登載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有すること。

また、町は安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるように努める。

エ　避難支援者等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲を、風水害等災害対策計画第２編第８章第２節「要配慮者支援対策」で定めるほか、情報提供の範囲を町地域防災計画であらかじめ定めておく。ただし、町の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて当該名簿情報によって識別される特定の個人の同意が得られない場合は、この限りではない。

管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について町地域防災計画であらかじめ定めることとする。

なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

また、町は、町の条例の定めにより、または、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援関係者に提供することについて周知を行う。

⑶　個別避難計画の作成等

ア　個別避難計画の作成

町は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

イ　避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

町は、消防機関、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他個

別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者について、情報提供の範囲を町地域防災計画であらかじめ定めておく。

併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について町地域防災計画であらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用に支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めるものとする。

また、町は、町の条例の定めにより、または、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

ウ　個別避難計画と地区防災計画の整合

町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

⑷　町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

４ 外国人等に対する防災対策

町及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人町民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

⑴　避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

⑵　外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努めるものとする。

⑶　多言語や、やさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。

⑷　外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。

⑸　災害時に多言語情報の提供等を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。

５ 災害ケースマネジメント

町及び県は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

６障害者に対する情報提供

障害者には災害情報や支援情報が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。

第３節　　帰宅困難者対策

１ 基本方針

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、避難場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

このため、町内の事業者や学校などは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等の扱いを検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるよう要請するものとする。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを超えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、町は、災害時における情報提供方法や帰宅行動への具体的な支援策を名古屋市をはじめとする近隣市町村や関係機関等と研究・協議し、実施していく。

２ 予想される被害状況

本町は、「愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査」によると、突発時に大規模地震が発生した場合、約 1,100 人から 1,200 人の町民が帰宅困難になると予測されている。

３ 町民への啓発

町は、各種の手段を用いて、次の事項を実施するよう町民に啓発を図るものとする。

⑴　徒歩帰宅に必要な装備等
⑵　家族との連絡手段の確保
⑶　徒歩帰宅経路の確認

４ 避難所対策、救助対策

町は、帰宅途中で救助が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所対策を図る。

５ 徒歩帰宅困難者への情報提供

町及び県は、企業、放送事業者、防災関係機関等との情報収集により、徒歩帰宅困難者に対して徒歩帰宅支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。

６ 町及び県における措置

⑴　帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。

⑵　事業者による物資の備蓄等の促進

企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

⑶　一時的に滞在する場所として利用する施設の確保

町及び県は、旅行者や買い物客等、近くに身を寄せるあてのない帰宅困難者等が帰宅を開始するまでの間、一時的に滞在する場所として利用する施設を、公共施設や民間施設を活用し、必要に応じて確保しておく等の対策を行うものとする。

⑷　支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

第８章　　火災予防・危険性物質の防災対策

■　基本方針

○　地震が発生した場合に、危険物等により出火、爆発、有毒ガスの発生等人命に著しい危険を及ぼすおそれがあるものは、危険物等の保安体制について、施設、事業所等を指導し、災害の未然防止に努める必要がある。

○　町及び県は消防力の強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努めるとともに、危険物施設の自主保安体制充実強化を指導し、地震対策と防災教育の推進を図る。

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 火災予防対策に関する指導	町	1⑴　一般家庭に対する指導 1⑵　防火対象物の防火体制の推進 1⑶　立入検査の強化 1⑷　建築同意制度の活用
第２節 消防力の整備強化	町	1⑴　消防力の整備強化 1⑵　消防施設等の整備強化
第３節 危険物施設防災計画	町、海部東部消防署	1⑴　施設の保全及び耐震性の強化 1⑵　大規模タンクの耐震性の強化 1⑶　保安確保の指導 1⑷　自主防災体制の確立
第４節 毒物劇物取扱施設防災計画	町、県	1　　毒物劇物取扱施設防災計画

第１節　　火災予防対策に関する指導

１ 町における措置

⑴　一般家庭に対する指導

町は、総代、消防団、女性消防クラブ、自主防災組織等を通じて、一般家庭に対し住宅用火災警報器、消火器具及び消火用の水の確保など普及徹底を図るとともに、これら器具等の取扱い方を指導し、初期消火活動の重要性を認識させ地震時における初期消火活動の徹底を図るものとする。

⑵　防火対象物の防火体制の推進

多数の者が利用する防火対象物については、火災が発生した場合の危険が大きいので海部東部消防署は消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、同計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、防火対象物につい

て消防法の規定に基づく消防用設備等の完全設置を行って、当該対象物における防火体制の推進を図るものとする。

⑶　立入検査の強化

海部東部消防署は、消防法に規定する立入検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区地域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を行うものとする。

⑷　建築同意制度の活用

海部東部消防署は、建築物の新築、増築等に際し、計画の段階で防火の観点からその安全性を確保できるよう消防法第７条に基づく建築同意制度の効果的な運用を図るものとする。

第２節　　消防力の整備強化

１ 町における措置

町及び海部東部消防署は、次により消防力の整備強化に努めるものとし、状況に応じて県に援助を求めるものとする。

⑴　消防力の整備強化

町及び海部東部消防署は、「消防力の整備指針」に適合する消防組織の拡充強化及び消防団の活性化を推進し、団員の確保に努めるとともに、広域消防体制の整備を図るものとする。

⑵　消防施設等の整備強化

町及び海部東部消防署は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設等の整備に努めるとともに年次計画を立て、その強化を図るものとする。特に災害時の初期消火活動については、耐震性貯水槽、可搬式動力ポンプの整備を進めるものとする。

【資料２―１】大治町消防団の現勢
【資料２―２】海部東部消防組合保有の消防力
【資料２―３】消防水利の現況

第３節　　危険物施設防災計画

１ 町及び海部東部消防署における措置

地震時において、危険物施設の火災や危険物の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を生じるおそれがある。

町及び海部東部消防署は、火災予防のための指導の徹底、危険物の安全確保に努めるとともに、危険物施設の自主保安体制充実強化を指導し、地震対策と防災教育の推進を図る。

⑴　施設の保全及び耐震性の強化

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、消防法第 12 条（施設の基準維持義務）、第 14 条の３の２（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の強化に努める。

⑵　大規模タンクの耐震性の強化

容量 1,000k ℓ 以上の特定屋外タンク貯蔵所及び容量 500k ℓ 以上の準特定屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者は、当該タンクの基礎、地盤及びタンク本体の構造が危険物関係法令に定められた耐震性に関する基準に適合するよう必要な改修、補修等を実施し、耐震性の強化に努める。

⑶　保安確保の指導

海部東部消防署は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入調査を実施し、必要がある場合は、事業所の所有者、管理者又は占有者に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

⑷　自主防災体制の確立

事業所の所有者、管理者又は占有者は、消防法第 14 条の 2 の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに毎年 6 月に全国的に実施される「危険物安全週間」等の機会をとらえて、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互応援協定の促進を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

【資料２―８】危険物製造所等数・少量危険物貯蔵取扱所等数

第４節　　毒物劇物取扱施設防災計画

１ 毒物劇物取扱施設防災計画

毒物劇物取扱施設については、その取扱いに係る保健衛生上の危害を防止するために、県により毒物及び劇物取締法に基づいて、監視指導が行われている。

地震により毒物劇物多量保有施設の損傷があった場合には、周辺地域に重大な影響を及ぼすことになるため、災害予防対策を講じさせなければならないが、毒物劇物取扱施設であって、消防法あるいは高圧ガス保安法によって規制を受けている施設については、その法令により災害予防対策が指導されているので、前２法により規制を受けない施設について、次の事項を重点とした立入指導の強化により災害予防対策を推進する。

⑴　毒物劇物屋外貯蔵タンクについては事故時の流出を防止するため防液堤、貯留槽等の設置を推進する。

⑵　毒物劇物の貯蔵施設については、可能な限り耐火構造の専用施設とし、やむを得ず同一施設内に他の物品と混在する場合は、防火区画とする。

⑶　毒物劇物を貯蔵し、又は保管する施設の表示については、見やすい場所に「保管管理責任者氏名・電話番号等連絡方法」、「医薬用外」、「毒物」、「劇物」等の表示をする。

⑷　毒物劇物の多量保有施設については、保有する毒物又は劇物に応じた危険防止対策の確立を図る。

⑸　毒物劇物の保有施設については、応急措置に必要な設備機材等の配備の促進を図る。

第９章　　津波等予防対策

■　基本方針

○　地盤沈下や老朽化した施設の嵩上げ、補強、補修などハード面での対策だけでなく、堤防・護岸施設外の区域などから住民、観光客等を避難させる必要があるほか、地震の外力や地盤の液状化により、堤防・護岸施設等に被害が生じたり、水門、水路等の決壊などによる不測の事態に対する予防対策を講ずる。

○　最大クラスの地震が発生した場合の浸水被害に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、総合的な対策を講じるものとする。

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 津波対策に係る地域の指定等	県	1　　津波危険地域の指定
第２節 津波防災体制の充実	町、県	1　　想定される津波等に対する計画の策定
	町	2　　避難誘導計画など具体的な計画等の策定
	不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者	3　　津波等避難計画の策定及び訓練の実施
第３節 津波防災知識の普及	町、県、名古屋地方気象台	1⑴　避難行動に関する知識 1⑵　津波の特性に関する情報 1⑶　津波に関する想定・予測の不確実性
第４節 津波等防災事業の推進	町、県	1　　津波等に強いまちづくりの推進
	内水排除施設等の管理者	2　　非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置
	河川の管理者	3　防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画の作成等
第５節 地盤沈下の防止	町	地盤沈下防止対策の実施

第１節　　津波対策に係る地域の指定等

１ 津波危険地域の指定

県（防災安全局）は、東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果を公表している。（平成 26 年 5 月 30 日公表）

町は、本調査の理論上最大モデルの最大浸水深分布等を基に、津波により人・住家等に危険が予想される地域があると想定する地域を、「津波危険地域」として指定するものとする。なお、本町には海岸線もなく、河川遡上の可能性も低いと予想されるが、地震時に堤体の崩落が発生

し河川水が堤内地に流入する可能性は指摘されている。

第２節　　津波防災体制の充実

１ 町及び県の措置

⑴　町は、想定される津波等に対して、あらかじめ対策計画等を策定する。

⑵　津波警報等、避難情報を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。

⑶　強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等の伝達体制や避難情報の発令・伝達体制を整えるものとする。

⑷　消防団員、水防団員、警察官、町職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルール、退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとする。

２ 町の措置

関係市町村は、津波危険地域・津波災害警戒区域及び堤防・護岸施設外の区域などにおける、地域住民、観光客、漁船等の安全を確保するため・津波警報等の迅速かつ的確な伝達・広報の計画及び海岸線や津波危険地域・津波災害警戒区域の監視・巡回体制、さらには避難誘導計画や津波ハザードマップなどを具体的に定めておくものとする。

⑴　地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難情報の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。なお、早期避難が必要であることから、基本的には避難指示のみを発令するものとする。また、津波警報等に応じて自動的に避難情報を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難情報の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。

⑵　避難誘導計画の策定にあたっては、避難対象地区を地域防災計画に明示し、また、地域住民や自主防災組織の協力を得て、地域の形状に応じた避難場所や避難経路を指定するなど避難方法を具体的に示すものとする。また、避難場所や避難経路について統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板等を設置したり、電柱等に標高を表示したりして、日頃から周知する。場合によっては、耐震性を有する高層建物や民間建物などいわゆる津波避難ビル等の整備・指定を進める。

⑶　高齢者や障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より要配慮者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図るものとする。

⑷　津波の避難計画の策定にあたっては、最大クラスの津波及び比較的発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波による「津波浸水想定区域図」や、「愛知県市町村津波避難計画策定指針」等を基礎資料とする。

⑸　津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自

動車により避難せざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。なお、検討にあたっては、津島警察署と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。また、避難手段として、愛知県自転車活用推進計画を基に自転車の活用も検討する。

３ 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者における措置

興行場、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、その管理する施設について、津波に対する安全性の確保に特に配慮し、また、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

第３節　　津波防災知識の普及

住民に対しては、津波警報及び避難情報の意味を周知するとともに、次の内容の心得を普及啓発する。また、関係市町村にあっては、地域の実情に応じて外からの観光客等を含めた津波危険地域の周知や防災訓練として津波を想定した情報伝達、避難訓練を実施するなど、特に津波防災知識の普及に努める。

１ 住民への周知

⑴　避難行動に関する知識

ア　我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度４程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。

イ　地震による揺れを感じない場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること。

ウ　「巨大」という定性的表現で大津波警報が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる必要があること。

エ　沖合の津波観測に関する情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等であること。

オ　地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難にあたっては徒歩によることを原則とすること。

カ　自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと。

キ　正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手すること。

⑵　津波の特性に関する情報

ア　津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること。

イ　第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること。

ウ　強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、

火山噴火等による津波の発生の可能性があること。

⑶　津波に関する想定・予測の不確実性

ア　地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。

イ　特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。

ウ　避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること。

第４節　　津波等防災事業の推進

１ 町及び県における措置

⑴　町は、津波及び堤防等の被災によるゼロメートル地帯の浸水からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

⑵　浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル・避難路・避難階段などの避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。なお、事業の実施にあたっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。

⑶　行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するものとする。

２ 内水排除施設等の管理者における措置

内水排除施設等の管理者は、堤防等の被災によるゼロメートル地帯の浸水に備え、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

３ 河川の管理者における措置

⑴　方針・計画の策定

ア　河川の管理者は、次の事項についても別に定めるものとする。

（ア）　堤防、水門等の点検方針・計画

（イ）　堤防、防波堤等の補強、水門、陸閘等の自動化・遠隔操作化等必要な施設整備等の方針・計画

（ウ）　水門、陸閘等の閉鎖を迅速・確実・安全に行うための体制、手順及び平常時の管理方法

⑵　河川

ア　堤防の耐震化

濃尾平野には緩い砂層が分布しており、地震発生時に地盤の液状化による堤防の変形・

沈下が生じる恐れがある。地震による河川堤防の沈下を抑制するため、地盤改良等の対策を実施中である（中部地方整備局）。また、県西部の地盤沈下地域の幹川である日光川を始めとする河川については、堤防の嵩上げ、堤体の補強や護岸の整備を進める（愛知県）。

イ　水門、樋門、排水機場等の耐震化

河口部の水門等については、地震発生時においても操作が可能となるよう耐震補強等を推進する。

排水機場については、地震発生時においても地域の排水機能を確保するため、耐震補強を推進する。

また、津波到達時間が短い地域の水門等の自動化・遠隔操作化を推進する。

ウ　河口部や背後地が低い河川の対策

河口部や背後地が低い河川については、津波等により浸水することを防ぐため、堤防の耐震性についての調査点検を実施しており、調査結果に基づき緊急度の高い箇所から堤防等の耐震化を推進する。

第５節　　地盤沈下の防止

ゼロメートル地帯については、揺れや液状化により堤防の被災や津波による浸水が生じる恐れがあることから、浸水による被害の潜在的な危険度を高めないよう地盤沈下防止対策を実施する。

第１０章 広域応援・受援体制の整備

■　基本方針

○　町、県等の防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るとともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震・津波災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 広域応援・受援体制の整備	町、防災関係機関	1　南海トラフ地震発生時の受援計画 2　訓練、検証等 3　南海トラフ地震の発生時における災害応急対策

第１節　　広域応援・受援体制の整備

風水害等災害対策計画第２編第９章「広域応援・受援体制の整備」に定めるところのほか、下記の整備に努める。

１ 南海トラフ地震発生時の受援計画

南海トラフ地震発生時の広域応援については、国が、緊急輸送ルートや応援部隊等の活動、物資調達、燃料調達及び電気・ガスの臨時供給並びに通信の臨時確保、防災拠点について具体的な計画を定めているところである。町は、県と連携し、県受援計画に沿って、広域の応援体制の構築に対応していくものとする。

なお、東海地震、東南海・南海地震発生時の対応についても同様とする。

２ 訓練、検証等

町は、広域的な受援に係る計画や相互応援協定等の実効性を高めていくため、各種訓練等を通じた検証を行うとともに、検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

３ 南海トラフ地震の発生時における災害応急対策

⑴　町及び県防災関係機関における措置

南海トラフ地震の発生時においては、国が、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、あらかじめ定められた拠点等に対し、応援部隊等を派遣すると

ともに、物資の輸送等を行うこととなっている。町及び県防災関係機関は、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に基づき、国が実施する災害応急対策活動に対し、次の広域的な受援活動を実施するものとする。また、本町の物資輸送拠点として「大治（三本木）水防倉庫」、地区防災拠点として「町多目的スポーツ広場」が確保されている。

ア　緊急輸送ルートの確保

被害が甚大な地域へ人員・物資・燃料等の輸送活動が迅速かつ円滑に行われるための緊急輸送ルートの確保のための活動

イ　救助・救急、消火活動

あらかじめ定めた救助活動拠点を開設し、広域応援部隊を迅速かつ円滑に受け入れるための活動

ウ　災害医療活動

全国から派遣されたＤＭＡＴ等による被災地域内における医療機関への支援・調整を行う活動

エ　物資調達

国が被災県からの具体的要請を待たず支援する避難所避難者への支援物資の受入、配分に係る活動

オ　燃料・電気・ガスの供給

災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料・電気・ガスを確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動

第１１章 防災訓練及び防災意識の向上

■　基本方針

○　地震災害を最小限に食い止めるには、町・県等防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民の一人ひとりが日ごろから地震災害についての認識や地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要であるため、町及び県は、防災訓練、教育、広報、住民相談等を通じて防災意識の向上を図る。

○　町、県及び国は、防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。

○　特に稀にしか発生しない大規模かつ広域的な災害に備え、住民・民間企業等が、防災・減災対策に自ら取り組むためには、動機付けやコスト等の障害があるため、自助・共助の必要性を適切に伝え、行動に結びつけるための取組を行う。

○　防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

○　様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 防災訓練の実施	町	1　総合訓練 2　浸水対策訓練 3　動員訓練 4　広域応援訓練 5　防災訓練の指導協力 6　訓練の検証 7　図上訓練 8　通信連絡訓練 9　大治町総合防災訓練
	町、県、各学校等管理者	10(1) 計画の策定及び周知徹底 10(2) 訓練の実施 10(3) 訓練の反省
第２節 防災のための意識啓発・広報	町、県、津島警察署、名古屋地方気象台	1　防災意識の啓発 2　防災に関する知識の普及 3　自動車運転者に対する広域 4　家庭備蓄等の推進

		5　地震保険の加入促進 6　過去の災害訓練の伝承
第３節 防災のための教育	町、県 各学校等管理者	1⑴　児童生徒等に対する防災教育 1⑵　学校における防災上必要な訓練、実地 2　関係職員の専門的知識の涵(かん)養及び技能の向上 3　防災思想の普及 4　登下校(登降園)の安全確保
	防災関係機関	5　防災教育の実施
第４節 防災意識調査及び地震相談の実施	町、県	1⑴　防災意識調査の実施 1⑵　耐震相談及び現地診断の実施 1⑶　地震に関する相談の実施

第１節　　防災訓練の実施

１ 総合防災訓練

訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震規模や被害の想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容も盛り込むなど、より実践的な内容になるように努め、次のとおり実施する。

⑴　阪神・淡路大震災の教訓をもとに、防災関係機関相互の緊密な連携体制づくりや地域住民と一体となった訓練とするため、現地指揮本部訓練、広域消防応援体制訓練、さらには避難所及び砂子防災公園の機能確保訓練やボランティアの受入態勢の訓練などを実施する。

⑵　地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策や津波警報等の伝達など、南海トラフ地震等の大規模地震を想定した訓練を実施する。

⑶　災害応援に関する協定に基づき、他市町村等との訓練の相互参加及び共同訓練の実施に努める。

２ 浸水対策訓練

町及び県は、浸水対策の一環として、水防関係機関及び一般住民と一致協力して水災の警戒及び防御にあたり、万全を期するとともに、水防思想の普及徹底を図るため、各種水防工法その他の訓練を実施する。

また、水防計画に位置付けられた水防上重要な施設のうち、管理者の自主管理に委ねられる施設について、訓練要領等を作成し、必要な訓練を実施するような指導・要請する。

なお、水防訓練は、次の項目について行うものとし、実施に当たっては、特に住民の参加を得て、水防思想の高揚に努めるものとする。

⑴　観測（水位、潮位、雨量、風速）

⑵　通報（電話、無線、インターネット、電子メール、携帯電話、口頭伝達）

⑶　動員（水防団、消防団、居住者、ボランティア）

⑷　輸送（資機材、人材）
⑸　工法（水防工法）
⑹　樋門、角落し等の操作
⑺　避難（避難情報等の放送・伝達、居住者の避難）

３ 動員訓練

町及び県は、地震災害時における災害対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

４ 広域応援訓練

町及び県は、町が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。

５ 防災訓練の指導協力

居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うように指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法などの習熟を図るものとする。

また、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

６ 訓練の検証

訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

７ 図上訓練等

職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部において応急対策活動に従事する本部要員等に対し、実践的な図上訓練や実際的な災害対処訓練（ロールプレイング方式）等を実施する。

８ 通信連絡訓練

地震による災害時においては、有線設備、特に地下ケーブル、架空ケーブル等が潰滅的な被害をうけるほか、無線設備においても少なからぬ被害を被ることが考えられ、通信の途絶の事態が予想される。このような事態に対処し通信の円滑な運用を確保するためには、各機関ごとに災害時における情報の収集及び伝達の要領更には内部処理の方法並びに通信設備の応急復旧等についての訓練を繰り返し行う必要がある。なお、これらの訓練は、同一機関が設備する通信施設及び複数の他機関が設備する通信施設の相互間において実施する。

また、災害が激甚な場合には、速やかな情報収集と応急対策が不可欠であり、自衛隊の出動

要請も極めて重要な要素のひとつとなる。

災害対策本部長（町長）、災害対策副本部長（副町長及び教育長）が登庁困難な場合も含め、自衛隊の出動要請の決定、連絡方法等を県と協議し、訓練の中に含めるよう検討を行う。

９ 大治町総合防災訓練

地震や局地的豪雨を想定した防災訓練は、町及び防災関係機関のほか、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民の参加を得て、緊急応急対策及び地震発生後の災害応急対策の実施等次の内容をはじめ、平成 16 年 8 月以降大治町総合防災訓練として実施している。

⑴　避難情報等の広報
⑵　避難及び避難誘導
⑶　災害対策本部の設置
⑷　無線通信及び情報の収集伝達
⑸　交通規制
⑹　初期消火
⑺　給水活動
⑻　舟艇操作
⑼　湛水排除
⑽　応急物資運搬
⑾　救出救助活動
⑿　給食活動
⒀　水防活動
⒁　ＡＥＤ
⒂　その他

１０ 各学校等管理者における措置

児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り災害発生時に迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

⑴　計画の策定及び周知徹底

災害の種別に応じ、学校等の規模、所在地の特性、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては、県（防災安全局）や町防災担当部局等の関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。

⑵　訓練の実施

学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。

⑶　訓練の反省

訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正・整備を図る。

１１ 名古屋地方気象台における措置

名古屋地方気象台は、防災訓練において訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど地震発生時の対応行動の習熟が図られるよう支援する。

第２節　　防災のための意識啓発・広報

１ 町、県（防災安全局、関係局）、警察署及び名古屋地方気象台における措置

⑴　防災意識の啓発

町は、県と協力して地震発生時に町民が的確な判断に基づき行動できるよう、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

また、県が貸し出しを行っている地震体験車や地震災害に関するビデオ等を利用して、町、学校等の防災教育の推進を図る。

名古屋地方気象台は、町民が津波警報等や地震に関する情報（緊急地震速報、南海トラフ地震に関連する情報、長周期地震動に関する観測情報含む。）を容易に理解し、適切な避難行動をとることができるよう、町、県及び防災関係機関と協力して、次の事項の内ア～エ、ク、ソ～ツについて解説に努め、正しい知識について啓発を図る。

さらに、町及び県は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

ア　地震に関する基礎知識

イ　県内の活断層や活断層地震への対策に関する知識

ウ　予想される地震及び津波に関する知識、地域の危険度に関する知識

エ　警報等や避難情報の意味と内容

オ　正確な情報の入手

カ　防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容

キ　地域の緊急避難場所、避難路に関する知識

ク　緊急地震速報、津波警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動

ケ　様々な条件下（建物内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動

コ　避難生活に関する知識

サ　家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）

シ　応急手当方法の紹介、平素から県民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容

ス　住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

セ　家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

ソ　地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難･救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識

タ　南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

チ　南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容

ツ　南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難･救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識

２ 防災に関する知識の普及

町は、防災週間及び津波防災の日等を通じ、各種講習会、イベントなどを開催し、地震・津波災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるとともに、次の事項に留意し、事に臨んで町民の一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、地震防災に関する啓発用パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布する。この際、愛知県防災教育センターの活用を図る。

⑴　平常時の心得に関する事項
⑵　地震発生時の心得に関する事項
⑶　緊急地震速報の利用の心得に関する事項

３ 自動車運転者に対する広報

地震が発生した場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に講習会及び広報紙等を通して必要な広報を行うこととする。

４ 家庭内備蓄等の推進

災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の生活必需品について、可能な限り 1 週間分程度、最低でも 3 日間分の家庭内備蓄等を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

５ 地震保険の加入促進

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなる。そのため、県、町等は、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、その制度の普及及び町民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。

６ 過去の災害教訓の伝承

町及び県は、町民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。

また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、町民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくように努めるものとする。

第３節　　防災のための教育

１ 各学校等管理者における措置

学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

また、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備していく。

⑴　児童生徒等に対する防災教育

児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（幼稚園を含む。以下同じ。）において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮するとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。

なお、防災対応能力の向上を図るため、次に掲げる内容を目標とする。

ア　地震発生のメカニズム、地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなど科学的な理解を深める。

イ　地震発生時における危機を認識して、日常的な備えを行うとともに、的確な判断の下に自らの安全を確保するための行動を迅速にとれる能力を身に付ける。

ウ　地震発生時に、児童生徒が進んで他の人や集団、地域の安全に役立つことができるような態度、能力を養う。

⑵　学校においては、防災に対する心構えを確認し、災害時に適切な対応がとれるよう災害の状況を想定し、情報の伝達、児童生徒の避難・誘導など、防災上必要な訓練を計画し、実施する。

なお、計画作成及び訓練実施に当たっては、次の点に留意する。

ア　訓練は学校行事などに位置付けて計画し、全職員の協力と児童生徒の自主的活動を重視し、十分な効果を収めるように努めること。

イ　訓練は毎年１回以上実施し、学校種別・学校規模・施設設備の状況、児童生徒の発達段階など、それぞれの実情に応じて、具体的かつ適切なものとすること。

ウ　訓練に当たっては、事前に施設設備の状況、器具・用具などについて、常に使用できるよう安全点検を実施するとともに、訓練による事故防止に努めること。

エ　平素から災害時における組織活動の円滑を期するため、全職員及び児童生徒の組織を確立し、各自の役割を周知徹底しておくこと。

オ　訓練実施後は、十分な反省を行い、計画の修正及び整備を図ること。

２ 関係職員の専門的知識の涵(かん)養及び技能の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の涵(かん)養及び技能の向上を図る。

⑴　地震に関する基礎知識
⑵　予想される地震及び津波に関する知識
⑶　職員等が果たすべき役割
⑷　地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
⑸　地震が発生した場合にとるべき行動に関する知識
⑹　南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
⑺　南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容
⑻　南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合にとるべき行動に関する知識

３ 防災思想の普及

PTA、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。

４ 登下校（登降園）の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園を含む。以下同じ。）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに作成し、平素から児童生徒等及び家庭等への周知徹底を図る。

⑴　通学路の設定
ア　通学路については、大治町通学路交通安全プログラムに基づき、学校、町教育委員会、都市整備課、防災危機管理課、津島警察署、国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所、海部建設事務所と連携を図り、学区内の様々な状況下における危険箇所を把握して点検を行い、対策の必要な箇所の改善を行う。
イ　平常の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定するなどしておく。
ウ　異常気象時における通学路の状況の把握についてその情報収集の方法を確認しておく。
エ　児童生徒の個々の通学路及び誘導方法等について常に保護者と連携をとり確認しておく。
オ　幼児の登降園については原則として保護者が付き添うものとする。
⑵　登下校の安全指導
ア　異常気象時の児童生徒等の登下校について指導計画書を作成する。
イ　通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。
ウ　登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項をあげて指導する。

５ 防災関係機関における措置

防災関係機関は、それぞれ又は他と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の

実施に努める。

第４節　防災意識調査及び地震相談の実施

１ 町及び県における措置

町及び県は、住民の地震についての正しい知識の普及と防災意識の高揚を図るため、次の事項を県及び防災関係機関と有機的な連携のもとに実施するものとする。

⑴　防災意識調査の実施

住民の地震災害対策に関する防災意識を把握するため、アンケート調査等により防災意識調査を必要に応じ実施する。

⑵　耐震相談及び現地診断の実施

我が家は大丈夫かという住民の不安を解消するため、無料で耐震相談を実施し、当該関連情報を適宜広報に努める。

また、住宅の現地診断についても適宜実施するものとする。

⑶　地震に関する相談の実施

地震についての不安を持っている住民のために、町並びに防災関係機関は、地震についての不安を持っている住民の相談に応ずるものとする。

第１２章 震災に関する調査研究の推進

■　基本方針

○　様々な災害が同時に、広域的に多発する地震災害に対して、地震予知や被害想定の実施のほか、新たな知見や発想を積極的に取り入れた被害低減策の検討を継続的に実施するなど総合的な地震防災対策の実施に結び付けていく。

また、地域の災害危険性を的確に把握し、それに対する効果的な対策を調査するための防災アセスメントを実施するとともに、それに基づき地域住民への防災広報活動の充実を図っていく。

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 震災に関する調査研究の推進	町、県	1⑴　基礎的調査 1⑵　地震の発生、規模及び予知に関する調査 1⑶　被害想定に関する調査研究 1⑷　災害の防止、都市の防災化に関する調査 1⑸　防災カルテ等の整備 1⑹　地籍調査

第１節　　震災に関する調査研究の推進

１ 町、及び県における措置

⑴　基礎的調査

⑵　地震の発生、規模及び予知に関する調査

⑶　被害想定に関する調査研究

⑷　災害の防止、町の防災化に関する調査

⑸　防災カルテ等の整備

町は、調査の成果を活用して、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、コミュニティレベル（集落単位、自治体単位、学校区などの単位）でのきめ細やかな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進する。防災カルテ等に記載すべき事項は、①災害危険箇所、②避難場所、③避難路、④防災関係施設、⑤土地利用の変遷、⑥災害履歴などである。

⑹　地籍調査

町は、防災事業の促進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界線等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。なお、町が管理する公共施設においては、「災害時の応急対策の協力に関する基本協定書」に基づき、公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に協力を要請する。

第３編　　災害応急対策

第１章　活動態勢（組織の動員配備）

■　基本方針

○　町長は、災害対策基本法第 23 条又は第 23 条の 2 の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織として災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。
○　各防災関係機関は、地震災害の発生を防御し、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動態勢を整備する。
○　各防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えるものとする。
○　要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。
○　一定規模以上の災害が発生した際における災害救助事務について、県又は救助実施市（令和元年 12 月 2 日名古屋市指定）が救助の主体となり災害救助を実施する。

■　主な機関の応急活動

機関名	発災	３日	１週間	復旧対応期
町	○町災害対策本部の設置 ○災害対策要員の確保 ○国又は他市町村職員の派遣要請			

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 災害対策本部	町	1(1)　災害対策本部の設置又は廃止基準 1(2)　職務の代理者
第２節 非常配備	町	1　動員の指示 2　職員の参集 3　責任者への報告 4　業務の実施
第３節 職員の派遣要請	町	1(1)　国及び県の職員の派遣要請 1(2)　他市町村の職員の派遣要請 1(3)　職員派遣の斡旋要求 1(4)　被災市町村への町職員の派遣
第４節 災害救助法の適用	町	1(1)　救助の実施 1(2)　県が行う救助の補助

第１節　災害対策本部

災害対策本部の設置に関し、次のとおり定める。

⑴　災害対策本部の設置又は廃止の基準は、風水害等災害対策計画第３編第１章第１節「災害対策本部及び警戒班の設置・運営」に定めるとおりとする。

⑵　災害対策本部長（町長）が発災時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務の代理者は、次のとおりとする。

第１順位	副町長
第２順位	教育長
第３順位	総務部長

第２節　　非常配備

風水害等災害対策計画第３編第１章第１節「災害対策本部及び警戒班の設置・運営」に定めるところによるが、勤務時間外又は休日に大治町に震度５強以上の大規模な地震が発生し、通信、交通機関の途絶等により災害対策本部の正常な運営が直ちにできない場合は、次の要領で非常参集した職員により本部を編成し、初動態勢をとるものとする。

１ 動員の指示

⑴　基本的に動員の指示は行わない。

⑵　職員は動員の命令を待たず、あらゆる手段をもって自主的に参集するものとする。

２ 職員の参集

⑴　職員は近隣の被災状況を把握し、まず人命救助を行い、その後本部へ参集する。

⑵　職員は本部に参集する際に、情報の収集を行う。ただし、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。

３ 責任者への報告

参集した職員は、責任者に直ちに収集した情報の報告を行った後、必要な業務を実施する。

４ 業務の実施

⑴　責任者は、職員の参集状況を把握し、速やかに本部長（副本部長又は大治町長の職務を代理する吏員を定める規則に定める代理者）に報告する。

⑵　職員の参集遅延により必要な初動態勢がとれないとき、又は災害状況の変化により必要と認めた場合は、いち早く集合した職員が初動態勢に必要な本部業務を行うものとする。

⑶　惨事ストレス対策

ア　捜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

イ　消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第３節　　職員の派遣要請

１ 町における措置

⑴　国の職員の派遣要請（災害対策基本法第 29 条）

町長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり当該機関の職員のみでは不足する場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

⑵　他市町村の職員の派遣要請（地方自治法第 252 条の 17）

町長は、町の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。

⑶　職員派遣の斡旋要求（災害対策基本法第 30 条）

町長は、知事に対し災害対策基本法第 29 条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、斡旋を求めることができる。

また、町長は、知事に対し地方自治法第 252 条の 17 の規定による他の市町村職員の派遣について、斡旋を求めることができる。

⑷　被災市町村への職員の派遣

町は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。

第４節　　災害救助法の適用

１ 町（救助実施市を除く）における措置（災害救助法第 13 条）

⑴　救助の実施

町長は、町の区域に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。

⑵　県が行う救助の補助

町長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。

第２章　　避難行動

■　基本方針

○　町長は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。

■　主な機関の応急活動

機関名	発災	３日	１週間	復旧対応期
町	○立退きの指示 ○避難行動要支援者の安否	確認・避難誘導		

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 避難情報	町	1⑴　情報の伝達等 1⑵　避難の指示等 1⑶　知事等への助言の要求 1⑷　避難方法 1⑸　避難指示等の基準
第２節 住民等の避難誘導等	町	風水害等災害対策計画　第２編　第７章　第４節「避難誘導等に係る計画の策定」に定めるところによる

第１節　　避難情報

１ 町における措置

地震は、いつ、どこで発生するか分からないため、また地震の規模、住家の建築年数等によっても被害の状況が異なるため、町の避難指示を待っていては避難すべき時機を失することも考えられる。

このため、住民は、地震が発生し、避難が必要と認める場合には、自らの判断により避難することがなによりも重要であり、そのためにも日頃から避難所、避難方法等をよく周知し、地震発生時にあっても落ち着いて避難できるよう努める。

また、平素から避難のあり方を検証し、住民に対し地震発生時における避難方法の周知徹底を図る。また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

なお、周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保に関する措置を指示することができる。

誘導に当たっては、できる限り自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。

⑴　情報の伝達等

地震発生後の地震・津波情報等は、直ちに住民等へ伝達・広報を行う。

⑵　避難の指示等

ア　津波災害

津波警報等を覚知した場合、町長は直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難情報を発令するものとする。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難情報を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難情報の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。

避難指示の発令対象とするすべての区域において、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難を原則として指示する。

大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なることに注意する。

イ　地震に伴うその他災害

地震等に伴う災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

なお、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の提供に努める。

⑶　知事等への助言の要求

町長は、避難のための立退きを指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台、中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令にあたり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。

⑷　避難方法

大規模な地震が発生した場合は、同時に各所で火災が発生し、大火災に発展することが予測される。

地震が発生し、避難が必要と判断した場合は、住民は直ちにガスやブレーカー等の火の始末をした後、道路の亀裂、看板等の落下、ブロック塀の倒壊等に注意しながら、火災による輻射熱等から身の安全が確保できる各地区にある学校のグラウンド、公園、広場等にまずは避難し、当該避難場所で正確な災害情報等を収集し、また不在者を確認した後、必要により安全確認が得られた広域避難場所又は避難所に避難する。

⑸　避難指示等の基準

避難指示の基準は次のとおりとする。

区分	内容
避難指示の発令	◆余震などで建物崩壊、火災などの２次被害のおそれがある住民や建物 ◆応急危険度判定で、危険と判定された家屋に住居するもの

その他、詳細については、風水害等災害対策計画第３編第２章第２節「避難情報」の定めるところによる。

第２節　　住民等の避難誘導等

風水害等災害対策計画第２編第７章第４節「避難誘導等に係る計画の策定」に定めるところによる。

第３章　津波警報等の収集、伝達計画

■　基本方針

○　津波警報等及び地震情報等の内容や伝達の方法等を定め、関係機関の防災対策に資するものとする。

■　主な機関の応急活動

機関名	発災	３日	１週間	復旧対応期
気象台	○津波 ○地震	警報等の発表・伝達 に関する情報の発表・	伝達	→
町	○伝達 ○沿	された情報等の住民等 岸市町村における津波	への周知徹底 の自衛措置	→

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 津波・地震に関する情報等	気象庁及び名古屋地方気象台	1(1)　津波警報等 1(2)　地震に関する情報等 1(3)　地震に関する情報の種類
	町	2(1)　情報等の内部伝達組織の事前整備 2(2)　伝達された情報又は町計測震度計等の情報を住民その他関係機関へ周知徹底 2(3)　地域衛星通信ネットワーク・町防災行政無線の活用 2(4)　長周期地震動に対する措置
第２節 情報等の伝達	町	1(1)　情報等の受領にあたる事前整備 1(2)　町地域防災計画に定める周知徹底 1(3)　住民への迅速かつ適確な伝達
第３節 震度情報ネットワークシステムからの伝達等	町	1　発見者の通報義務 2　受理責任者 3　町の内部伝達、町民等への伝達 4　町内伝達系統

第１節　　津波・地震に関する情報等

津波警報等及び地震情報等の内容や伝達の方法等を定め、関係機関の防災対策に資するものとする。町、県及び関係機関は、相互に密接な連携のもとに、被害状況等収集・伝達活動を行うものとする。

１ 気象庁及び名古屋地方気象台における措置

⑴　津波警報等

地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報を発表・伝達する。

⑵　地震に関する情報等

ア　緊急地震速報

気象庁は、震度 5 弱以上を予想した場合、または長周期地震動階級３以上を予想した場合に、震度４以上を予想した地域、または長周期地震動階級３以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度３以上又はマグニチュード 3.5 以上と予想される場合、または長周期地震動階級１以上を予想した場合に緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が６弱以上または長周期地震動階級４を特別警報に位置付けている。

イ　地震に関する情報

地震発生約 1 分半後に震度 3 以上の地域名等を発表する震度速報を始め、震源に関する情報、震源・震度に関する情報及び各地の震度に関する情報などを発表する。

⑶　地震に関する情報の種類

地震に関する情報の種類及び内容等は次のとおりである。

情報の種類	発表基準	内　　容
震度速報	･震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に 関する情報	･震度 3 以上 (津波警報または注意報を 発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に 関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ･震度 3 以上 ･津波警報・注意報発表または 若干の海面変動が予想される場合 ･緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に 関する情報	･震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※ 地震が多数発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表します。
推計震度分布図	･震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。

長周期地震に関する観測情報	･震度 3 以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約 20～30 分後に気象庁ホームページ上に掲載）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について 以下のいずれかを満たした場合等 ･マグニチュード 7.0 以上 ･都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	･顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。

２ 町における措置

⑴　町長は、津波警報等の情報の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るよう、あらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくものとする。

⑵　町長は、津波警報等の情報の伝達を受けたとき、又は町に設置した計測震度計等により地震発生を知ったときは、町地域防災計画の定めるところにより、正確かつわかりやすい情報として、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底するものとする。

⑶　町は、受信した緊急地震速報を町防災行政無線等により住民等への伝達に努めるものとする。伝達にあたっては、町防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

⑷　津波の自衛措置

津波は、場合によっては津波警報等が伝達されるよりも早く到着する場合もあるため、情報伝達等がなくても強い地震（震度 4 程度以上）に加え、弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、放送機関からの情報にも留意し聴取する責任者を定めるなどの体制をとり、収集した情報の迅速かつ的確な伝達を行うこと。

３ 報道機関における措置

日本放送協会は、気象庁から大津波警報、津波警報、緊急地震速報（警報）が通知されたときは、直ちに当該情報の放送を行う。

また、報道機関は、気象庁又は名古屋地方気象台から情報等が伝達されたときは、速やかに放送等を行うよう努めるものとする。

４ その他防災関係機関における措置

気象庁又は名古屋地方気象台から直接情報等を受けない防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、さらに町、県と積極的に連絡をとり、関係機関相協力して情報等の周知徹底を図るものとする。

第２節　　情報等の伝達

注意報、警報の内容を全文伝達することは、相当時間を要し、災害防止に機を失することもあるので、気象通報票により受伝達の迅速化を図るものとする。また、受伝達については、送信者、

受信者の氏名を確認し合うものとする。

津波警報等の伝達系等

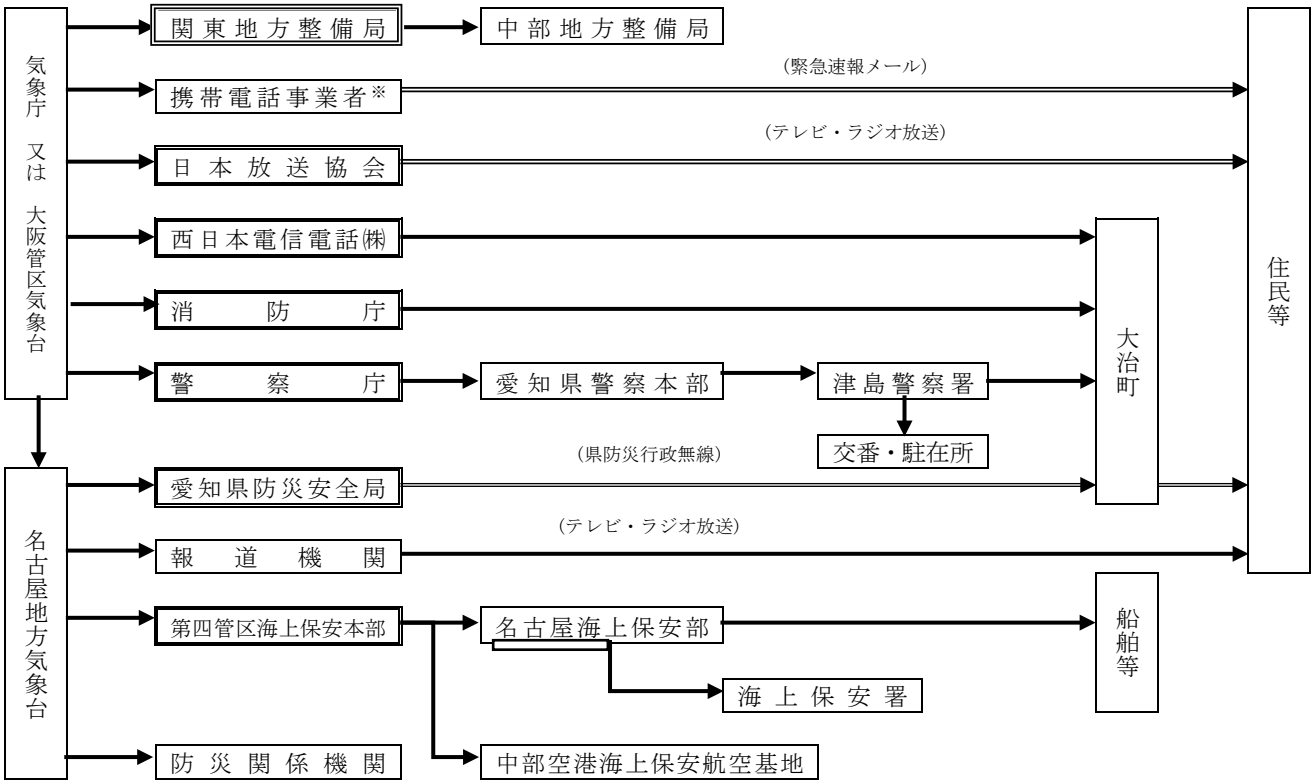

※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

注）二重枠で囲まれている機関は、気象事業法施行令第８条第１号及び第３号並びに第９条の規定に基づく法定伝達先
注）二重線の経路は、気象事業法第 15 条の２によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

第３節　震度情報ネットワークシステムからの伝達等

町長は、情報等の伝達を受けたとき、又は愛知県庁に設置された送受信処理装置と市町村に設置した観測機器から構成された震度情報ネットワークシステムにより地震発生を知ったときは、正確かつわかりやすい情報として、速やかに町民その他関係のある公私の団体に周知徹底するものとする。

※1　県防災安全局災害対策課において震度情報ネットワークシステムにより収集した震度情報については、次の伝達系統図のとおりとする。

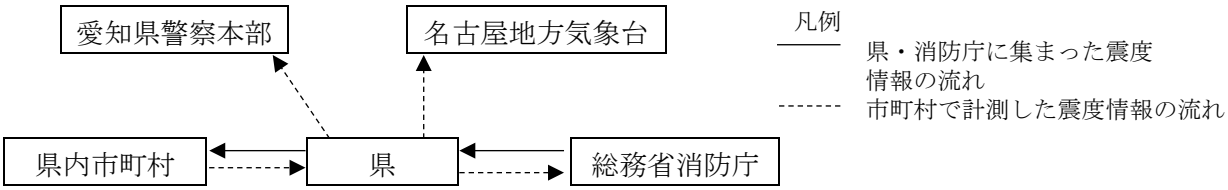

１ 発見者の通報義務

地震に伴う災害が発生し、又は拡大するおそれのある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに町長又は警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。

なお、警察官又は海上保安官が通報を受けた場合は、その旨を速やかに町長に通報するものとする。

２ 受理責任者

県及び関係機関からの地震情報の受理責任者は、総務部長とする。

３ 町の内部伝達、町民等への伝達

町の内部における伝達は、勤務時間内においては、庁内放送、電話等によるものとし、勤務時間外における職員への情報伝達・動員方法については、あらかじめ定める連絡系統により伝達するものとする。また、町民等に対しては、広報車、地区総代等を通じて周知を図るものとする。

なお、町内公共施設への伝達は、次のものが行うものとする。

伝達責任者	伝達先
企画政策課長	八ツ屋防災コミュニティセンター、砂子東部防災ふれあいセンター、西條防災コミュニティセンター
民生課長	総合福祉センター「希望の家」等福祉施設
子育て支援課長	子ども子育て支援拠点施設（はるっ子ハウス）、幼稚園、保育園、認定こども園、児童クラブ、小規模保育施設
多世代交流センター所長	多世代交流センター
保健センター所長	保健センター
学校教育課長	小・中学校、適応指導教室
社会教育課長・公民館長	公民館
スポーツ課長	スポーツセンター

４ 町内伝達系統

震度情報等の町民、町内の関係機関への伝達系統は、風水害等災害対策計画　第３編　第３章　第１節　２ 被害状況等の一般的収集・伝達系統　災害ポータルサービス（P130）に定めるものとする。

【資料３－１】大治町防災行政無線局一覧

第４章　被害状況等収集・伝達計画

風水害等災害対策計画第３編第３章第１節「被害状況等の収集・伝達」に定めるところによるほか、各防災関係機関は、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の効果的な使用を行う。

また、各防災関係機関は、地震に強い移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備するとともに、有効な運用を図り地域の円滑な情報の受伝達を行う。

第５章　広報計画

■　基本方針

○　震災時の混乱した事態においては、災害地や隣接地域の町民が適切な判断による行動がとれるよう、災害状況、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ正確に広報することが大切である。

　また、混乱が終息した後は、民心の安定と速やかな応急対策を図るため、広聴活動を行い、災害地域住民の動向と要望事項の把握に努めるものとする。

○　発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。

○　町及び県は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。

○　町、県及び関係機関は、重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話･電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。

○　被災者等へ的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。

○　各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。

■　主な機関の応急活動

機関名	発災	３日	１週間	復旧対応期
町	○被害状況等の情報収集及び県への報告	→	→	→
	○即報基準に該当する災害の報告	→	→	→
	○住民への災害広報	→	→	→
	○相談窓口等の開設	→	→	→
機関 報道	○災害広報の依頼に対する協力	→	→	→

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 広報活動の内容	町	1　広報の手段 2　広報内容 3　広報活動の実施方法
第２節 実施機関の連絡調整	町	風水害等災害対策計画　第３編　第３章　第３節「広報」に定めるところによる。
第３節 応援協力関係	町	風水害等災害対策計画　第３編　第３章　第３節「広報」に定めるところによる。

第４節 広聴活動	町	風水害等災害対策計画　第 3 編　第 3 章　第 3 節「広報」に定めるところによる。

第１節　　広報活動の内容

町は、あらゆる広報手段を活用して、町民等への災害広報を実施する。

１ 広報の手段

⑴　大治町防災行政無線による情報提供
⑵　広報紙等の配布
⑶　広報車の巡回
⑷　掲示板への貼紙
⑸　インターネット Web サイト掲載による情報提供
⑹　携帯端末（緊急速報メール機能、メール配信サービス及びＳＮＳ含む。）による情報提供
⑺　コミュニティＦＭラジオ（ＭＩＤ-ＦM76.1MHz、エフエムななみ 77.3MHz）に対する放送依頼
⑻　ケーブルテレビ（西尾張ＣＡＴＶ）に対する放送依頼
⑼　報道機関（テレビ・ラジオ放送局、通信社、新聞社）への情報提供
⑽　その他広報手段

２ 広報内容

町は、次の事項について広報を実施する。

⑴　災害発生状況
⑵　津波に関する状況
⑶　災害応急対策の状況
⑷　交通状況
⑸　給食・給水実施状況
⑹　衣料・生活必需品等供給状況
⑺　地域住民のとるべき措置
⑻　避難の指示
⑼　その他必要事項

３ 広報活動の実施方法

⑴　報道機関への発表

町は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を速やかに提供し、広報活動を要望する。

また、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応として、可能な限り多言語による情報提供等も併せて行う。

⑵　広報車・航空機等

町は、他の防災関係機関、報道機関等の車両・航空機等による広報について協力を要請する。

⑶　その他

町は、臨時広報紙等の配布、掲示板やWebサイトの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。

特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。

第２節　　実施機関の連絡調整

広報活動を行うに当たっては、関係機関との連絡をできる限り密にして行うものとする。

この計画に定めのない事項は風水害等災害対策計画第3編第3章第3節「広報」に定めるところによる。

第３節　　広報活動

町は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するに当たり情報の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。

この計画に定めのない事項は風水害等災害対策計画第3編第3章第3節「広報」に定めるところによる。

第４節　　広聴活動

混乱が終息したときは、町は、できる限り相談窓口等を開設し、災害住民からの相談、要望、苦情等を聴取の上、必要な応急対策の推進に当たるものとする。

この計画に定めのない事項は風水害等災害対策計画第3編第3章第3節「広報」に定めるところによる。

第６章　　災害救助法の適用計画

風水害等災害対策計画第 3 編第 1 章第 1 節 6「災害救助法の適用」に定めるところによる。

第７章　　自衛隊災害派遣要請計画

風水害等災害対策計画第３編第４章第３節「自衛隊の災害派遣」に定めるところによる。

第８章　応援協力・派遣要請

大地震時においては、その被害が大きくなることが予想され、単一の防災機関のみでは、応急対策活動にあたって支障をきたすので、各機関は平素から関係機関と十分に協議し、災害時にあたっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施するものとする。

また、激甚な大規模災害が発生した場合、広範な地域に被害が及び、近隣市町村も被災する可能性が高いため、迅速、適切な応援体制がとれないことも予想されるので、他県の市町村及び距離的に離れた県内市町村など遠隔地の市町村等との食料供給等の応援協定締結も検討する。

なお、風水害等災害対策計画第３編第４章「応援協力・派遣要請」に定めるところによる。

第９章　救出・救助対策

風水害等災害対策計画第３編第５章「救出・救助対策」の定めるところによる。

第１０章 消防活動・危険性物質対策

■　基本方針

○　大地震発生時には、火災の多発により極めて大きな人命危険が予想されるので、消防団員はもとより住民、事業者あげて出火防止と初期消火を行う。

○　消防機関は、関係消防機関と連携を保ちつつその全機能をあげて避難の安全確保を始め、重要な地域、対象物の防御と救助・救急及び地震による水災の防御等に当たり、激甚な大規模災害等から住民の生命、身体及び財産を保護する。

○　地震により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止するための適切かつ迅速な緊急措置を実施し、周辺住民等に被害を及ぼさないように努めるとともに、それらの情報等を提供し、周辺住民等を早急に避難させる。

■　主な機関の応急活動

機関名	発災	３日	１週間	復旧対応期
海部東部消防組合 町	○火災全体状況の把握・対応 ○大震火災防御計画の樹立 ○広域的な消防部隊の応援要請 ○被害状況の把握及び県への連絡 ○応援の必要性等の県への連絡 ○周辺住民等への情報提供			
消防団	○延焼火災その他災害の防御			
事業所の所有者、管理者又は占有者	○情報収集及び防災要員の確保 ○応急措置及び通報 ○情報提供及び広報			

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 消防活動	町 海部東部消防組合	1(1)　防御方針 1(2)　延焼阻止線 1(3)　避難場所・避難路 1(4)　消防活動計画図の作成
	消防団	2(1)　延焼火災その他災害の防御 2(2)　資機材等の整備の検討

第２節 危険物施設対策計画	事業所の所有者、管理者又は占有者 町	1⑴　情報収集及び防災要員の確保 1⑵　応急措置及び通報 1⑶　情報の提供及び広報
	町	2⑴　被害状況の把握及び県への連絡 2⑵　応援の必要性等の県への連絡
第３節 高圧ガス大量貯蔵所対策計画	町	2⑴　被害状況の把握及び県への連絡 2⑵　応援の必要性等の県への連絡
第４節 毒物劇物取扱施設対策計画	事業所の所有者、管理者又は占有者	2⑴　応急措置・通報等 2⑵　被害の拡大防止及び周辺住民等への情報提供
	町	1⑴　被害状況の把握及び県への連絡 1⑵　応援の必要性等の県への連絡 1⑶　事故処理剤確保の県への要請 1⑷　周辺住民等への情報提供

第１節　　消防活動

１ 大震火災防御計画の推進

⑴　防御方針

ア　火災発生が少ないと判断したときは、積極的な防御を行い一挙鎮滅を図る。

イ　火災件数が消防力を上回るような場合は、重要かつ消防効果の大きい火災を優先的に防御する。

ウ　火災が随所に発生し、消防隊個々の防御では効果をおさめ得ない場合は、部隊を集中して人命の保護と最重要地域の確保のための防御にあたる。

エ　火災が著しく多発、町民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力をつくし避難者の安全確保のための防御に当たる。

オ　大量の人命救助事象が発生した場合は、火災状況により優先的にこれを実施する。

カ　高層建築物、その他大量の消防部隊を必要とし、他への延焼危険が少ない火災は他の延焼火災を鎮圧した後に部隊を集中して防御にあたる。

キ　大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火した場合、あるいは、すでに延焼してしまった場合は、初期においては市街地への延焼危険のある部分のみを防御し、後に上記の要領により防御する。

ク　火災及び水災等の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防御を優先とする。

⑵　延焼阻止線

延焼阻止線は火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域からの延焼拡大した火災を延焼阻止効果のある所で集中的に防御し、阻止しようとするもので地形地物、空地、水利の状況と動員部隊とを勘案して予定する。(25m以上の道路)

⑶　避難場所・避難路

町で指示する避難場所のほか、他の機関が定める避難場所についても熟知しておくものと

する。また、避難場所に通ずる幹線道路を一応の避難路とするが、防御の重点は河川に面した所は橋梁付近、その他の地点については避難上特に障害が予想され、混乱を生ずると思われる地点とする。

⑷　消防活動計画図の作成

消防活動計画図は部隊運用の基本をなすもので、危険区域、木造住宅の密集状況、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所、避難路などを調査し、海部東部消防組合、町とそれぞれの立場において検討調整を行い作成するものとする。

２ 消防団における措置

⑴　消防団は地域に密着した防災機関として、次により出火防止をはじめとする町民指導及び現有装備を活用して、延焼火災その他災害の防御にあたるものとする。

ア　出火防止

発災と同時に居住地付近の町民に対し、出火防止を広報するとともに、出火した場合は町民を督励して初期消火の徹底を図る。

イ　消火活動

消防隊出場不能又は困難な地域における消火活動、あるいは、主要避難路確保のため消火活動を単独若しくは消防隊と協力して行う。

ウ　消防隊の応援

消防隊の予備車の応援要員として消火活動に従事するとともに、道路障害の排除及び消防隊の誘導にあたる。

エ　救助救急

要救助者の救助救出と負傷者に対しては、止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

オ　避難方向の指示

避難の指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら火勢の状況等正しい情報に基づき、町民に安全な方向を指示する。

⑵　激甚な大規模災害が発生した場合、指揮命令系統の途絶も考えられることから、分団または班単位で消火・救急救助活動が行えるよう資機材等の整備を検討する。

【資料２―３】消防水利の現況

第２節　　危険物施設対策計画

１ 事業所の所有者、管理者又は占有者における措置

⑴　情報収集及び防災要員の確保

事業所の所有者、管理者又は占有者は、地震発生後直ちに地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、防災要員を確保する。

⑵　応急点検及び応急措置

事業所の所有者、管理者又は占有者は、危険物施設の実態に応じ、危険物の流出、出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検を行い、被害状況を把握す

る。

また、危険物施設が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止するための応急措置を講ずるとともに、直ちに警察、消防機関等へ通報する。

⑶　情報の提供及び広報

事業所の所有者、管理者又は占有者は、地震による災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況や避難の必要性等に関する正確な情報を速やかに提供するとともに、いたずらに住民の不安を増大させないための災害広報活動を積極的に行う。

２ 町における措置

⑴　町は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

⑵　町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

第３節　　高圧ガス大量貯蔵所対策計画

１ 町における措置

⑴　町は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

⑵　町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

第４節　　毒物劇物取扱施設対策計画

１ 事業所の所有者、管理者又は占有者における措置

⑴　第２節「危険物施設対策計画」に係る措置のほか、次の⑵の措置を実施するものとする。

⑵　毒物劇物貯蔵設備が被害を受け、毒物劇物の流出事故が発生した場合には、それによる被害の拡大を防止するために、第一に当該施設の従業員及び周辺の住民に対し、それらの情報等を提供し、早急に避難させることが重要である。

２ 町における措置

⑴　町は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

⑵　町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

⑶　災害の状況等により事故処理剤が不足する場合、事故処理剤の確保について県に要請する。

⑷　地震により災害が発生し、周辺住民等に被害を及ぼしたり不安を与えるおそれがある場合は、災害の状況や避難の必要性等について、速やかに正確な情報を提供する。

第１１章 医療救護・防疫・保健衛生対策

風水害等災害対策計画第３編第６章「医療救護・防疫・保健衛生対策」に定めるところによるが、被災地の状況に応じ、町は、日本赤十字社愛知県支部、愛知県医師会（一般社団法人海部医師会）に対し、医療救護班の派遣を要請し、応急手当を行う。

また、町は、避難所が設置された場合は、避難所に医療救護班を派遣するとともに、巡回診療を依頼し、避難者及び周辺住民の医療の確保を図る。

第１２章 交通の確保・緊急輸送対策

■　基本方針

○　災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、道路交通法及び災害対策基本法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。
○　災害時においては、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このための交通の円滑を期するよう道路等交通施設に対する応急復旧活動を実施するとともに、輸送機能の確保に努める。
○　緊急輸送道路の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。なお、津波被害発生時には、くしの歯ルートの道路啓開を他の道路に優先して実施し、緊急通行車両の通行ルートを確保する。
○　町、県及び関係機関は、応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保するものとする。

■　主な機関の応急活動

機関名	発災	３日	１週間	復旧対応期
津島警察署	○交通規制等の実施	→	→	→
町	○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有	→	→	→
	○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保(※)	→	→	→
	○情報の提供	→	→	→
	○応援要求			
	○人員・物資等の輸送手段確保			
	○他市町村・県への調達斡旋要請			

※　地元協定業者、県と災害対策支援に関する協定を締結する建設業団体（愛知県土木研究会、愛知県建設業協会、日本建設業連合会中部支部）により実施

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 道路交通規制等	津島警察署	風水害等災害対策計画　第３編　第７章　第１節「道路交通規制等」に定めるところによる
第２節 道路施設対策	中部地方整備局	1(1)　道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保
	中日本高速道路株式会社	2(1)　道路情報の収集及び関係機関との情報共有
第３節 緊急輸送手段の確保	町	風水害等災害対策計画　第３編　第７章　第３節「緊急輸送手段の確保」に定めるところによる

第１節　　道路交通規制等

風水害等災害対策計画第 3 編第 7 章第 1 節「道路交通規制等」に定めるところによる。

第２節　　道路施設対策

１ 中部地方整備局における措置

⑴　道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保

津波等により、甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するためのくしの歯ルートを最優先に道路啓開する。なお、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」の定めるタイムラインに留意する。

２ 中日本高速道路株式会社における措置

⑴　道路情報の収集及び関係機関との情報共有

地震による災害が発生した場合において、的確かつ迅速な応急復旧を行うため震災点検を実施し、被災状況及び交通状況の把握に努める。

種類	実施時期	点検内容
状況把握点検	地震発生直後	速やかな被災者援助と交通確保に資するため、道路の損傷状況、利用者の被害状況、沿道、沿線の状況等を点検するもの
応急復旧点検	状況把握点検実施後直ちに	上下線分離の道路については最低上下各 1 車線又は片側 2 車線を、非分離の道路については最低 1 車線を速やかに確保するため、どのような応急復旧が必要か点検するもの

第３節　　緊急輸送手段の確保

風水害等災害対策計画第 3 編第 7 章第 3 節「緊急輸送手段の確保」に定めるところによる。

第１３章 浸水・津波対策

■　基本方針

○　町、県及び関係機関は、堤防の崩壊・き裂、水門、樋門、ため池、高圧又は高位部の水路等の決壊、ダムの緊急放流等による浸水のおそれがある場合又は浸水による水災に対し、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、氾濫水による被害の拡大防止に努める。

○　浸水対策については、「愛知県水防計画」及び「海部地区水防事務組合水防計画」に準拠した上で実施する。

○　津波による被害、特に人的な被害を防止するためには、できるだけ早く情報を伝達し被害を受けるおそれのある地域から住民を避難させることが重要となるため、情報伝達、避難誘導を始めとする津波災害に対する応急対策を講ずる。

○　水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの応急対策を実施するにあたっては、消防職団員、水防団員、警察官、町職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される浸水開始時間も考慮するものとする。

■　主な機関の応急活動

機関名	発災	３日	１週間	復旧対応期
町	○河川の点検及び応急 復旧	→	→	→
	○情報の伝達	→	→	→
	○避難指示等の発令等			

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第４節 避難指示等の発令	町	1(1)　災害対策本部の設置措置 1(2)　避難指示等の発令
第６節 避難方法	町、消防団	1　避難方法 2　避難誘導従事者の安全確保
第７節 避難行動要支援者の避難対策	町	複数の情報伝達手段の組み合わせ等
第８節 安否情報の収集	町	安否情報の収集等
第９節 浸水対策	町、県、関係機関	1(1)　点検及び応急復旧 1(2)　浸水対策資機材 1(3)　漏、溢水防止応急復旧活動

第１節　　予想される被害・状況等

本町は、沖積層が厚く地盤が軟弱なため、愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査によると、かなり激しい液状化が発生すると予測されており、津波避難計画を策定する必要のある市町村とされた。

複数ケースの被害結果が想定されたもののうち、最大被害が発生する場合を想定する。

【理論上最大想定モデル】

あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波の想定で 1000 年超える長さに一度発生するかしないかのものである。

地震・津波	理論上最大想定モデル
地殻変動量	考慮
初期潮位	名古屋港＝1.2m その他1.0m
河川初期水位	福田川 -0.6m
盛土構造物（土堰堤）	75%沈下（越流したら破堤）
コンクリート構造物	震度6弱以上で倒壊
樋門、樋管、水門、陸閘	常時閉鎖施設のみ閉鎖
防波堤	震度6弱以上で倒壊
計算時間	12時間
大治町における浸水面積	16ha

本町に建設されている堤防、護岸では地震による外力や地盤の液状化により、崩壊、沈下、亀裂、傾斜等の被害が生じ、また、水門、樋門、樋管等については、地盤の不等沈下により門扉の操作不能、樋管の折損等が想定される。堤防からの浸水のため、生活空間への到達時間は非常に短く、地震発生後、すぐさま安全な場所への避難が行われる必要がある。高圧又は高位部の水路等の決壊は、農地、農業用施設のみにとどまらず、個人の財産や公共施設等に大きな被害を与えることが予想される。

町は、浸水対策について、「愛知県水防計画」及び「海部地区水防事務組合水防計画」に準拠して、次の事項を実施するものとする。

浸水による被害、特に人的な被害を防止するためには、できるだけ早く情報を伝達し、被害をうけるおそれのある地域から町民を避難させることが重要となるため、情報伝達、避難誘導を始めとする浸水による災害に対する応急対策を講じる。

第２節　　津波到達予測時間

本町において最も憂慮されるのは、地震動によって地盤が液状化するなどして、河川堤防が最大 75%沈下することである。津波本体の影響は地震発生から約 1 時間半後（85 分から 95 分後）に最寄りの海岸線に到達（津波波高は 2.7m）したのちに水位上昇などの影響が考えられる。

愛知県による最大被害想定では、地震直後から福田川堤防の沈下により浸水が発生するため、河川沿川の生活空間への到達時間が非常に短いものと予測され、直ちに避難が必要となる。

浸水深 30cm に到達する時間の想定結果によれば、地震後、堤防から越水し福田川沿いの限られた領域に急激浸水する最初の一波があり、その後ゆっくり浸水が拡がっていく。

第３節　　事前避難対象地域

事前避難対象地域は、地震による町内の河川の堤防の破堤・沈下等による浸水が発生した場合に被害が予想されるため避難が必要な地域であり、避難指示を発令する際に避難の対象となる地域である。本町の事前避難対象地域は、福田川沿川地区のうち浸水の予測される地域とする。

町における「事前対象避難地域」は、第 5 章　2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応　4「避難対策等」で示すガイドライン及び手引きを踏まえ、津波又は地震動に伴う地盤沈下等の影響により、30cm 以上の浸水が地震発生から 30 分以内に生じる地域を含む行政区を基本として設定している。

図 事前避難対象地域

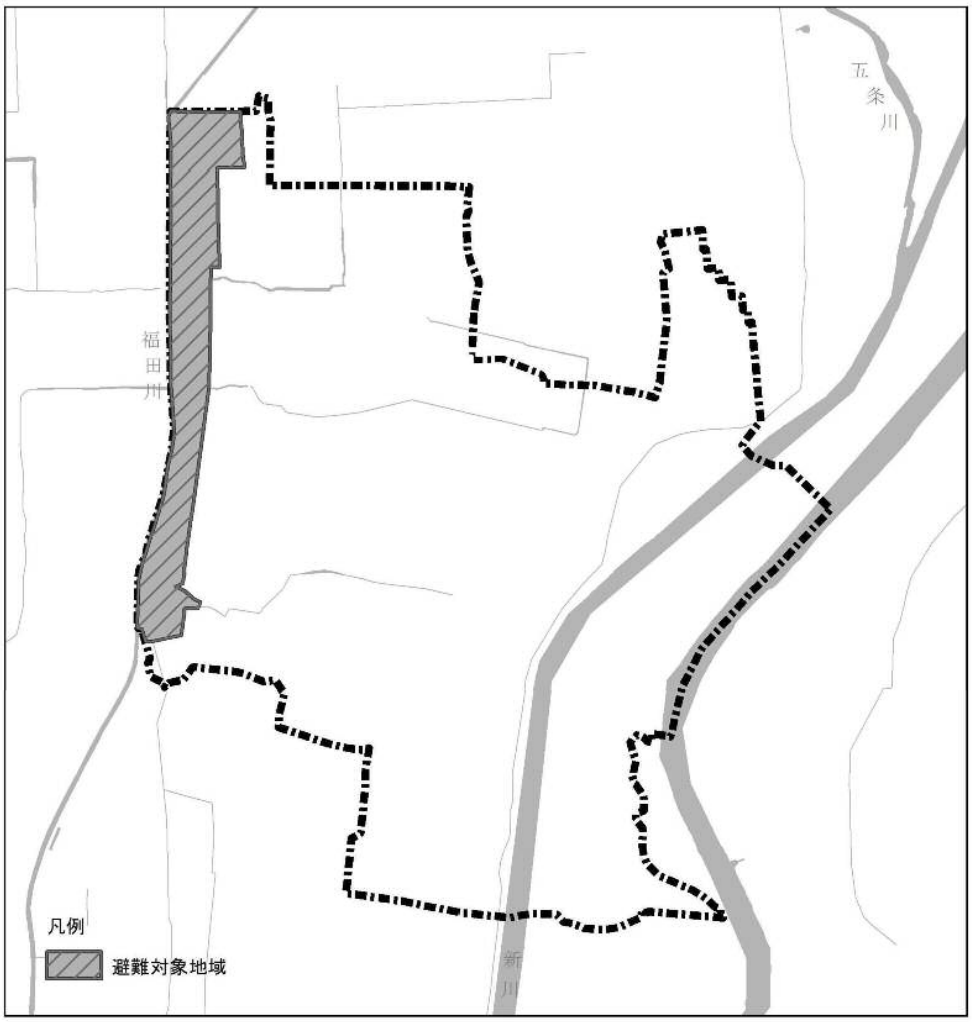

第４節　　避難指示等の発令

１ 町における措置

⑴　町は、地域防災計画に定めるところにより、災害対策本部の設置等の措置を講ずる。

⑵　町は、緊急地震速報等の伝達を受けたとき又は伝達ルートに関係なく覚知したときは、あ

らかじめ定められた計画に従い、防災行政無線(同報系無線)、広報車等により避難指示等を発令する。

⑶　津波災害

伊勢・三河湾に津波警報等を覚知した場合、町は直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難指示を発令するものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。

避難指示の発令対象とするすべての区域において、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ遠い場所へ移動する立退き避難を原則として指示する。

津波警報等はないが、液状化により堤防が沈下し、浸水するおそれがある場合においても、速やかに避難指示等の発令を検討するものとする。

地震に伴うその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

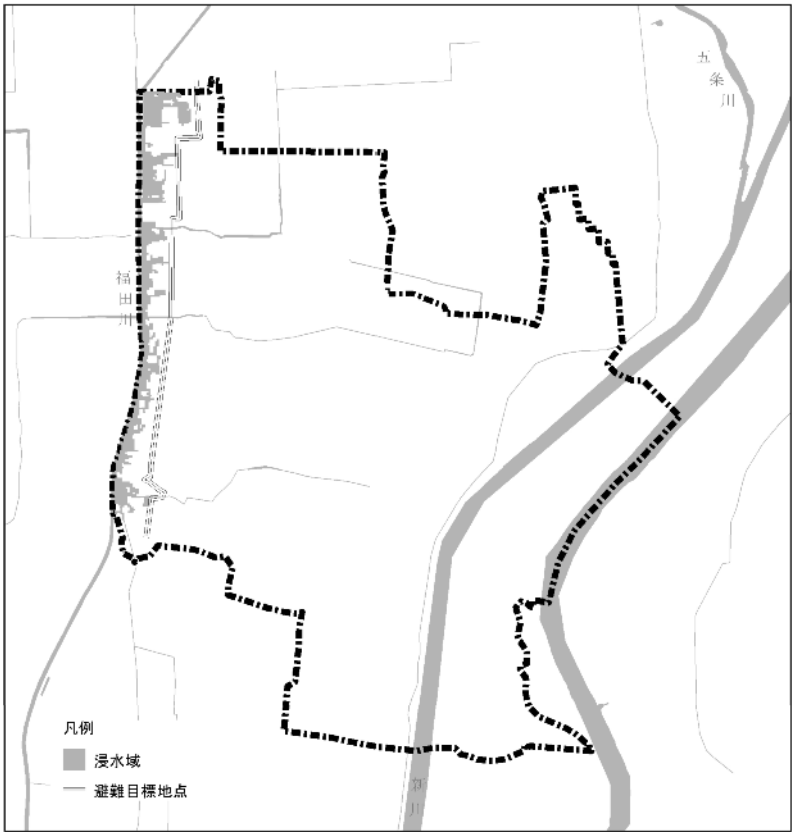

図　避難困難地域

第５節　　避難目標地点まで避難に要する時間

徒歩避難が困難となる浸水深 30cm に到達する領域を避難困難地域とする。この領域から離れると浸水域ではなくなるため、領域外を避難目標地点とする。

避難困難地域から避難目標ラインまでの距離は、おおむね 180ｍから 335ｍである。

健常者の避難者の歩行速度は「愛知県市町村津波避難計画策定指針」の値を採用する。

【避難シミュレーションにおける歩行速度】

液状化の影響を考慮する場合（大治町）			
夜間	健常者	1.38km/h	(≒0.38m/s)
	高齢者	0.69km/h	(≒0.19m/s)
昼間	健常者	1.72km/h	(≒0.48m/s)
	高齢者	0.86km/h	(≒0.24m/s)

第６節　　避難方法

１ 避難方法

防災無線の情報や、消防団(第一分団)、西條地区自主防災会の呼びかけ、避難誘導にしたがって、避難困難地域外へ避難を行う。ただし、浸水の状況は刻々と変化するので、歩いている避難路に水が流れてくるなどの状況があれば、乾いた道路を避難目標地点に向かって避難する。

２ 避難誘導等従事者の安全確保

自らの命を守ることが避難誘導等の前提であることを周知し、避難誘導等実施時の安全確保等には十分留意するものとする。

第７節　　避難行動要支援者の避難対策

要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の情報伝達手段を組み合わせる。

名簿情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。

住民の健康等身体の状態は常に変動しているので、住民情報を定期的に集約し、真に避難支援が必要な者が漏れ落ちることのないような仕組みを構築していくことが重要である。

第８節　　安否情報の収集

町は、被災した住民の生死や所在等の安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。

ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

第９節　　浸水対策

１ 町、県及び関係機関における措置

⑴　点検及び応急復旧

ア　地震が発生した場合は、あらかじめ定めた基準により河川の点検を行い、被災後の降雨による二次災害の可能性が認められる箇所においては、速やかに応急復旧を行うものとする。

イ　排水機場、水門等については、沈下・変形等により運転や開閉操作等が円滑に行われない場合が想定されることから、特に重要な施設について専門業者への緊急連絡体制を整え、速やかに応急復旧できる体制をあらかじめ構築する。

【資料２―７】水防上重要な排水機場

⑵　浸水対策資機材

町及び海部地区水防事務組合は、その所管区域における浸水対策を十分果たせるよう水防倉庫等の資機材を整備すると共に、資機材の緊急調達の方法について、あらかじめ定めておくものとする。

【資料２―４】町の水防倉庫及び備蓄資機材一覧

⑶　漏、溢水防止応急復旧活動

ア　町及び海部地区水防事務組合は、堤防、水門、樋門の状況を確認し、必要に応じて応急復旧対策を実施するほか、被害状況に応じて可搬式ポンプによる応急排水を実施する。

イ　可搬式ポンプが不足した場合には、県に要請するものとする。

第１４章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

風水害等災害対策計画第 3 編第 9 章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」の定めるところによる。

第１５章 水・食品・生活必需品等の供給

■　基本方針

○　被災住民に対し、最低限必要な水、食料、生活必需品を供給する。
○　被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。
○　被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

■　主な機関の応急活動

機関名	発災	３日	１週間	復旧対応期
町	○水・食料・生活必需品等の供給 ⟶ ○他市町村・県への応援要求			

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 給水	町	応急給水量の目標水量、運搬距離など
第２節 食品の供給	町	風水害等災害対策計画　第３編　第10章　第２節「食品の供給」に定めるところによる
第３節 生活必需品の供給	町	風水害等災害対策計画　第３編　第10章　第３節「生活必需品の供給」に定めるところによる

第１節　　給水

風水害等災害対策計画第３編10章第１節「給水」の定めるところによるが、応急給水量は、下表に示すとおり被災後の経過日数ごとに、目標水量、運搬距離を定め、確保するよう努める。

地震発生からの日数	目標水量(ﾘｯﾄﾙ／人・日)	町民の水の運搬距離	主な給水方法
発生～3日	3	おおむね１ｋｍ以内	耐震性貯水槽、タンク車 配水幹線等からの仮設給水栓
4日～10日	20	おおむね250m以内	配水幹線等からの仮設給水栓
11日～21日	100	おおむね100m以内	〃
22日～28日	被災前給水量(約250)	おおむね10m以内	仮配管からの各給水共用栓

また、応急給水活動にあたっては、名古屋市上下水道局の計画による応急給水栓(役場前駐車

場、大治小学校西門付近、大治南小学校西門付近、大治西小学校東門付近、大治中学校柔剣道場北門付近)を利用し、災害時給水所として運用する。

今後、このような応急給水栓の町内各所への設置について、名古屋市上下水道局に要望していく。

第２節　　食品の供給

風水害等災害対策計画第 3 編第 10 章第 2 節「食品の供給」に定めるところによる。

第３節　　生活必需品の供給

風水害等災害対策計画第 3 編第 10 章第 3 節「生活必需品の供給」に定めるところによる。

第１６章 環境汚染防止及び地域安全対策

■　基本方針

○　町は、被災後、県等関係機関と連携して人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれのある環境汚染事故の発生状況の把握に努める。

○　災害発生時には、災害現場の混乱、人身の同様等により不測の次案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する。

■　主な機関の応急活動

機関名	発災	３日	１週間	復旧対応期
町	○環境汚染事故の把握	→	→	→
	○環境調査	→	→	→
	○人員・資機材等の応援依頼	→	→	→

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 環境汚染防止対策	町、県	1　　予想される被害・状況等 2⑴　汚染物質の流出、拡散防止 2⑵　環境汚染モニタリング
第２節 地域安全対策	町、津島警察署	風水害等災害対策計画　第３編　第11章　第２節「地域安全対策」に定めるところによる

第１節　　環境汚染防止対策

被害状況を迅速、的確に把握して、適切な措置を講ずるものとする。

１ 予想される被害・状況等

大震災の発生により、工場・事業場の損壊等有害物質が環境中に漏出し、二次的な災害及び環境汚染が発生することや、また、倒壊建築物等の解体に伴い、粉じんの飛散等による環境汚染が発生することが予想される。

２ 大規模災害が発生した場合の対策

⑴　被災状況を勘案し、大気汚染防止法第17条第３項、水質汚濁防止法第14条の２等の規定に基づき事業者に、事故時の措置を命ずるなど、汚染物質の流出、拡散防止のための適切な措置を指導する。

⑵　大気・水質監視テレメータシステム及び大気汚染測定車によるデータ収集並びに県内市町村等の分析機関と連携して環境汚染モニタリングを行い、環境汚染状況やその発生源を的確に把握する。

３ 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

早急に被害状況を把握し、隣接県等との情報交換を行い、環境調査・モニタリング等を行うために必要な人員、機材等の援助について応援を依頼するとともに、事業者に対し応急対策の実施を指導する。

第２節　　地域安全対策

風水害等災害対策計画第 3 編第 11 章第 2 節「地域安全対策」に定めるところによる。

第１７章 遺体の取扱い

風水害等災害対策計画第 3 編第 12 章「遺体の取扱い」に定めるところによる。

第１８章 ライフライン施設等の応急対策

■　基本方針

○　被害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、災害発生後は被害状況を早期的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに機動力を発揮し、応急復旧を迅速に実施するものとする。

○　ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、火災、爆発など二次災害の防止を図るとともに、早期復旧の措置を講じる。なお、都市ガスにおいては、被災地域以外へは、可能な限りガスの供給を継続する。

○　水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水の応急給水を実施するとともに、被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の充分な機能を確保する。

○　下水管渠、ポンプ場、終末処理場の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に排水機能の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。

○　復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

■　主な機関の応急活動

機関名	発災	３日	１週間	復旧対応期
町	○応急復旧活動の実施（上水道、工業用水、下水道）→ ○応援の要請 ○応援・受援体制の確立			
株式会社ＪＥＲＡ、中部電力	○非常災害対策本部の設置 ○情報の収集と伝達→ ○危険防止措置の実施→ ○応急復旧活動の実施→ ○要員、資機材等の確保 ○広報活動の実施→			
ＬＰガス協会、東邦瓦斯株式会社	○災害対策本部の設置 ○情報の収集→ ○緊急対応措置の実施→ ○応援の要請 ○応急復旧活動の実施→ ○広報活動の実施→			

西日本ＮＴＴ	○重要通信の確保及び通信の途絶の解消
放送事業者	○放送事業の継続 →
郵便事業者	○郵便事業の継続 →

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 電力施設対策	中部電力株式会社、株式会社ＪＥＲＡ、電源開発株式会社	1(2)　非常災害対策本部の設置 1(3)　情報の収集と伝達 1(4)　危険防止措置の実施 1(5)　応急復旧活動の実施 1(6)　要員、資機材等の確保 1(7)　広報活動の実施 1(8)　広域運営による応援 1(9)　激甚な大規模災害が発生した場合の対策 1(10)　関係機関との連携
第２節 ガス施設対策	東邦瓦斯株式会社	1(2)　災害対策本部の設置 1(3)　情報の収集 1(4)　津波からの避難対策 1(5)　ガス供給停止 1(6)　応援要請 1(7)　応急復旧作業 1(8)　広報活動の実施
	一般社団法人愛知県ＬＰガス協会	2(2)　災害対策本部の設置 2(3)　情報の収集 2(4)　緊急動員 2(5)　応援要請 2(6)　緊急対応措置 2(7)　応急復旧作業 2(8)　広報活動
第３節 上水道施設対策	町、県	1(2)　配管設備破損の場合 1(3)　応援の要請 2(1)　支援体制 2(2)　水源破壊の場合 2(3)　配管設備破損の場合

第４節 下水道施設対策	下水道管理者	3　大規模災害が発生した場合の対策 4　激甚な大規模災害が発生した場合の対策
第５節 通信施設の応急措置	西日本電信電話、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	1(1)　災害対策本部の設置 1(2)　緊急対応措置の実施 1(3)　応急復旧活動の実施 1(4)　災害用伝言板の運用 1(5)　応援体制の確立
	ＫＤＤＩ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社	2(1)　災害対策本部の設置 2(2)　応急復旧活動の実施 2(3)　災害用伝言板の運用 2(4)　応援体制の確立
	町、県、防災関係機関	3(1)　要員の確保 3(2)　応援用資機材の確保 3(3)　訓練の実施 3(4)　無料公衆無線ＬＡＮサービス（フリーWi-Fi）の活用
	放送事業者	4(1)　被災時の放送継続設備の整備 4(2)　非常用放送設備の整備 4(3)　臨時無線回線の継続 4(4)　訓練の実施

第１節　　電力施設対策

１ 中部電力株式会社、株式会社ＪＥＲＡ及び電源開発株式会社における措置

⑴　予想される被害・状況等

ア　発変電設備

地震動等により電力設備破損の被害が予想される。

イ　送配電設備

架空送電線は、地盤沈下などによる支持物の傾斜や電線の振動による断混線などの被害が予想される。配電線は、網状に施設してあるので地盤変形あるいは一般家屋の倒壊火災等による被害が予想される。

⑵　非常災害対策本部の設置

大地震が発生した場合には中部電力株式会社は、非常体制を発令し、本店等に非常災害対策本部を設置する。

⑶　情報の収集と伝達

非常災害対策本部は、通信の確保を図り、情報の収集と伝達を行う。通信方法は、社内電話・ＮＴＴ加入電話、衛星通信、移動無線等の施設を利用する。

⑷　危険防止措置の実施

災害時において危険があると認められるときは、直ちに当該範囲に対し、送電遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

⑸　応急復旧活動の実施

ア　優先的に復旧する設備、施設

（ア）　電力会社側

ａ　火力設備

ｂ　超高圧系統に関連する送変電設備

（イ）　利用者側

ａ　人命にかかわる病院

ｂ　災害復旧の中枢となる災害対策本部、官庁、警察、自衛隊、ガス、水道、交通、通信などの機関・民心の安定に寄与する報道機関、避難施設

イ　復旧方法

（ア）　発変電設備

発電所は、供給力確保を重点に地震発生後の需給状況、被害状況等を勘案し、また変電所は、重要度、被害状況等を勘案して早期復旧を図る。

（イ）　送配電設備

被害を受けた線路の重要度、被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り仮設、他ルートからの送電、移動用発電機の利用等で順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。

ウ　関係機関との連携

路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携し、協力し、迅速な復旧に努める。

⑹　要員、資機材等の確保

ア　要員の確保

発災後、復旧要員を確保するとともに、必要に応じ請負会社等及び他電力会社へ応援を依頼する。

イ　資機材の確保

発災後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。また、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

⑺　広報活動の実施

ア　利用者に対する広報

（ア）　災害時におけるＰＲ

電気の復旧状況、公衆感電事故防止ＰＲを主体とした広報ＰＲを広報車及びテレビ、ラジオ、Web サイト等の広報機関その他を通じてＰＲする。

（イ）　臨時電気相談窓口の設置

被災地域における需要家の電気相談を実施し、公衆感電事故防止を図るため、臨時電気相談窓口の設置を検討・実施する。

イ　地域防災機関との協調

地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため地域防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

⑻　広域運営による応援

電力広域的運営推進機関と協調すると共に、必要に応じて他電力会社へ応援を依頼する。

⑼　激甚な大規模災害が発生した場合の対策

大規模災害が発生した場合の対策に加えて、交通・通信網の途絶を考慮し、初動体制、情報の早期収集等の対策を講ずる。

ア　初動体制の確立

自動出社を制度化し、任務・運営方法等の明確化を図る。

イ　情報の早期収集と伝達

早期情報収集のため、ヘリコプターの自動出動の制度化及び収集した情報の早期伝達方法の整備を図る。

ウ　広域応援体制の整備

他地域からの応援要員がその機能を十分発揮できるよう、受入体制を整備する。

エ　資機材等の多面的輸送手段の整備

海上輸送を含めた輸送手段のより一層の充実を図る。

⑽　関係機関との連携

路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。

⑾　電源車等の配備（株式会社ＪＥＲＡ、関西電力株式会社及び電源開発株式会社を除く）

大規模停電発生時には直ちに、国及び県と調整を行い、電源車等を県が決定した配備先に配備するよう努める。

第２節　　ガス施設対策

ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、火災、爆発など二次災害の防止を図るとともに、早期復旧を実施し、さらに被災地域以外へは、可能な限りガスの供給を継続する

１ 東邦瓦斯株式会社における措置

⑴　予想される被害・状況等

ア　ガス供給設備

（ア）　高圧・中圧Ａ導管

溶接鋼管を使用しているので、相当の地震に耐えることができ、被害の発生する可能性は少ない。

（イ）　中圧Ｂ・低圧導管

液状化現象などが発生する地域では、低圧導管のうち小口径ねじ接合交換等の一部で被害の発生が想定される。

直下型地震が発生した場合には、活断層付近や大規模な液状化現象等が発生する地域において、低圧導管を中心に相当の被害の発生が考えられる。

イ　ガス製造設備

製造設備は耐震設計がなされており、特に大きな被害は発生しないと考えられる。

⑵　災害対策本部の設置

地震発生後、速やかに東邦瓦斯株式会社は災害対策本部等を設置する。

緊急動員については各社において、災害対策規程等によって定める動員体制によって行う。

（震度 5 弱以上の地震が発生したときは、あらかじめ定められた防災要員は呼出しを待たずに自動出社する。）

⑶　情報の収集

供給区域内の主要点の地震計情報を速やかに入手し、地震の規模、被害程度を推定するとともに、導管網の主要地点における供給圧力の変化、移動無線車及び各事業所からの需要家等の被害状況、漏えい通報等の情報に加え、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的に被害程度を把握する。

⑷　津波からの避難対策

ア　津波警報等が発表された場合、震度 4 程度以上の強い揺れを感じた場合、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、従業員、見学者、訪問者等に対し、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難するよう呼びかける。

また、関係事業所等の見学者、訪問者等に対しては、津波警報が発表された旨を伝達し、市町村が指定する避難場所への避難や時間的余裕があると認められる場合には、帰宅等を要請する。

⑸　ガス供給停止

ア　地震が発生した場合、次に掲げるような大きな災害が確認されたブロックでは、即時にガス供給を停止する。

（ア）　地震計のＳＩ値があらかじめ定めた供給停止判断基準値以上を記録した場合

（イ）　製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の圧力の大変動により供給継続が困難な場合

イ　地震が発生した場合、地震計のＳＩ値があらかじめ定めた供給停止判断基準値未満を記録したブロックでは、緊急巡回点検やガス漏えい通報の受付状況などにより経時的に得られる被害状況により、次に掲げるような二次災害の発生が予想される場合には、速やかにガス供給を停止する。

（ア）　道路及び建物の被害状況や主な導管の被害状況から、ガス工作物の被害が甚大であることが容易に推測できる場合

（イ）　ガス漏えい通報等により発見されたガス工作物の被害状況が緊急時対応能力を超えるおそれのある場合

⑹　応援要請

被害の程度に応じて、一般社団法人日本ガス協会に要請して他ガス事業者の応援を受ける。

⑺　応急復旧作業

供給を一時停止した地域に対しては、直ちに次の順序で復旧する。

ア　需要家の閉栓の確認

イ　導管の被害箇所の調査及び修理

ウ　需要家の内管、消費機器の被害箇所の調査及び修理

エ　需要家の開栓、試点火

⑻　広報活動の実施

ガス施設の被害状況、ガス供給停止のお知らせ、復旧の見通し、ガス使用上の注意、マイコンメーターの復帰方法等を広報車等により周知、さらに報道機関を通じて呼びかける。

２ ＬＰガス（プロパンガス）施設における措置

緊急対応措置として、一般社団法人愛知県ＬＰガス協会作成の「愛知県ＬＰガス災害対策マニュアル」の定めに従って、被害状況の確認及び二次災害の発生防止措置を講じる。

その後、供給設備・消費設備の安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講じる。

⑴　予想される被害・状況等

ＬＰガス（プロパンガス）は、個別供給方式であるため、広範かつ大規模な災害の発生は考えられない。消費設備については、配管のねじ部の亀裂発生、折損等が危惧されるが、マイコンメーターが設置されているので、大量のガス漏洩は考えられないし、供給設備についても、容器は、鎖による固定及び高圧ホースに接続されているので、転倒の心配はほとんどない。また、配管ホースが離脱、折損した場合も、ガス放出防止器が設置されているものは、ガス漏洩はない。

しかしながら、被害の状況によっては、建物の倒壊、火災の発生等に伴い、ガス漏洩、引火等のおそれもある。

⑵　災害対策本部の設置

震度５弱以上の地震が発生した場合、速やかに一般社団法人愛知県ＬＰガス協会内に災害対策本部を設置する。

⑶　情報収集

県内５支部のあらかじめ定められた情報ルートを通じ、地震の規模、被害程度を推察するとともに、被害通報、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的な被害状況を把握する。

⑷　緊急動員

必要に応じ、各支部に現地対策本部を設置し、あらかじめ定められた動員計画に基づき応援要員を招集する。

⑸　応援要請

被害の状況により、特定の地域に被害が集中した場合は、本部長の指示により他の現地対策本部は相互支援体制に移行する。

⑹　緊急対応措置

「愛知県ＬＰガス災害対策マニュアル」に基づき、被害状況の確認と二次被害の発生防止の措置を講じる。

⑺　応急復旧作業

「愛知県ＬＰガス災害対策マニュアル」に基づき、緊急対応措置の後、応急的な使用のための安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講じる。

⑻　広報活動

地震後のＬＰガスによる二次災害防止の措置、使用再開に当たっての注意、設備一斉点検の実施等について、チラシ類の配布及び報道機関等を通じて呼びかける。

第３節　　上水道施設対策

１ 町、水道事業者、企業庁及び県（建設局）における措置

水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、町民が必要とする最小限の飲料水を応急給水する必要がある。

断水が長時間にわたると町民生活に重大な影響を与えるので、被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の充分な機能を確保し、浄水場から主要給水所に至る送配水幹線を最優先として配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧を進め、給水の再開に努める。なお、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧する。

また、この応急給水及び施設復旧は、被災規模に応じた迅速な対応が行えるように支援体制を確立する。

⑴　予想される被害・状況等

大規模地震においては、軟弱地盤に埋設された管路（導水管、送水管、配水管、給水管）は多数の折損、破裂、継手の離脱が生じ、一般地盤においても強度が低下している石綿セメント管等の老朽管について折損、破裂が生じるものと考えられる。

また、直下型の激甚な大規模地震においては、水源・浄水場等の構造物については地震力あるいは地盤変状により一部において被害を受けるものの、給水への支障は比較的少ないと考えられるが、管路については耐震機能のない配管の抜け出し、管自体の折損、伸縮継手の損傷等の被害が生じ、その影響は、上記の大規模地震を大きく上回ることが予測される。

⑵　配管設備破損の場合

応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。

⑶　応援の要請

水道事業者は、施設の復旧が困難な場合は、近隣水道事業者あるいは県へ応援を要請し、応援の要請を受けた水道事業者あるいは県は、これらに積極的に協力する。この協力は「水道災害相互応援に関する覚書」に基づいて行うものとする。

２ 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

⑴　支援体制

被災した県内の水道施設を早期に復旧するため、県内水道事業者等の被災情報等を一元的に管理し、県内外からの応援活動の迅速かつ円滑な調整を図ることを目的として、「愛知県水道震災復旧支援センター」を設置し、愛知県水道震災広域応援体制を整える。

県は被害状況により、必要があると認めたときは、応援の可能な県内水道事業者等へ応援するよう指示する。

さらに県は、水道事業者への応援事項について、自衛隊あるいは他府県への応援を要請する。

⑵　水源破壊の場合

復旧困難な水源では、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によ

って導水路へ連絡する。

⑶　配管設備破損の場合

ア　大規模な配水管が破損し、復旧が困難な地区に対しては、路上又は浅い土被りによる応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

イ　浄水場を拠点とした給水と連絡管による給水を図る。

第４節　　下水道施設対策

下水道管理者は、所要人員の配備、発災後の応急復旧に備えた資機材の点検・確保等に努める。

また、下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握したときは、次の措置を講ずる。

１ 予想される被害･状況等

大規模地震では、軟弱地盤に埋設されている小口径の下水道管渠については、地震動や液状化による地盤の変動、不等沈下、管渠及びマンホールの浮上り等により、損傷を生ずることが想定される。

２ 方針

下水道管渠の排水機能の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させるものとする。

３ 大規模災害が発生した場合の対策

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努める。

４ 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

管渠、マンホール等の排水機能の回復に努めるとともに、流域下水道の排水機能、処理機能の被害状況の把握及び調整を行い、適切な措置を講ずる。

また、町独自では施設の復旧が困難な場合は、中部 10 県 4 市の相互応援体制を定めた「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、対策本部となる愛知県への応援並びに下水道施設の機能の早期復旧を定めた「災害時における下水道管路等施設の復旧支援協力に関する協定書」により、公益社団法人日本下水道管路管理業協会中部支部愛知県部会に復旧支援協力を要請する。

さらに、県独自では対応が不十分であると判断した場合は、下水道事業災害時中部ブロック支援対策本部へ応援を要請する。

第５節　　通信施設の応急措置

１ 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必

要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。

⑴　災害対策本部の設置

非常参集等の緊急プログラムを発動し、復旧要員等を動員し、災害対策本部等を設置する。

⑵　緊急対応措置の実施

垂れ下がった通信ケーブル等による住民等への二次災害の防止を図るとともに、被災電気通信設備の復旧計画を作成し、復旧要員、資機材及び災害対策機器について所要数を検討する。

⑶　応急復旧活動の実施

発災後の初期段階においては、動員可能な社員を中心に支店内手持ちの資機材を活用し、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、通信の孤立防止、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。具体的な応急復旧措置は、次のとおり。

ア　西日本電信電話株式会社

（ア）　伝送路が被災した場合

可搬型無線装置、応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。なお、可搬形無線装置の使用については、電波干渉を考慮し、総合的な判断により設置する。

（イ）　交換機が被災した場合

非常用可搬型ディジタル交換機等を使用し、応急復旧を図る。

（ウ）　電力設備が被災した場合

非常用移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、応急復旧を図る。

（エ）　一般加入電話提供の通信設備が被災した場合

非常用移動無線車、ポータブル衛星通信システムを使用し、回線の応急復旧を図る。なお、避難所等へ特設公衆電話等を設置し通信の確保を図る。

イ　エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

（ア）　伝送路が被災した場合

応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。

（イ）　電力設備が被災した場合

非常用移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、応急復旧を図る。

⑷　災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の運用震度６弱以上の地震が発生した場合は、電話の輻輳を緩和するため、直ちに災害用伝言ダイヤルを提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。また、インターネットを利用して安否確認を行う災害用伝言板を、災害用伝言ダイヤルの提供に準じて運用する。

⑸　応援体制の確立

激甚な大規模災害の場合は、本社を中心にグループ全体としての応援体制（広域応援体制）により効率的復旧を図る。

２ 移動通信事業者（ＫＤＤＩ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社）における措置

緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

⑴　災害対策本部の設置

災害対策本部を設置し、通信設備の被災状況把握、早期サービス回復に努める。

⑵　応急復旧活動の実施

ア　基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完する。

イ　周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済する。

ウ　電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出動させ、電力供給を実施する。

⑶　災害用伝言板の運用

震度 6 弱程度以上の地震が発生した場合には、被災地域への通信の疎通確保対策として、災害用伝言板を運用する。

⑷　応援体制の確立

本社を中心にグループ全体としての応援体制（広域応援体制）により効率的復旧を図る。

また、西日本電信電話株式会社及び関係機関と密接な連絡調整を図り、速やかに応急復旧を行う。

３ 町、県（防災安全局、総務局）及び防災関係機関における措置

大地震の発生により、電気通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、町、県、県警察、気象台、国土交通省、海上保安機関、東海旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、さらに電力・ガス会社、鉄道会社等の防災関係機関の情報連絡網は極めて重要な役割をもっているので、適切な応急措置が要求される。各機関においては、あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、なかでも次のような点に格別留意して有効、適切な対応が図られるようにすべきである。

また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が想定される。その際に避難所等を兼ねる県有施設に整備された無料公衆無線ＬＡＮサービス（フリーWi-Fi）を活用し、避難者が被災情報の収集等を行える状態にすることは有効である。

⑴　要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

⑵　応急用資機材の確保

非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線、可搬型無線機等の仮回線用資機材など

⑶　訓練の実施

各機関は、定期的又は随時に通信訓練を実施し、発災時に備えるよう努力する。

⑷　無料公衆無線ＬＡＮサービス（フリーWi-Fi）の活用

ア　県（総務局）の連絡

県は大地震の発生により無料公衆無線ＬＡＮを認証フリーとすべきであると判断した場合は、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に災害モードへの切替えを指示する。

イ　通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）の災害時モードへの切替え

通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）は、県との事前の取り決めに従って指示内容を確認後、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」の災害モードへの切替えを行い、認証フリーでインターネットに接続できるよう設定情報を変更する。

４ 放送事業者における措置

地震及びこれに伴う二次災害の発生時において、放送設備が故障又は被災し、放送が中断した場合等に備えて、可及的速やかに放送を再開すること等のために、次のような対策の推進に努めるものとする。

⑴　放送局の演奏所が被災しても放送が継続できるよう、可能な限り送信所内に最小限の放送設備を設ける。

⑵　中波放送については、可能な限り非常用放送設備を設ける。

⑶　放送番組中継回線及び防災関係機関との連絡回線が不通となった場合は、臨時無線回線を設定し、放送の継続や災害情報の収集を図ることができるような措置を講ずる。

⑷　具体的な災害応急対策計画を立て、適時、訓練を実施する。

第６節　　ライフライン施設の応急復旧

町、県及びライフライン事業者等における措置

⑴　現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、市町村、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

⑵　ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

第１９章 住宅対策

■　基本方針

○　あらかじめ登録された各種調査の判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、住民の生命の保護を図る。

○　判定活動の実施にあたっては、各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

○　災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空き家を提供する。

○　町は平時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

○　家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。

○　応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。

■　主な機関の応急活動

機関名	発災	３日	１週間	復旧対応期
町	《応急危険度判定の実施》 ○被災建築物応急危険度判定実施本部の設置 ○判定活動の実施 《被災住宅等の調査》 ○被災住宅等の調査→ 《応急仮設住宅の設置》 ○設置の要請 《住宅の応急修理》 《障害物の除去》	○障害物の除去	○建設用地の確保 ○入居者の選定・運営管理 ○応急修理の実施の補助	

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	町	1　町における措置 2　危険度判定の実施 3　危険度判実施本部の設置

第１節　　被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

１ 町における措置

大地震により、多くの建築物・宅地が被害を受けることが予測され、さらに被災した建築物・宅地により、その後の余震等による町民の生命に関わる二次災害の発生のおそれがある。

地震直後に、被災した建築物が使用できるかどうか、余震等により倒壊しないかどうか、また、被災した宅地の安全性はどうかなど、応急的な判断は、専門的知識を持たない被災者には困難である。そこで、あらかじめ登録された各種調査の判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、余震等による二次災害を未然に防止し、町民の生命の保護を図るものとする。

判定活動の実施にあたっては、各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

２ 危険度判定の実施

町長は、その地域において地震により多くの建築物が被災し、必要があると判断した時は、愛知県被災建築物応急危険度判定要綱に基づき応急危険度判定を実施する。

３ 危険度判定実施本部の設置

⑴　被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部の設置

町長は町の区域で、応急危険度判定を実施するに当たり、町災害対策本部の中に町被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

なお、危険度判定実施時の町の役割は、次のとおりである。

ア　町区域の災害状況の把握

イ　判定対象区域及び対象建築物の決定

ウ　応急危険度判定に必要な備品の調達

エ　地元判定士の招集、応援判定士の要請及び受入事務

オ　判定実施本部の運営及び応急危険度判定の実施

カ　応急危険度判定の実施状況及び結果の集約、報告、情報提供

キ　その他必要な事項

⑵　実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の応急危険度判定支援本部へ支援要請を行う。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等災害対策計画第 3 編第 19 章「住宅対策」に定めるところによる。

第２０章 学校における対策

■　基本方針

○　風水害等災害対策計画第 3 編第 20 章「学校における対策」に定めるところによるが、津波警報等の伝達等については以下のとおり定める。

■　主な機関の応急活動

機関名	発災	３日	１週間	復旧対応期
町	○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施	○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○応援の要求	○ 教科書等の給与（町立学校）	

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	町	1⑴　津波警報等の把握・伝達 1⑵　臨時休業等の措置 1⑶　避難等

第１節　　津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置

１ 町における措置

⑴　津波警報等の把握・伝達

学校に対して特定の対策等を伝達する必要のある場合は、第 3 章「津波警報等の収集、伝達計画」に基づき伝達される津波警報等を、町教育委員会が、各学校等に対して伝達する。また、幼稚園、学校及び適応指導教室にあっては、家庭等への連絡方法を予め定めておく。

⑵　臨時休業等の措置

授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、町教育委員会は予め定めた基準により、各学校長等と臨時休業等の措置を協議して行うものとする。

⑶　避難等

学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、事態に即応して各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。

町から、避難所等の開設の要請を受けた学校等にあっては、町と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力する。

第４編　　災害復旧・復興

第１章　　災害復旧・復興計画

災害復旧・復興計画のうち、「災害復旧・復興計画」「公共施設災害復旧対策」「災害復旧事業に伴う財政援助及び助成」「災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金」「災害廃棄物処理対策」「被災者等の生活再建等の支援」については風水害等災害対策計画第４編「災害復旧・復興」に定めるところによる。

第２章　公共施設等災害復旧対策

風水害等災害対策計画第 4 編第 2 章「公共施設等災害復旧対策」の定めるところによる。

第３章　災害廃棄物処理対策

■　基本方針

○　町及び県は、被災状況に即した災害廃棄物の処理を迅速に実施する。

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 災害廃棄物処理対策	町	1　町における措置 3　大規模災害が発生した場合の対策 4　激甚な大規模災害が発生した場合の対策

第１節　　災害廃棄物処理対策

被害状況を的確に把握し、被災状況に即した廃棄物の処理を迅速に実施する。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等災害対策計画第 4 編第 3 章「災害廃棄物処理対策」の定めによるものとする

１ 町における措置

町は県と協力し、事業活動に伴って生ずる汚泥等の災害廃棄物の適正処理が円滑に促進されるように排出事業者及び処理業者に対し、廃棄物の保管施設及び処理施設の維持管理等について指導を行い、廃棄物の流出防止等の安全確保を図る。

また､｢廃棄物の処理及び清掃に関する法律｣及び｢廃棄物の適正な処理の促進に関する条例｣に基づく事業所等に対する立入検査及び各種報告を基に、次の指導を行う。

⑴　災害廃棄物が適正処理されるまでの間、保管されている廃棄物について保管方法、保管施設の構造が適正であるよう指導を行う。

⑵　廃棄物が大量に保管されている場合にあっては、処理の促進を図るよう指導する。

⑶　廃棄物の処理施設（最終処分場等）について、廃棄物の流出防止措置を講ずる等安全対策について指導する。

２ 予想される被害・状況等

家屋の倒壊・がけ崩れ、地割れ等により

⑴　ごみ関係では、災害廃棄物の大量発生が予想される。

⑵　し尿関係では、便所等の使用が不可能となることが予想される。

⑶　また、ごみ処理施設、し尿処理施設の損壊により、ごみ、し尿の処理が停滞することが予想される。

⑷　産業廃棄物関係では、処理施設（最終処分場等）の損壊により適正な処理が停滞し、かつ、生活環境の保全上重大な影響を及ぼす事態が発生することが予想される。

３ 大規模災害が発生した場合の対策

町は、廃棄物の処理を円滑に推進するため、収集運搬機材、仮置場及び処理、処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡のもとに処理体制を確立する。特に、がれきの

処理については、選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれきの最終処分までの処理体制を確立し、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

４ 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

町は、廃棄物の広域的な処理体制を図るため、県、他市町村、廃棄物処理業者の団体等に支援要請を行い、被災状況に応じた支援・協力のもと、廃棄物の円滑な処理を推進する。

第４章　震災復興都市計画の決定手続き

■　基本方針

○　町及び県は、地震の発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合などに、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づく建築制限を行いながら、地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を進める。（手続きの詳細は、「愛知県震災復興都市計画の手引き」を参照する。）

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 第一次建築制限	町	1⑴　市街地の被災状況把握 1⑵　建築基準法第 84 条の区域（案）の作成及び県への申出 1⑶　町都市復興基本方針の策定と公表
第２節 第二次建築制限	町	1　都市復興基本計画（骨子案）の策定と公表 2　被災市街地復興推進地域の都市計画決定
第３節 復興都市計画事業の都市計画決定	町	1　都市復興基本計画の策定と公表 2　復興都市計画事業の都市計画決定

第１節　　第一次建築制限

１ 町及び県における措置

緊急復興都市計画整備地区の指定は次の手順により行う。

⑴　市街地の被害状況を把握する。

⑵　被災状況を踏まえ、建築基準法第 84 条の区域の案を作成し、発災後 10 日以内に、県(建築指導課)に申出を行う。

⑶　町は、発災後 14 日以内に、第一次建築制限の設定方針を踏まえ、都市復興の理念や目標等、都市の復興に当たっての大まかな方向性を示した基本方針を策定する。

⑷　県は、都市計画関係各課で構成する「県復興都市計画連絡会」を設置し、関係町から申出のあった案について調整を行い、関係法令等に適合するものについては、発災後 14 日を目処に建築基準法第 84 条に基づく建築制限区域として指定し、町に通知する。

⑸　県は、発災後 14 日以内に、第一次建築制限の設定方針を踏まえ、都市復興の理念や目標等、都市の復興に当たっての大まかな方向性を示した基本方針を策定する。

２ 指定基準

市街地に災害のあった場合において、都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要と認めるときは、特定行政庁（建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の区域については都道府県知事をいう。）は、原則として「緊急復興都市計画整備地区」を建築基準法第 84 条の区域（災害が発生した日から一月以内の期間を限り、その

区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。更に一月を超えない範囲内において期間を延長することができる。）に定める。

⑴　大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築建物が滅失したこと。

⑵　公共の用に供する施設の整備状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成される恐れがあること。

⑶　当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。

第２節　　第二次建築制限

１ 都市復興基本計画（骨子案）の策定と公表

町及び県は、基本方針を踏まえた上で発災後 2 ヶ月以内に、都市復興の骨格部分の考え方を示した基本計画（骨子案）を策定する。県都市復興基本計画（骨子案）は、市町村都市復興基本計画（骨子案）に先立ち、策定と公表をする。

基本計画（骨子案）は、発災後 2 ヶ月で地域住民と行政の都市復興に関する合意形成を推進させ、後の都市計画事業決定の手続き等を円滑にし、被災地の迅速な復興を推進するために策定する。

２ 被災市街地復興推進地域の都市計画決定

建築基準法第 84 条の区域指定の後、市は、被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 14 号）第 5 条第 1 項の規定による被災市街地復興推進地域を、都市計画に定める。

復興推進地域が決定されると、無秩序な建築等による防災上及び環境上、不良な市街地の再生を防止するため、一定期間（災害の発生した日から最長 2 年以内の日まで)、建築行為等の制限が行われる。

第３節　　復興都市計画事業の都市計画決定

１ 都市復興基本計画の策定と公表

町及び県は、復興都市計画事業等の都市計画決定に先立ち、都市復興基本計画（都市復興マスタープラン）　を策定・公表する。

町は都市復興基本計画（骨子案）の内容を基本として、各地区の復興都市計画事業等の検討状況、見通しスケジュール等を反映して都市復興基本計画を策定する。

策定に当たっては、復興に関する町基本方針、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、総合計画等を踏まえるものとする。

２ 復興都市計画事業の都市計画決定

町は、被災市街地復興推進地域を都市計画決定した後、復興都市計画事業の都市計画決定や市街地開発事業の施行等必要な措置を講ずる責務が課されている。その計画策定にあたっては、被災者の生活再建に十分配慮し、できるだけ速やか（被災後 6 ヶ月を目途）に行うこととする。

第５章　被災者等の生活再建等の支援

風水害等災害対策計画第４編第４章「被災者等の生活再建等の支援」に定めるところによる。

第６章　商工業・農林水産業の再建支援

風水害等災害対策計画第 4 編第 5 章「商工業・農林水産業の再建支援」の定めるところによる。

第５編　　南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
１．南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	県、町、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備
２．南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	県、町、防災関係機関	1　情報収集・連絡体制の整備 2　住民への周知・呼びかけ 3　避難対策等
３．南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	県、町、防災関係機関	1　情報収集・連絡体制の整備 2　住民への周知・呼びかけ

１．南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

情報収集・連絡体制の整備

町長は、町災害対策本部（第 1 非常配備）を設置する。各対策の体制は町本部により決定する。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第 3 編第 3 章第 2 節「情報等の伝達」を参照。）

２．南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応

１ 情報収集・連絡体制の整備

町長は、町災害対策本部（第 2 非常配備）を設置する。各対策の体制は町本部により決定し、必要に応じてその体制を拡張する。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第 3 編第 3 章第 2 節「情報等の伝達」を参照。）

２ 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保するべき期間

町及び県（防災安全局、関係局）は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0 以上の地震の発生から 1 週間、後発地震（規模は最大クラス（M9）を想定）に対して、警戒する体制を確保するものとする。また、当該期間の経過後 1 週間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

３ 住民への周知・呼びかけ

町及び県（防災安全局、関係局）は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知するものとする。また、国からの指示に基づき地域住民等に対して避難の継続（事前避難）等のあらかじめ定められた措置、及び家具の固定、

最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。（参考：第２編第 11 章第２節「防災のための意識啓発・広報」及び風水害等災害対策計画第３編第３章第３節「広報」）

４ 避難対策等

⑴　地域住民等の避難行動等

町は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（令和元年５月内閣府作成）及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」（令和２年３月県作成）などに基づき、事前避難対象地域（住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域）について検討・設定し、国からの指示が発せられた場合には、当該地域について、避難指示等により事前の避難を促す。

町及び県（防災安全局、関係局）は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び町民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認して国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等除く。）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

⑵　事前避難における避難所の運営

事前避難の際は、知人・親類宅、一般宿泊施設等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい町民に対しては、町が避難所の確保を行う。また、事前避難においては、被災後の避難ではないため、必要なものは避難者各自で準備することについて事前に町民に理解を得るよう努める。（風水害等災害対策計画第３編第９章第１節「避難所の開設・運営」参照。）

５ 消防機関等の活動

⑴　町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。また、県は町が実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう支援するものとする。

ア　津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

イ　事前避難対象地域における地域住民等の避難場所、避難所への経路及び誘導方法

⑵　水防管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、次の事項を重点としてその対策を定め、後発地震に備えた必要な体制を確保するものとする。

ア　所管区域内の監視及び警戒

イ　水門等の操作

ウ　水防作業に必要な資機材の点検、整備、配備等

６ 警備対策

津島警察署は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

⑴　正確な情報の収集及び伝達

⑵　不法事案等の予防及び取締り

⑶　地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

７ 水道、電気、ガス、通信、放送関係

⑴　水道

水道事業者等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

⑵　電気

電力事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

⑶　ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

⑷　通信

通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。

⑸　放送

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。

⑹　金融

日本銀行名古屋支店が行う金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置を行うものとする。

８ 交通

津島警察署は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について、地域住民等に周知するものとする。

９ 町が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

⑴　不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおりとする。

ア　各施設に共通する事項

①　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

＜留意事項＞

・来場者等が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された際に、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を事前に検討すること。
・避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

② 入場者等の安全確保のための退避等の措置
③ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
④ 出火防止措置
⑤ 水、食料等の備蓄
⑥ 消防用設備の点検、整備
⑦ 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
⑧ 各施設における緊急点検、巡視

上記の①～⑧における実施体制（⑧においては実施必要箇所を含む）は施設ごとに別に定めるものとする。

イ 個別事項

① 町立学校にあっては、次に掲げる事項を定めることとする。

（ア） 児童・生徒等に対する保護の方法

（イ） 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

② 社会福祉施設にあっては、次に掲げる事項を定めることとする。

（ア） 利用者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法

（イ） 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

⑵ 公共土木施設等

ア 道路情報板等による道路利用者への通行に関する情報提供や道路啓開の準備等について定めるものとする。

イ 水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置を定めることとする。

⑶ 災害応急対策の実施上重要な建物

ア 災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、⑴のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

① 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
② 無線通信機等通信手段の確保
③ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ 町は、避難所又は救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

ウ 町は屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力するものとする。

⑷ 工事中の建築物等

施行管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を定めることとする。

１０ 滞留旅客等に対する措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。県においては、町が実施する対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等の斡旋、町が実施する活動との連携体制等、必要な措置を行うものとする。

１１ 広域応援部隊の活動

他市町村等から応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする広域応援部隊等の人員・物資の集結・集積に必要な拠点として、あらかじめ県が町の地区防災活動拠点として確保している「町多目的スポーツ広場」に直ちに職員を派遣し、応援部隊の受入れを速やかに行うものとする。

３．南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応

１ 情報収集・連絡体制の整備

町長は、町災害対策本部（第 1 非常配備）を設置する。各対策部の体制は町本部により決定する。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第 3 編第 3 章第 2 節「情報等の伝達」を参照。）

２ 後発地震に対して注意する体制を確保するべき期間

町及び県（防災安全局、関係局）は南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0 以上M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲でM7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は 1 週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

３ 住民への周知・呼びかけ

町及び県（防災安全局、関係局）は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民に密接に関係ある事項について周知するものとする。また、地域住民等に対し、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。（参考：第 2 編第 11 章第 2 節「防災のための意識啓発・広報」及び風水害等災害対策計画第 3 編第 3 章第 3 節「広報」）

（参考　南海トラフ地震に関連する情報）

○南海トラフ地震に関連する情報は、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表される。

○「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードが情報名に付記される。

○「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等が発表される。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表される。

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から 5～30 分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内※1でマグニチュード 6.8 以上※2の地震※3が発生 ○１カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で２時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※4 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内※1において、モーメントマグニチュード※4 7.0 以上の地震※3が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※１　南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲

※２　モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する

※３　太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※４　断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津

波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている

※大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画として定める「地震防災応急対策に係る

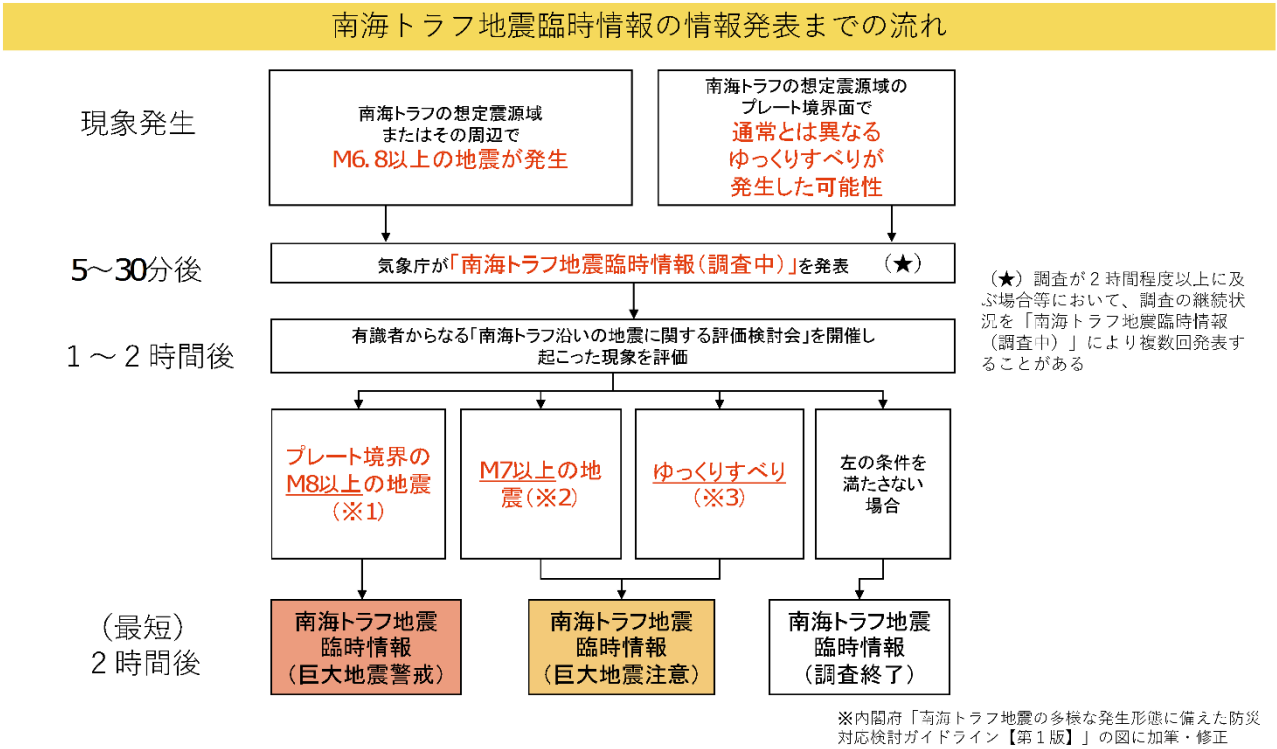

※1　南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）
※2　南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）
※3　ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

措置に関する事項」は、別紙「東海地震に関する事前対策」のとおり。

別紙「東海地震に関する事前対策」

（現在、気象庁による「東海地震に関連する情報」の発表は行われていない。）

第１章　　対策の意義及び東海地震に関連する情報

第１節　　東海地震に関する事前対策の意義

東海地震の発生が予知され、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合に、地震発生に備えて地震防災上実施すべき応急の対策（地震防災応急対策）を混乱なく迅速に実施することにより、また東海地震注意情報が発表された場合に、実施すべき地震防災応急対策の準備的行動を行うことにより、地震被害の軽減を図ろうとするものである。

なお、この地震防災応急対策は、大震法第６条第１項に基づく地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）に関する地震防災強化計画の中核を成すものである。

また、地震防災強化計画には、地震防災応急対策のほか、東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、東海地震に係る防災訓練に関する事項、及び東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項について定めることとされているが、これらの事項については、次のとおりとする。

１ 東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項

第２編第２章第５節「地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備」で定めるとおり。

２ 東海地震に係る防災訓練に関する事項

第２編第 11 章第１節「防災訓練の実施」で定めるとおり。

３ 東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

第２編第 11 章第２節「防災のための意識啓発・広報」及び第３節「防災のための教育」で定めるとおり。

加えて、次の措置を実施するものとする。

〔教育に関する事項〕

町、県（防災安全局）における措置

第２編第 11 章第３節２で定める事項に加え、次の事項を教育する。

⑴　東海地震の予知に関する知識

⑵　東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容

⑶　警戒宣言が発せられた場合及び東海地震に関連する情報が発表された場合にとるべき行動に関する知識

中部運輸局における措置

警戒宣言が発せられた場合に、自動車運送事業に従事する運転者として適切な行動がとれるよう、次により事前に自動車運送事業に従事する者に対する教育を徹底するものとする。

⑴　講習会を媒体とした教育
　運行管理者講習
⑵　広報誌を媒体とした教育
　交通関係団体の広報誌

〔広報に関する事項〕

町、県（防災安全局、関係局）、警察及び名古屋地方気象台等における措置

⑴　防災意識の啓発

町は、警戒宣言発令時に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、第 2 編第 11 章第 2 節で定める事項に加え、次の事項を啓発する。

名古屋地方気象台は、第 2 編第 11 章第 2 節で定める事項に加え、次の事項について解説に努め、正しい知識について啓発を図る。

ア　東海地震の予知に関する知識

イ　東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容

ウ　警戒宣言が発せられた場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難･救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識

⑵　防災に関する知識の普及

町及び県は、第 2 編第 11 章第 2 節で定める事項に加え、警戒宣言発令時の心得に関する事項に留意する。

⑶　自動車運転者に対する広報

町、県及び県警察は、警戒宣言が発せられた場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。

⑷　家庭内備蓄等の推進

町及び県は、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、第 2 編第 11 章第 2 節で定めるとおり家庭内備蓄等を推進する。

また、警戒宣言が発せられた場合、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。

第２節　　東海地震に関連する情報

１ 情報の種類

東海地域に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の評価を行い、次のような「東海地震に関連する情報」を発表する。

なお、「東海地震に関連する情報」は、各情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示される。

種類	内容等		防災対応
東海地震予知情報 カラーレベル赤	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。 また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、その旨が本情報で発表される。		警戒宣言の周知 地震災害警戒本部設置 地震防災応急対策
東海地震注意情報 カラーレベル黄	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、その旨が本情報で発表される。		準備行動の実施 住民への広報
東海地震に関連する調査情報 カラーレベル青	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される。	情報収集連絡体制
	定例	毎月の定例の判定会で評価した調査結果が発表される。	

２ 警戒宣言発令までの流れ

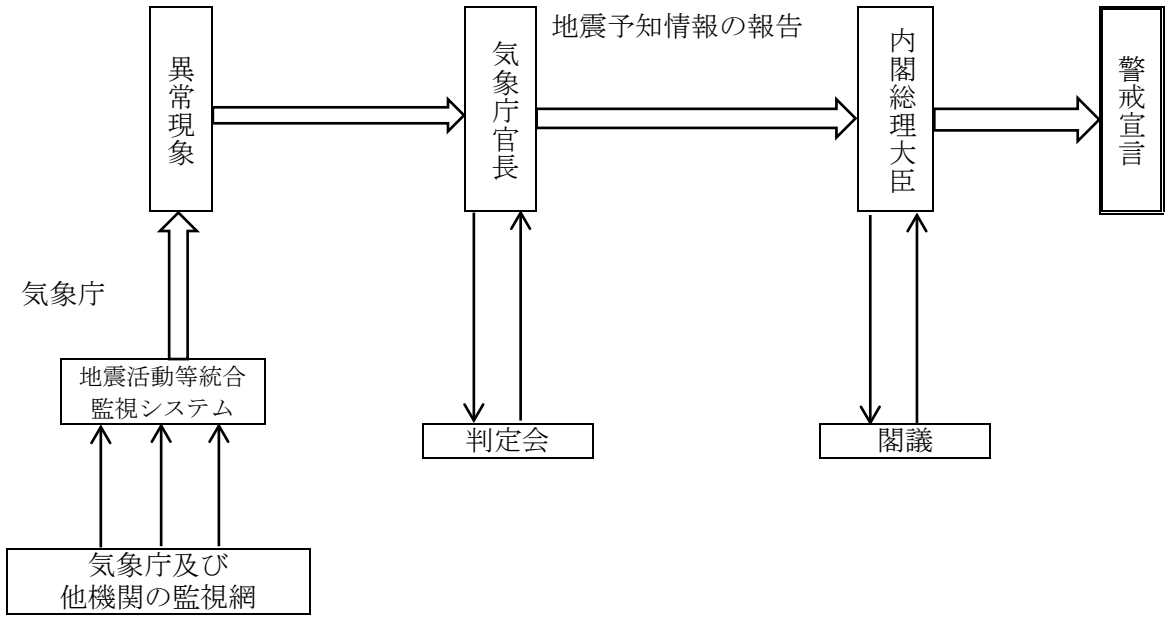

情報の流れ	東海地震に関連する調査情報[カラーレベル青]	東海地震注意情報[カラーレベル黄]	東海地震予知情報[カラーレベル赤]

３ 大震法による措置の体系

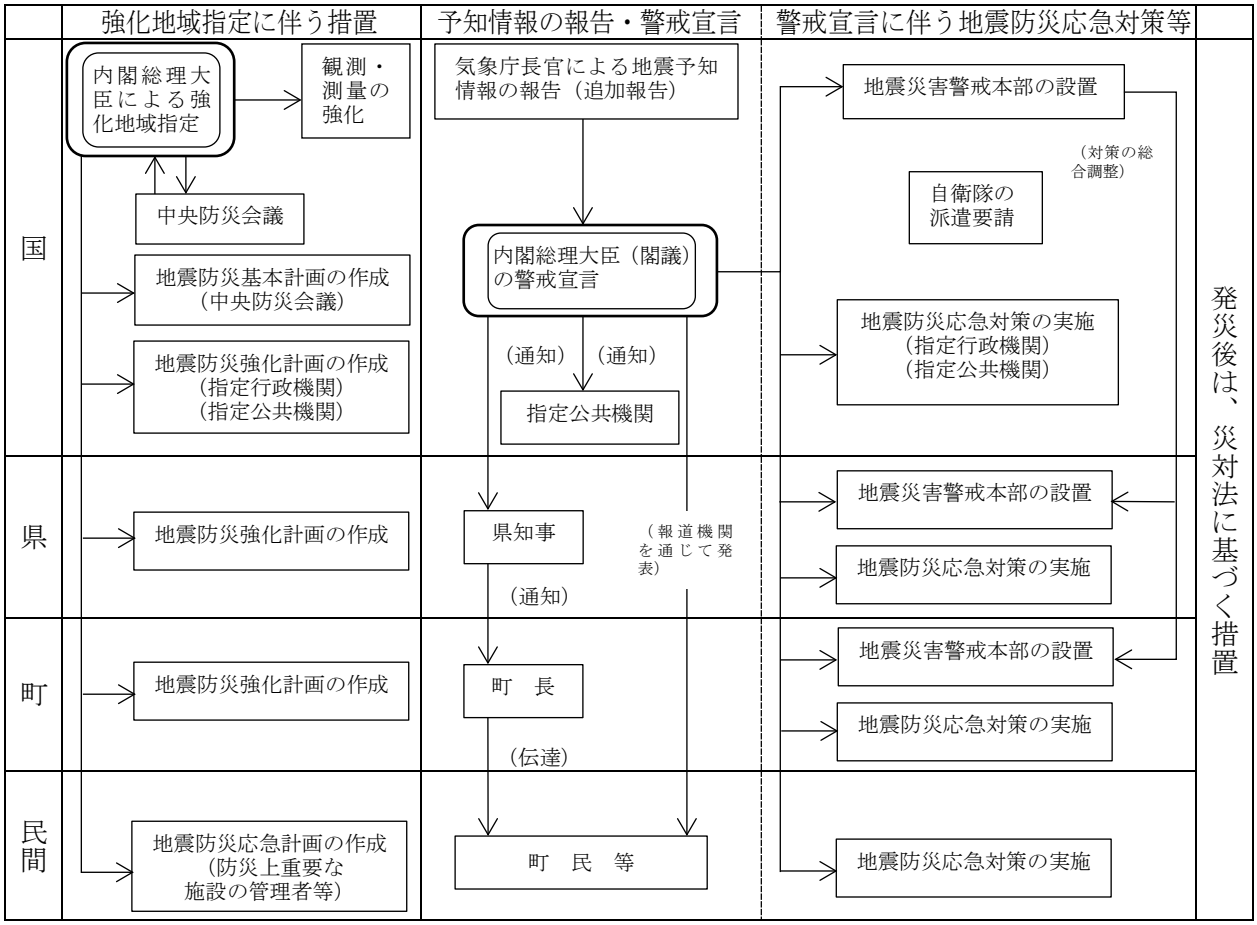

第２章　地震災害警戒本部の設置等

■　基本方針

○　気象庁により東海地震注意情報が発表された場合、東海地震の地震災害に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）時に実施する地震防災応急対策を円滑に講じるため、担当職員の緊急参集等、地震防災応急対策の準備的な対応を講じるものとする。

○　内閣総理大臣により警戒宣言が発せられた場合、町及び県は地震災害警戒本部を、また、その他の防災関係機関は災害対策本部あるいは地震災害警戒本部に準じた組織を、それぞれ速やかに設置して、地震防災応急対策を実施する。

○　警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震に関連する情報（東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報）の内容、その他これらに関連する情報（以下「東海地震に関連する情報等」という。）、あるいは避難状況等に関する情報の伝達については、防災関係機関相互間及び各機関内部において、確実に情報を伝達するものとする。

○　東海地震に関連する情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震に関する情報等に対応する広報計画を作成し、これに基づき強化地域内外において広報活動を実施する。

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 地震災害警戒本部の設置等	町	1(1)　警戒宣言発令時の災害対策本部の設置、廃止 1(2)　警戒本部の組織及び運営 1(3)　町の地震防災応急対策要員の参集
	その他の防災関係機関	2(1)　東海地震注意情報発表時における必要な職員の参集や連絡体制の確保 2(2)　警戒宣言発令時における町地震災害警戒本部の設置
第２節 警戒宣言発令時等の情報伝達	防災関係機関 （町・県含む）	1　警戒宣言等の伝達系統 2　代替え伝達系統 3　町の内部伝達、住民への伝達
第３節 警戒宣言発令時の広報	町	1　町における措置 2　広報内容 3　広報手段等
第４節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等	町	1　収集・伝達系統 2　報告事項・時期

第１節　　地震災害警戒本部の設置等

１ 町における措置

⑴　町長は、警戒宣言が発せられた場合、直ちに大治町地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置するものとし、災対法第 23 条の 2 第 1 項に基づく災害対策本部が設置された場合は、警戒本部は自動的に廃止される。また、大震法第 9 条第 3 項に基づく警戒宣言解除があったときは、警戒本部を速やかに廃止するものとする。

⑵　警戒本部の組織及び運営

警戒本部の組織及び運営は、大震法、同法施行令、大治町地震災害警戒本部条例（平成 14 年条例第 12 号）に定めるところによる。

【資料１―６】大治町地震災害警戒本部条例

⑶　町の地震防災応急対策要員の参集

町長は、次の場合に職員の参集を命じ、所定の配備体制をとるものとする。

東海地震注意情報が発表された場合、町は、必要な職員の参集や連絡体制の確保を行う。

警戒宣言が発せられた場合、町は町地震災害警戒本部（以下「町警戒本部」という。）を町地域防災計画に基づき設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

指令の時期	配備体制	配備要員
東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき	第一非常配備	各課の所要の職員及び宿日直者
東海地震注意情報が発表されたとき	第二非常配備	災害対策本部の各部及び班の所要の人員
東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたとき	第三非常配備	災害対策本部の人員全員

２ その他防災関係機関における措置

⑴　東海地震注意情報が発表された場合、必要な職員の参集や連絡体制の確保を行う。

⑵　警戒宣言が発せられた場合、地震防災応急対策を実施するため、県内の指定地方行政機関、指定公共機関等の防災関係機関は、地震災害警戒本部に準じた組織を設置するものとし、その組織内容等必要な事項を定めておくものとする。

第２節　　警戒宣言発令時の情報伝達

１ 警戒宣言等の伝達系統

⑴　東海地震に関連する情報（東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時））

防災情報提供システム

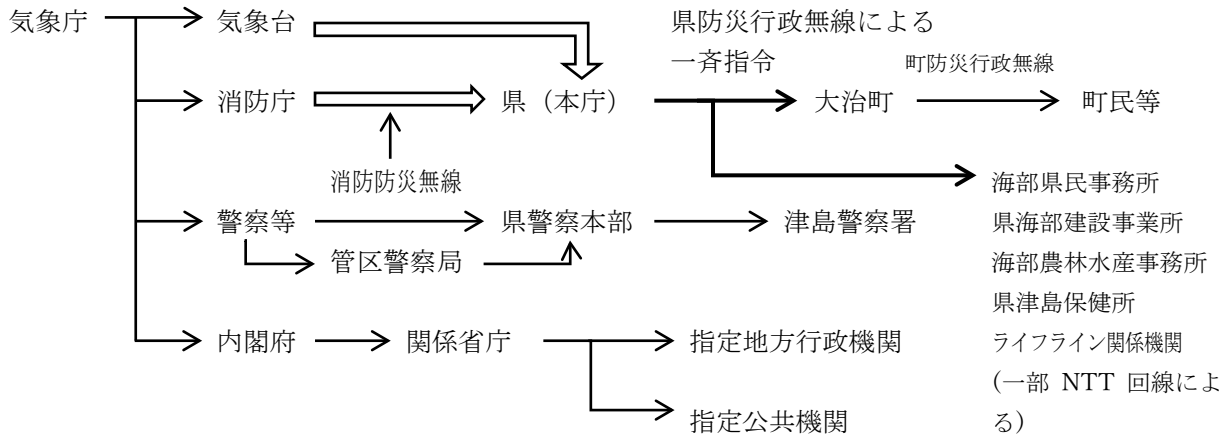

⑵　警戒宣言時

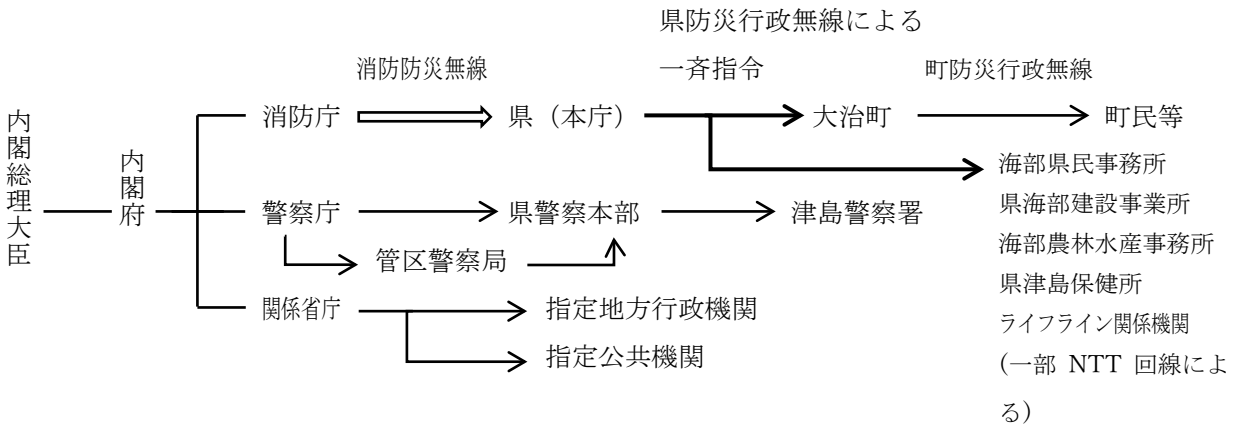

２ 代替伝達系統

何らかの事情により通信が困難な場合、県から町への代替伝達系統は、第３編第３章第２節「情報等の伝達」で定める非常通信によるものとする。

３ 町の内部伝達、住民等への伝達

⑴　町の内部における伝達は、勤務時間内においては庁内放送及び電話等によるものとし、勤務時間外においては、あらかじめ定めた非常連絡網により電話又は使徒等により行うものとする。

町が自ら管理する施設等に対しても速やかに伝達するものとするが、警戒宣言発令時には電話が輻輳し、通報不能の事態が発生することが予想されるため、あらかじめ西日本電信電話(株)名古屋支店に登録している「災害時優先電話」を活用して伝達するものとする。

また、町民等に対しては、大治町防災行政無線、広報車により周知を図る。

【資料３―２】災害時優先電話登録一覧

［東海地震注意情報が発表されたときの呼びかけ例文］

町民の皆さま大治町長の○○○○です。
本日、○時○分に、気象庁から東海地震注意情報が発表されました。これは、東海地域で観測している地殻変動データに変化が現れており、この変化が、想定される東海地震の前兆現象である可能性が高まっているというものです。
これに伴い、町においては、職員の緊急参集と地震災害警戒本部の開設準備を行うとともに、地震発生に備えた準備行動に取り組んでまいります。
町民の皆さまにあっては、今後の情報に十分注意しつつ、町からの呼びかけに基づいて、落ち着いて行動してください。
当面、鉄道、バス等の公共交通機関は通常どおり運行し、道路についても平常どおりとなります。また、金融機関や小売店舗についても、ほぼ平常どおりの営業となりますので、あわてずに対応していただきますようお願いします。
また、不要不急の旅行を控えていただきますようご協力お願いします。
今後の地殻変動の状況によっては、東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられることがあります。警戒宣言が発せられた場合には、強化地域内の鉄道、バス等公共交通機関は運行を停止することになりますので、注意情報の間に、お早めに帰宅に心がけていただきますようお願いします。
また、警戒宣言が発せられると、耐震性を有するもの以外の小売店舗の営業停止が実施されますので、テレビ・ラジオ等の情報に十分注意していただきますよう、くれぐれもお願いします。

［内閣総理大臣の東海地震警戒宣言及び国民に対する呼びかけ例文］

大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震災害に関する警戒宣言を発します。
本日、気象庁長官から、東海地震の地震観測データ等に異常が発見され、2、3 日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあるとの報告を受けました。
この地震が発生すると、東海地震の地震防災対策強化地域内では震度 6 弱以上、その隣接地域では震度 5 強程度の地震になると予想されます。また、伊豆半島南部から駿河湾沿岸に大津波のおそれがあります。
地震防災対策強化地域内の公的機関及び地震防災応急計画作成事業所は、速やかに地震防災応急対策を実施してください。
地震防災対策強化地域内の居住者、滞在者及び事業所等は、警戒態勢をとり、防災関係機関の指示に従って落ち着いて行動してください。
なお、地震防災対策強化地域内への旅行や電話は、差し控えてください。
地震予知情報の詳しい内容については、気象庁長官に説明させますので、テレビ、ラジオに注意してください。
年　　月　　日
内閣総理大臣　○　○　○　○

４ その他の防災関係機関の情報伝達

指定地方行政機関及び指定公共機関等の防災関係機関は、法令又は防災計画に定めるところにより、関係機関及び関係者等に伝達するものとする。

第３節　　警戒宣言発令時の広報

１ 町における措置

大治町は、町民等の問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整えるものとする。

２ 広報内容

広報を行う必要がある項目は、概ね次のとおりとする。

⑴　東海地震に関連する情報の内容、特に町域周辺の震度の予想
⑵　東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するための適切な行動の呼びかけ
⑶　東海地震注意情報が発表された場合の防災関係機関の準備行動に関する情報
⑷　町長から町民への呼びかけ
⑸　強化地域内外の交通規制の状況、公共交通機関の運行状況
⑹　強化地域内外のライフラインに関する情報
⑺　避難対象地域以外の小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ
⑻　応急計画を作成すべき事業所に対する計画実施の勧告
⑼　町民、応急計画を作成しない事業所がとるべき措置
⑽　車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
⑾　金融機関が講じた措置に関する情報
⑿　その他状況に応じて事業所又は住民に周知すべき事項

［警戒宣言発令時の広報文例文］

町民の皆さん、　　午前
既に、ご存知のことと思いますが、内閣総理大臣は、本日午後○時○分、東海地震の警戒宣言を発しました。
この地震が発生しますと、愛知県内では強化地域で震度６弱以上、強化地域外でも震度５強程度の地震になると予想されますので、十分警戒してください。
既に、町を始め県、防災関係機関では、職員が非常配備に就いて防災対策に全力をあげておりますが、町民の皆さんも次の点に十分注意して、いざという時に備えていただきたいと思います。
まず、火の使用、自動車の使用、危険な作業などは極力自粛してください。
次に、消火の準備や飲料水の汲み置きなど、できる限りやっておいてください。
それ以上に大切なことは、皆さんの落ち着いた行動です。デマなどに惑わされず、テレビ、や町の広報など正確な情報に耳を傾け、避難などで外出する場合も、町、警察、消防などの職員の指示に従って秩序正しく行動していただきたいと思います。
町民の皆さんと力を合わせて、この非常時を乗り切っていきたいと念願し、ただ今、全力を傾注しています。
また、対策に従事しておられる防災関係機関の皆さんも大変ですが、いざという時に備えて、落ち着いて万全の対策をお願いします。

３ 広報手段等

広報は、町民、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等に対して、大治町防災行政無線、移動系無線（ＭＣＡ）、広報車、有線電話、有線放送、インターネット等により、また総代及び地区総代等を通じて次の伝達系統により行うものとする。

なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、愛知県災害多言語支援センターによる多言語や、やさしい日本語による情報提供、表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。

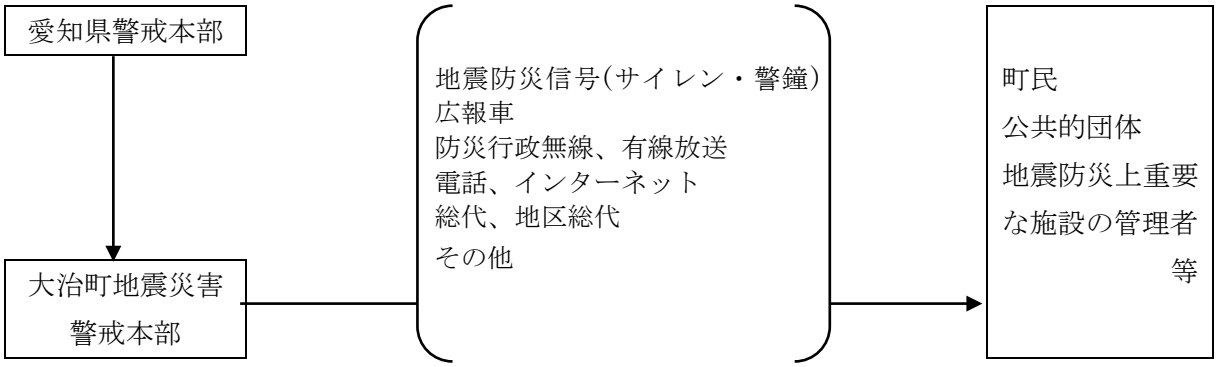

地　震　防　災　信　号

警　鐘	サ　イ　レ　ン
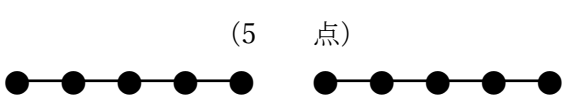	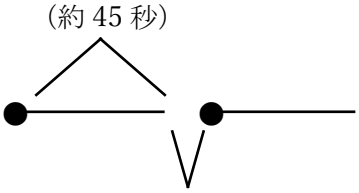
（5　点）	（約 45 秒） （約 15 秒）
備考　１　警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 ２　必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。	

第４節　　警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等

１ 収集・伝達系統

町における警戒宣言発令後の避難状況、応急対策実施状況等に関する情報の収集、伝達及び町警戒本部からの指示事項等の伝達は、次の系統により行うものとする。

情 報 収 集 伝 達 系 統

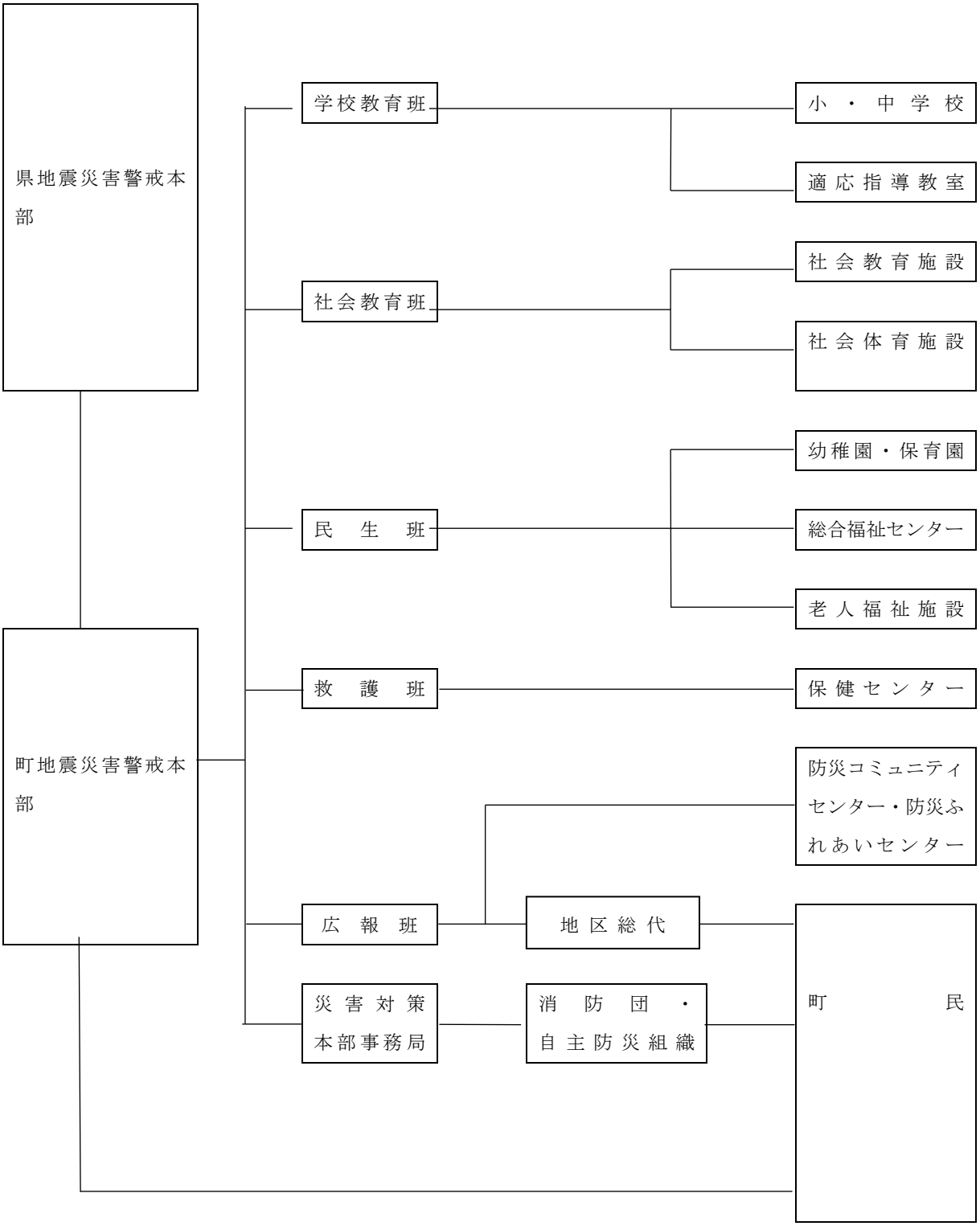

２ 報告事項・時期

⑴　町は、警戒宣言発令後 1 時間以内に、「避難・地震防災応急対策の実施状況報告（速報用）（様式 10）」により県（海部県民事務所）に報告する。

⑵　それ以降は、「避難・地震防災応急対策の実施状況報告（様式 11）」により報告することとし、報告事項及び報告時期は、次のとおりとする。

ア　報告事項は、様式第 11 に記載の事項とする。

イ　報告時期

避難の経過については、危険な事態、その他異常な事態が発生した後直ちに行う。避難の完了報告は、避難に係る措置が完了した後速やかに行う。

地震予知情報の伝達、避難指示、消防、水防その他応急措置、応急の救護を要する者の救護、保護、施設・設備の整備及び点検、犯罪予防、交通規制、その他社会秩序の維持、緊急輸送の確保、食料・医薬品等の確保、清掃・防疫の体制整備、その他災害の発生防止・軽減を図るための措置からは、それぞれの措置を実施するため必要な体制を整備したとき、その他経過に応じて逐次行うものとする。

⑶　ライフライン関係機関は、必要に応じて、別に定める「愛知県ライフライン情報マニュアル」に従い、防災体制の状況を県に報告する。

第３章　発災に備えた資機材、人員等の配備手配

■　基本方針

○　町、県及びその他の防災関係機関は、地震発生後に災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、警戒宣言が発せられた場合には、主要食糧や毛布等の生活必需品、応急復旧用資機材等の発災後の災害応急対策に必要な物資を調達するための手配手続き、災害応急対策に係る措置を実施する人員の事前配備を行うものとする。

なお、東海地震注意情報が発表された場合には、これらの準備的な対応を実施する。

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 主要食糧、医薬品等の確保	町	1(1)　主要食糧等の確保 1(2)　生活必需品の確保 1(3)　医薬品等の確保 1(4)　救助資機材の確保
第２節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	町、県	1(1)　応急復旧資機材及び労力の確保等の準備 1(2)　緊急輸送車両等の通行路確保等
	町、水道事業者等、県	2(1)　搬送路の確保 2(2)　広域応援協力体制の整備
	中部電力株式会社、株式会社ＪＥＲＡ	3(1)　手持資機材の整備、緊急確保 3(2)　対策要員の確保
	東邦瓦斯株式会社、ガス事業会社	4(1)　手持資機材の整備、緊急確保 4(2)　対策要員の確保
	町	5(1)　必要人員の配備
	通信事業者、移動通信事業者	5(2)　復旧用資機材、車両等の整備
	町	6　浸水対策用資機材・人員の配備
	海部地区環境事務組合	7(1)　一般廃棄物処理施設 7(2)　ごみ処理 7(3)　し尿処理
	町	8　防疫活動確保用資機材・人員の配備
		9　医療救護用資機材・人員の配備

第１節　　主要食糧、医薬品等の確保

１ 町における措置

⑴　主要食料等の確保

町が保有する災害用備蓄物資の放出措置をとるとともに、海部東農業協同組合及び町内商工業者等の応援を求めて、主要食料と合わせて副食物、食器類、調理器具等の調達に努め、食料を確保する。町内で調達が困難な場合は、県、日本赤十字社愛知県支部、近隣市町村等に対して協力を要請し、食料等の確保に努めるものとする。

・主要食料‥‥米、乾パン、かん詰類、乳児用ミルク、クラッカー等
・副食物‥‥‥漬物、かん詰類、汁物類等
・調味料‥‥‥塩、醤油、味噌等
・食器類‥‥‥ガス調理器、鍋釜、はし、食器、コップ、哺乳びん等

⑵　生活必需品の確保

町は、各避難所及び防災倉庫に毛布を備蓄しているが、地震発生に備え、生活必需品の備蓄に努めるものとする。また、海部東農業協同組合及び町内商工業者等の応援を求めてそれらの調達に努めるとともに、町内で調達が困難な場合は、県、日本赤十字社愛知県支部等に備蓄品の給与又は貸与を要請するものとする。

なお、生活必需品を扱うスーパーマーケット、小売店舗等については、警戒宣言が発せられた場合に、食料等生活必需品等の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止を図り、極力営業を行うよう関係団体を通じ要請するものとする。

・生活必需品‥‥‥毛布、衣類、洗面具、タオル、チリ紙、洗剤、懐中電灯、燃料、紙おむつ等

⑶　医薬品等の確保

町は、地震発生に備え医薬品等の備蓄、調達に努めるものとする。

なお、町内で医薬品の確保が困難な場合は、県、日本赤十字社愛知県支部等に協力を要請するものとする。

・応急医薬品‥‥‥包帯、ガーゼ、脱脂綿、救急用絆創膏、止血剤、鎮痛剤、消毒剤、三角布等

⑷　救助資機材の確保

町は、地震発生に備え、町所有の救助資機材の点検、整備に努める。また、救助資機材が不足する場合には、海部東部消防組合、海部地区水防事務組合等に協力を要請するとともに、救助活動を行うにあたっては連携協力して行うものとする。

【資料２―５】海部東部消防組合所有の救出用資機材一覧
【資料４―３】災害対策用資材等備蓄状況一覧

第２節　　災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備

１ 緊急輸送確保用資機材・人員の配備

⑴　町は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後における緊急輸送道路を確保するため、応急復旧用資機材及び労力の確保等の準備を行うものとする。

⑵　県公安委員会は、警戒宣言が発せられた場合、居住者等の避難の円滑な実施を図り、又は

緊急輸送車両等の通行路を確保するため、交通規制標識又は交通規制用広報看板を必要箇所に設置するものとする。

２ 給水確保用資機材・人員の配備

⑴　町は、警戒宣言が発せられた場合、発災後の給水確保のため、給水に必要な資機材及び配管工等技術者の確保に努める。また、交通途絶等により、給水が困難となることを想定し、搬送路の確保を検討しておくものとする。

⑵　県は、東海地震注意情報が発表された段階から水道事業者からの応援要請に備え、県有資機材の整備点検を行うとともに、警戒宣言が発せられた場合には、「愛知県水道震災広域応援実施要綱」により広域応援協力体制を整える。

３ 電力供給確保用資機材・人員の配備

中部電力株式会社、株式会社ＪＥＲＡは、東海地震注意情報、又は警戒宣言が発表された場合、社内に非常体制を発令し非常災害対策本部を設置して、次の措置を講ずる。

⑴　車両等を整備・確保して応急出動に備え、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

⑵　あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員の確保に努める。

４ ガス供給確保用資機材・人員の配備

東邦瓦斯株式会社及びその他のガス事業会社は、東海地震注意情報が発表された場合、社内に警戒態勢を発令し、災害対策本部を設置して、次の措置を講ずる。

⑴　車両等を整備・確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

⑵　あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員の確保に努める。

５ 通信確保用資機材・人員の配備

⑴　町は、東海地震注意情報が発表された場合において、当該予知情報等に係る大規模な地震が発生した場合に備えて、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備している次の防災行政用無線機の整備、確認を行うとともに、必要な人員を配備するものとする。

【資料３―１】大治町防災行政無線局一覧

⑵　西日本電信電話株式会社、ＫＤＤＩ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、東海地震注意情報を受けた場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施するものとする。

６ 浸水対策用資機材・人員の配備

町は、水害の防止及び軽減についての活動が他の防災活動と一体となって迅速かつ強力に推

進できるよう、海部地区水防事務組合や各土地改良区等と連絡・連携体制を整えるものとする。

なお、浸水対策用資機材に不足を生じる緊急事態に際しては、町内商工業者等の応援を求めて必要な浸水対策用資機材を確保する。それでもなお不足を生じる緊急事態に際しては、県へ応援を要請し、必要な資機材を確保する。

７ 廃棄物処理及び清掃活動確保用資機材及び人員の配備

⑴　一般廃棄物処理施設

海部地区環境事務組合は、地震等災害が発生した場合に備えて、速やかに一般廃棄物処理施設を復旧、稼働できるよう、警戒宣言発令時の体制の確保を図るものとする。

⑵　ごみ処理

町は、倒壊家屋及び家具等の可燃物並びに瓦等不燃物が発生した場合に備えて、これらの廃棄物の収集、運搬、処分が速やかに行えるよう、警戒宣言発令時には人員体制及び資機材の確保を図るものとする。

収集、運搬は車両等にて行い、処理は処分地において焼却し、埋立処分をする。町は、一時集積場を確保するとともに、処分地についても、町及び海部地区環境事務組合において、地震等災害時も含めて十分な確保を図るものとする。

⑶　し尿処理

町は、家屋の倒壊、水道の断水等により、トイレが使用不可能となった場合に備えて、必要な箇所に仮設トイレを設置できるよう、警戒宣言発令時には人員体制及び資機材の確保を図るものとする。

８ 防疫活動確保用資機材・人員の配備

町は、地震発生時に速やかに感染症まん延防止対策として防疫活動が実施できるよう、警戒宣言発令時には必要な配備体制をとるものとする。

９ 医療救護用資機材・人員の配備

町は、東海地震注意情報が発表された段階から応急的な医療救護活動の実施のため、次のような措置を行うものとする。

⑴　海部医師会との連携体制を密にし、医療救護班の派遣要請等の準備を行い、災害発生に備える。

⑵　医療救護の医薬品、その他衛生器材を整備しておくものとする。

⑶　発災後の応急的な医療救護活動の実施に応援が必要と判断される場合には、町は、県に対し医療救護班の編成、派遣の準備を要請するものとする。

第４章　発災に備えた直前対策

■　基本方針

○　警戒宣言が発せられた場合、地震被害の軽減を図るため、防災関係機関及び地域住民等は一体となって冷静かつ迅速に、発災に備えた直前対策をとるものとする。

なお、東海地震注意情報が発表された場合、これらの準備的な対応を実施する。

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 避難対策	町	1(1)　避難対象地区の周知 1(2)　耐震診断の実施、耐震補強の実施 1(3)　避難生活に必須である物資の支給に係る周知 1(4)　屋外における避難生活の運営 1(5)　要配慮者に対する支援・配慮 1(6)　出張者、旅行者等の対応
	津島警察署	2(1)　避難の際における警告、指示等 2(2)　避難の指示
	学校	3(1)　児童生徒等の安全確保 3(2)　実態に即した具体的な対応方法の決定 3(3)　児童生徒及び保護者等に対する対応方法の周知 3(4)　施設設備に対する安全点検
第２節 消防、水防等対策	町	1　町における措置
第３節 社会秩序の維持対策	津島警察署	1　津島警察署における措置
第４節 道路交通対策	道路管理者(町)、県、県公安委員会	1(2)　交通規制の内容 1(3)　交通規制の方法 1(4)　交通規制を行う地域、路線及び区間における車両等の措置 1(5)　交通規制の結果生ずる滞留車両運転者及び同乗者の措置 1(6)　緊急輸送車両の確認 2　運転者の取るべき措置の周知

第５節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	町、水道事業者	1(1)　水源の確保 1(2)　緊急体制の確立 1(3)　各家庭等における緊急貯水
	中部電力株式会社、株式会社ＪＥＲＡ	2(1)　電力施設の予防措置 2(2)　電力の緊急融通 2(3)　安全広報
	都市ガス事業会社	3(1)　供給の継続 3(2)　安全広報 3(3)　帰宅等の要請 3(4)　ガス工作物の巡視・点検 3(5)　工事等の中断
	一般社団法人愛知県ＬＰガス協会	4　　警戒宣言発令時の安全措置に関する広報の依頼
	西日本電信電話株式会社	5(1)　地震防災応急対策等に関する広報 5(2)　通信の利用制限等の措置 5(3)　災害用伝言版ダイヤル及び災害用伝言板の運用 5(4)　建物、施設等の巡視と点検
	日本放送協会名古屋放送局	6(1)　防災組織の整備及び県・町との協力 6(2)　地震災害及び社会的混乱の防止を目的とした緊急警報放送等 6(3)　外国人、視覚障がい者等への配慮
第６節 生活必需品の確保	町	1(1)　生活必需品の売り惜しみ、買占め等の防止に係る措置 1(2)　生活必需品を扱う小売店舗の営業に係る要請 1(3)　家庭内備蓄
第７節 金融対策	東海財務局、日本銀行名古屋支店	1(1)　本町に営業所を置く民間金融機関の措置 1(2)　保険会社及び少額短期保険業者への措置 1(3)　証券会社等の措置
第８節 郵便事業対策	日本郵便株式会社	1(1)　強化地域内の郵便局の措置
第９節 病院、診療所	病院、診療所	1(1)　被害の発生防止、医療機能の維持 1(2)　強化地域内の医療継続 1(3)　災害拠点病院の外来診療
第 10 節 緊急輸送	町、関係機関	1　　緊急輸送車両等の確保 2　　緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲 4　　緊急輸送道路

		5　緊急輸送車両の事前届出及び確認 6　緊急輸送車両確認の効力
第 11 節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策	町、関係機関	1⑴　交通機関の措置 1⑵　事業所等の措置

第１節　　避難対策

１ 町における措置

本町は、町全域が起伏のほとんどない平坦地であり、がけ地崩壊危険地域等の災害危険箇所はないため、警戒宣言時に避難の勧告又は指示を行う地区は指定しないが、警戒宣言が発せられた場合、重要水防区域附近の町民に対する措置や地震発生後の火災等からの避難を容易にするための措置及び発災前の避難行動による混乱防止措置をとるように努めるとともに、児童生徒等の安全対策を推進するものとする。

⑴　町は、パンフレット、町 Web サイト等により、警戒宣言が発せられた場合にとるべき安全対策、また、想定される危険の種類、避難場所、避難ルート、その他避難に関する注意事項をあらかじめ地域防災計画で定め、町民等に対して周知徹底を図る。

⑵　町は、屋内避難所に指定している建物については、耐震診断を実施し、診断結果に基づき耐震補強を行うなど、施設の耐震性の確保を図る。

⑶　町は、避難生活に必須の食料、飲料水、生活必需品等の物資を、警戒宣言時に避難者に支給しない場合は、その旨を周知する。

⑷　避難場所で運営する避難生活は、原則として屋外によるものとする。ただし、高齢者、障害者、疾病者、乳幼児等要配慮者の保護のため、安全性を勘案のうえ、必要に応じて屋内における避難生活を運営できるものとする。

⑸　町は、あらかじめ自主防災組織等を単位として、在宅老人、乳幼児、障害者、病人、妊産婦等、避難にあたり他人の介護を要する避難行動要支援者の人数、介護者の有無等の把握に努めるとともに、必要な支援を行うものとする。また、避難にあたり他人の介護を必要とする避難行動要支援者を受入れる施設のうち町が管理する施設については、避難者の救護のために必要な措置を講ずるものとする。

　また、外国人に対する情報伝達においては、多言語や、やさしい日本語、ピクトグラム(案内用図記号)による伝達ができるように配慮する。

⑹　町は、出張者及び旅行者等について、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。特に、帰宅困難者、滞留旅客の避難対策については、事前に関係事業者と十分調整しておくものとする。

２ 警察官が行う避難対策

⑴　警戒宣言が発せられた場合において、強化地域内外で避難に伴う混雑等により危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生

じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示を行う。

この場合において、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路上の車両の撤去その他必要な措置を行う。

⑵　警戒宣言が発せられた場合、町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、警察官は、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。

警察官が避難のための立退きを指示したときは、直ちにその旨を町長に通知する。

３ 児童生徒等の安全対策

⑴　児童生徒等の安全を確保するため、強化地域内外においては、東海地震注意情報が発表された場合、原則として、次のとおり取り扱うものとする。

ア　児童生徒等が在校中の場合には、授業、部活動等を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに下校させる。

イ　児童生徒等が登下校中の場合には、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。

ウ　児童生徒等が在宅中の場合には、休校として、児童生徒等は登校させない。

⑵　各学校においては、上記を踏まえて、通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を考慮し、あらかじめ保護者、地域の関係機関の意見を聞いた上で、実態に即した具体的な対応の方法を定めておくものとする。

⑶　東海地震注意情報が発せられた場合等の対応方法については、あらかじめ児童生徒及び保護者その他関係者に周知しておくものとする。

⑷　施設設備について、日頃から安全点検を行い、災害の発生を防止するため必要な措置をとるものとする

第２節　　消防、水防等対策

１ 町における措置

町は、警戒宣言が発せられた場合、海部東部消防組合及び海部地区水防事務組合と連携協力して地震に伴う出火及び混乱等の防止等に関して講ずる措置として、町地域防災計画及び消防計画に基づいて、次の事項を重点として推進するものとし、東海地震注意情報が発表された場合においても、資機材の点検・整備等準備行動を行う。

また、発災後の迅速な消火、救急救助活動を確保するため、東海地震注意情報が発表された段階から、消防団及び消防本部における準備等必要な体制をとるものとする。

⑴　正確な情報の収集及び伝達

⑵　火災・水防等の防除のための警戒

⑶　火災発生の防止、初期消火についての町民への広報

⑷　自主防災組織、自衛消防隊等の防災活動に対する指導

⑸　地震防災応急計画の実施の指導

⑹　迅速な救急救助のための体制確保

⑺　消防資機材の点検、整備、配備

第３節　　社会秩序の維持対策

１ 津島警察署における措置

津島警察署は、警戒宣言が発せられた場合における混乱、交通混雑及び犯罪の発生を防止するため、早期に警備体制を確立し、民心の安定を図るため、強化地域内外で次の警備活動を重点として推進する。

⑴　警備対策並びに交通対策等の企画、調整及び推進を行う。
⑵　警戒宣言及び東海地震に関連する情報等の伝達に対する協力を行う。
⑶　警察広報を行う。
⑷　各種情報等の収集及び伝達を行う。
⑸　重要施設等の警戒を行う。
⑹　交通関係団体の地震防災応急対策等の実施促進を行う。
⑺　避難の指示又は警告及び避難誘導を行う。
⑻　応急の救護を要すると認められる者の救護及び保護を行う。
⑼　交通秩序を維持する。
⑽　他の機関が行う応急対策等に対して協力する。
⑾　緊急輸送車両の確認を行う。
⑿　不法事案の取締りを行う。
⒀　混乱防止対策を行う。

第４節　　道路交通対策

１ 県公安委員会における措置

警戒宣言が発せられた場合、車両等が滞留して一般道路の交通が著しく混雑することが予想される。

このため、県公安委員会は、道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し適切な交通規制を実施し、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が行えるよう道路交通の確保を図るものとする。

⑴　道路交通規制の基本方針

ア　一般道については、一般車両の強化地域内での走行を極力抑制するとともに、強化地域への流入を極力制限し、強化地域からの流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

イ　高速自動車国道及び自動車専用道路については、一般車両の強化地域内のインターチェンジ等からの流入を制限するとともに、強化地域への流入を制限し、強化地域からの流出は制限しない。

ウ　避難路、緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図る。

⑵　交通規制の内容

警戒宣言が発せられた場合は、県公安委員会は、道路管理者及び関係機関と緊密に連携し、大震法及び道路交通法の定めるところにより、地震防災応急対策に従事する者又は必要な物資の緊急輸送、その他地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を確保するた

め、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。

ア　緊急交通路の確保

（ア）　第１次

ａ　強化地域規制

主要な高速道路等の各インターチェンジにおいて、一般車両に対し、流入の制限及び強化地域内の高速道路等における走行の抑制を行う。

ｂ　強化地域周辺規制

強化地域内への流入を極力制限するために、一般車両に対し、主要箇所において必要な規制等を行う。

（イ）　第２次

避難及び地震防災応急対策に支障が生じる事態が発生した場合、必要な交通規制の見直しを行う。

イ　広域交通規制

交通の混乱を防止し、かつ緊急輸送を確保するため、交通の状況に応じて、警察庁の指定する「広域交通規制道路」又は「広域交通検問所」のうちから区間又は地点を指定し、一般車両を対象とした必要な交通規制を行う。

ウ　広域的な避難場所の周辺道路

避難場所としての機能を確保するため、駐車禁止、一方通行及び指定方向外進行禁止規制等の必要な交通規制を行う。

⑶　交通規制の方法

警戒宣言発令時の交通規制は、大震法第 24 条並びに道路交通法第 5 条及び第 6 条により行うこととし、大震法による場合は、同法施行令第 11 条に基づく交通規制標示の設置、道路管理者及び関係公安委員会への通知を行うものとする。

⑷　交通規制を行う地域、路線及び区間における車両等の措置

ア　通行の禁止又は制限を行った路線上の車両については、直ちにこれを同路線以外の道路へ誘導撤去させるとともに、その走行を極力抑制する。

イ　強化地域内へ入ろうとする車両にあっては、その流入を極力抑制する。

ウ　通行の禁止又は制限を行った路線上の駐車車両については、直ちに移動の広報、指導を行い、状況により必要な措置を講ずる。

⑸　交通規制の結果生ずる滞留車両運転者及び同乗者の措置

強化地域内にある車両に対しては、通行の禁止又は制限をされた路線以外の路線についても、現場広報及び指導により、走行を極力抑制し、交通規制により車両が長時間滞留することとなった場合には、関係機関と協力して必要な対策を講ずる。

⑹　緊急輸送車両の確認

ア　緊急輸送車両の確認

県公安委員会が大震法第 24 条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、大震法施行令第 12 条第１項の規定により緊急輸送車両の確認を行う。

イ　緊急輸送車両の届出

緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、風水害等災害対策計画編第３編第７章第１節「道路交通規制等」で定める「緊急輸送車両確認申出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。

ウ　緊急輸送車両の標章及び証明書の交付

緊急輸送車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、緊急輸送車両確認証明書及び標章とともに申出者に交付する。

⑺　緊急輸送車両確認の効力

大震法施行令第12条第１項の規定に基づき、緊急輸送車両であることの確認を受け、現に緊急輸送に従事している際に警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災対法施行令第33条第５項の規定に基づき、同条第１項の規定による確認を受けるまでもなく、当該緊急輸送に従事することができる。

【資料６―６】緊急輸送車両確認申出書
【資料６―７】緊急輸送車両確認証明書
【資料６―８】緊急通行（輸送）車両の標章

２ 運転者の取るべき措置の周知

県、県公安委員会及び道路管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から、警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、次に示す運転者のとるべき措置について周知徹底を図るものとする。

⑴　車両の運転中に警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて直ちに低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。

⑵　車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむをえず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策・災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

⑶　車両を運転中以外の場合に警戒宣言が発せられたとき津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。

第５節　　飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係

１ 町及び水道事業者における措置

警戒宣言が発せられた場合、給水対策として次の措置を講ずるものとする。

⑴　水源の確保

ア　居住者等の飲料水等の緊急貯水によって水量不足を生じないよう、また需要水量を確保するため、自己水源を最大限に活用した送水に努めるよう、名古屋市上下水道局と協力して配水操作に十分留意する。

⑵　緊急体制の確立

ア　被害状況収集体制の確立

警戒宣言が発令された場合は、発災による被害程度を把握できる体制を確立しておくものとする。

イ　給水体制の確立

発災に備え、次により給水体制を確立する。

（ア）　応急給水量

応急給水水量は、1 人 1 日 3 リットルとし、あくまで人の飲料水を供給するもので、洗濯、入浴等の雑用水供給は、飲料水に余裕の生じた時点に給水するものとする。

（イ）　応急給水の対象者

被害により水道、井戸等の給水施設が使用不能の被災地とする。

（ウ）　応急給水の方法

水道の代替手段としては、次のようなものとする。

a　最寄水道施設等最寄利用可能水源を利用する。

b　浄水池、配水池等水道用貯留施設を利用する。

c　受水槽を利用する。

d　プール、河川等の水をろ水機で浄化して給水する。

⑶　各家庭等における緊急貯水

町は、警戒宣言が発せられた場合、震災に備えて居住者等に対して次の緊急貯水を行うよう、強く呼びかけるものとする。

ア　各家庭において、必要飲料水 7 日分以上（1 人 1 日 3 リットル）をポリタンク等に緊急貯水し、発災に備える。

イ　浴槽等に風呂水の汲み置き等し、生活用水を確保する。

2 中部電力株式会社、株式会社ＪＥＲＡおける措置

中部電力株式会社は、地震災害予防及び災害復旧にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、警戒宣言が発せられた場合等の地震防災応急対策として次の措置を講ずる。

⑴　電力施設の予防措置

東海地震注意情報又は、警戒宣言に基づき、電力施設に関する次の予防措置を講ずる。この場合において、地震発生の危険に鑑み、作業上の安全に十分配慮する。

ア　特別巡視、特別点検

給電制御所、発電所、変電所等において、構内特別巡視、非常電源設備の点検、燃料・冷却水等の補充、消火設備の点検を実施する。

イ　応急安全措置

仕掛り工事及び作業中の電力施設は、状況に応じて設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

⑵　電力の緊急融通

各電力会社とあらかじめ定めた電力融通に関する契約等に基づき、電力の緊急融通体制について確認する。

⑶　安全広報

テレビ、ラジオ等の報道機関及びWebサイトを通じて、地震発生時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

３ 都市ガス事業会社における措置

⑴　供給の継続

警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの供給を継続する。

⑵　安全広報

警戒宣言発令等があった場合、ガス利用者に対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震発生時におけるガス栓の即時閉止等を要請する。

また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して、この広報内容を報道するよう要請する。

⑶　帰宅等の要請

東海地震注意情報が発表された場合、本社及び事業所等の見学者、訪問者等に対して、注意情報が発表された旨を伝達し、帰宅等を要請する。

⑷　ガス工作物の巡視・点検

警戒宣言発令等があった場合、点検が必要な設備については、あらかじめ定める点検要領に従い巡視・点検を行う。

⑸　工事等の中断

警戒宣言発令等があった場合、緊急でない工事・作業等は、工事中・作業中のガス工作物の危険を防止する措置を施した後、これを中断する。

４ 一般社団法人愛知県ＬＰガス協会における措置

警戒宣言が発せられた場合、一般社団法人愛知県ＬＰガス協会は、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、あらかじめ連絡してある広報内容により、ＬＰガスの具体的な安全措置に関する広報を依頼する。

５ 通信事業者における措置

西日本電信電話株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、通信の疎通が著しく困難となる事態が予想されるため、地震防災応急対策実施上の重要通信を確保するため次の措置を行う。

また、他の通信会社は、これに準じた措置をとるものとする。

⑴　地震防災応急対策等に関する広報

東海地震注意情報もしくは警戒宣言が発せられた場合、強化地域内の組織及びその他の地域で必要とする組織においては、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、支店前掲示板、テレビ・ラジオ放送等を通じて情報提供及び必要な広報を行う。

ア　通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況

イ　配達状況

ウ　加入電話等の開通、移転等の工事、障害修理等の実施状況

エ　西日本電信電話株式会社の東海支店における業務実施状況

オ　災害用伝言ダイヤルの利用方法

カ　その他必要とする事項

⑵　通信の利用制限等の措置

各情報及び災害等により通話が著しく困難となった場合は、重要通信を確保するため、契約約款の定めるところにより、通話の利用制限等の措置をとるものとする。

⑶　災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の運用

東海地震注意情報等発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板等を提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。なお、必要に応じてこれらの措置を東海地震注意情報等発令前からも実施する。

⑷　建物、施設等の巡視と点検

東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合、建物及び重要通信施設を巡視し、必要な点検を実施するものとする。

⑸　工事中の施設に対する安全措置

東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合、工事中の電気通信設備、建築物等については、原則として工事を中断するものとする。中断に際しては、現用電気通信設備等に支障を与えないよう、必要により補強及び落下、転倒防止等の安全措置を講ずるものとする。

なお、この場合、付近住民及び作業員の安全に十分配慮するものとする。

６ 日本放送協会名古屋放送局における措置

⑴　防災組織の整備及び県・町との協力

日本放送協会名古屋放送局は、警戒宣言が発せられた場合、防災業務計画により防災組織を整備して、自ら活動を実施するとともに、県および町と協力して減災・防災に向けた活動を行う。

⑵　地震災害及び社会的混乱の防止を目的とした緊急警報放送等

東海地震に関連する情報等の放送にあたっては、地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、居住者等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通･ライフライン･生活関連情報等の正確･迅速な情報の提供に努めることを基本とし、緊急警報放送、臨時ニュースを編成する等、各メディアを有効に活用して対処することとする。

⑶　外国人、視覚障がい者等への配慮

放送にあっては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行うよう努めることとする。

第６節　　生活必需品の確保

１ 町における措置

⑴　生活必需品の売り惜しみ、買占め等の防止に係る措置

町は、警戒宣言が発せられた場合、県等と連携して食糧等の生活必需品の売り惜しみ、買占め及び物価高騰が生じないよう、関係する生産団体、流通団体等に対して、安定して供給するよう要請するものとする。

⑵　生活必需品を扱う小売店舗の営業に係る要請

町内の生活必需品等を販売するコンビニエンスストア等小売店舗に対して、警戒宣言が発せられた場合にも営業の要請に努めるとともに、必要な物資の輸送についての対策を講じるものとする。

⑶　家庭内備蓄

各家庭においては、警戒宣言発令時には町から食糧等生活必需品は原則として支給されないおそれがあること、また地震発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、可能な限り１週間分程度、最低でも３日間分の飲料水、食糧を始めとする生活必需品を、常時家庭内に備蓄しておかなければならない。

なお、町は、平常時からこれらの対応についての周知徹底に努める。

第７節　　金融対策

１ 東海財務局及び日本銀行名古屋支店における措置

東海財務局、日本銀行名古屋支店は、警戒宣言が発せられたときは、金融機関の現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じるほか、必要に応じて、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関等に対し、その業務の円滑な遂行を確保するため、次に掲げる措置を適切に講じるよう要請する。

また、農業協同組合系の金融機関については、県が、関係機関と緊密な連携をとりつつ、同様の措置を講じるよう要請する。

⑴　本町に営業所を置く民間金融機関の措置

ア　営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、営業所等の窓口における営業は普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻業務以外の業務は停止するとともに、その後、店頭の顧客の輻輳状況等を的確に把握し、平穏裡に窓口の普通預金の払戻業務も停止し、併せて、窓口営業を停止した旨を取引者に周知徹底する。

この場合であっても、警察等と緊密な連絡をとりながら、顧客や従業員の安全に十分配慮した上で、現金自動預払機等において預金の払戻しを続ける等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講ずる。

イ　営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼動させる営業店舗名等を取引者に周知徹底させる方法は、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載することによる。

ウ　休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の金融業務の円滑な遂行の確保を期すため、窓口営業の開始又は再開は行わない。

この場合であっても、警察等と緊密な連絡をとりながら、顧客及び従業員の安全を十分に配慮した上で現金自動預払機等の運転は継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講ずる。

エ　警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業をする。

オ　発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員

の配置等についての適切な応急措置を講ずる。

カ　その他、地域の金融上の混乱の未然防止に十分配慮する。

⑵　保険会社及び少額短期保険業者への措置

本町に営業所を置く保険会社及び少額短期保険業者は、警戒宣言が発せられた場合には、次の措置をとる。

ア　営業時間中に警戒宣言が発せられた場合、営業所等における営業を停止する。

イ　営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載することによる。

ウ　休日又は開店前・閉店後に警戒宣言が発せられた場合、発災後の保険会社及び少額短期保険業者の円滑な遂行を期すため、営業の開始・再開は行わない。

エ　警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業を行う。

オ　発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等についての適切な応急措置を講ずる。

⑶　証券会社等の措置

本町に営業所又は事務所を置く証券会社等は、警戒宣言が発せられた場合には、次の措置をとる。

ア　営業時間中に警戒宣言が発せられた場合、営業所等の窓口における業務を停止する。

イ　業務停止等を取引者に周知徹底させる方法は、業務停止等を行う店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載することによる。

ウ　休日又は開店前・閉店後に警戒宣言が発せられた場合、発災後の証券会社等の円滑な遂行を期すため、窓口業務の開始・再開は行わない。

エ　警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の業務を行う。

オ　発災後の証券会社等業務の円滑な遂行を確保するため、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等についての適切な応急措置を講ずる。

カ　その他、地域の投資家保護に十分配慮する。

第８節　　郵便事業対策

１ 日本郵便株式会社における措置

⑴　強化地域内の郵便局の措置

ア　警戒宣言が発せられた場合は、その時点から郵便局における業務の取扱いを停止するものとする。

イ　アにより業務を停止し、又は事務の一部を取り扱うときは、強化地域内に所在する郵便局において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を局前等に掲示するものとする。

ウ　警戒宣言が発せられた場合は、屋外で業務に従事している者は、原則として、速やかに郵便局に戻るものとする。

エ　警戒宣言が発せられて、地方公共団体との防災に関する協定に基づき、郵便局が一時的避難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期するものとし、その際、高齢者等の要配慮者に十分配慮する。

第９節　　病院、診療所

１ 病院、診療所における措置

⑴　病院、診療所は、東海地震注意情報が発表された段階から、院内放送等により、医師等の職員、入院患者及び外来患者等に対し情報を伝達するとともに、被害の発生防止、医療機能の維持に努める。

⑵　強化地域内の病院、診療所については、警戒宣言が発せられたときの外来診療を原則として中止するものとするが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、地域の医療を確保するため、診療を継続することができるものとする。

⑶　災害拠点病院については、発災後の医療救護活動を確保するため、警戒宣言時の救急外来、投薬外来（簡単な問診等での投薬外来）を除き、外来診療を原則縮小する。

【資料７―１】医療機関一覧

第１０節　緊急輸送

１ 緊急輸送用車両等の確保

⑴　町及び関係機関は、地震防災応急対策のための緊急輸送あるいは発災後の緊急輸送等に備えて、緊急輸送用車両及びヘリポート等の確保を図るものとする。

⑵　確保すべき車両の数量、及び確保先との連絡手段をあらかじめ定めておく。

２ 緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲

警戒宣言が発せられた場合、発災に備え、その応急救助対策に関する業務を遂行するため必要とされる人員、物資の輸送範囲は、概ね次のとおりとする。

⑴　応急対策作業に従事する者

⑵　医療、通信、調査等で応急対策に必要とされる者

⑶　食糧、飲料水、その他生活必需品

⑷　医薬品、衛生材料等

⑸　救援物資等

⑹　応急対策用資材及び機材

⑺　その他必要な人員及び物資、機材

３ 緊急輸送の方針

⑴　緊急輸送は、町等関係機関が保有する車両等を動員し、又は関係業者等の保有車両を調達し、必要最小限の範囲で実施するものとする。

実施に当たっては、輸送手段の競合を生じないよう、あらかじめ緊急輸送関係機関及び実施機関と連携協力体制を十分整備するものとし、警戒宣言後の緊急輸送の実施にあたり具体的に調整すべき問題が生じた場合は、町警戒本部において必要な調整を行うものとする。

【資料６―２】町有自動車

４ 緊急輸送道路

警戒宣言発令時の緊急輸送道路は、第 2 編第 2 章第 2 節「交通関係施設等の整備」で定める道路とする。

５ 緊急輸送車両の事前届出及び確認

町は、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、県公安委員会（津島警察署本部）へ緊急輸送車両の確認届出を行うこととする。

なお、緊急輸送車両の確認届出方法は、風水害等災害対策計画　第 3 編　第 7 章　第 3 節「緊急輸送手段の確保」に定めるところによる。また、大震法第 24 条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急輸送車両であることの確認については、風水害等災害対策計画第 3 編第 7 章第 1 節「道路交通規制等」に定めるところによる。

６ 緊急輸送車両確認の効力

大震法施行令第 12 条第 1 項の規定に基づき、緊急輸送車両であることの確認を受け、現に緊急輸送に従事している際に警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災害対策基本法施行令第 33 条第 4 項の規定に基づき、同条第 1 項の規定による確認を受けるまでもなく、当該緊急輸送に従事することができる。

第１１節　警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策

１ 町及び関係機関における措置

警戒宣言が発せられ、交通機関が運行停止等の措置をとった場合、通勤・通学者、買物客等には、帰宅が困難になる者が相当数生じることが見込まれることから、町は、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所等の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。

町以外で避難誘導及び保護を実施すべき機関においては、規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等の斡旋、町が実施する活動との連携体制等の措置を講ずるものとする。

⑴　交通機関の措置

交通機関の運行停止等により帰宅が困難になった人に対しては、原則として徒歩による帰宅を促す。

⑵　事業所等の措置

事業所等は、従業員、学生、顧客等に対し、東海地震注意情報が発表された段階から正確な情報を提供することとし、警戒宣言が発せられた場合には交通機関が運行停止する旨の情報を提供して事前の帰宅困難者発生抑制に努める。

第５章　町が管理又は運営する施設に関する対策

■　基本方針

○　町は、警戒宣言が発せられた場合、自ら管理･運営する道路、河川、不特定かつ多数が出入する施設、あるいは地震防災応急対策の実施上重要な建物に関して、地震発生に備えた対策を速やかに実施するものとする。

なお、東海地震注意情報が発表された場合は、これらの対策の準備的な対応を実施する。

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 道路	町	1(1)　道路利用者に対する情報及び運転手の取るべき措置の伝達 1(2)　巡視等による交通状況、工事中箇所、通行止め箇所の把握 1(3)　工事の中断等 1(4)　応急復旧資機材保有状況の情報収集･把握 1(5)　道路巡視及び応急復旧作業の担当業者に対する事前配備の連絡･確認 1(6)　県、津島警察署、他の市町村、その他関係機関との連携協力による必要な措置
第２節 河川	町	所管する河川施設の緊急点検、巡視の実施
第３節 不特定かつ多数の者が出入りする施設	町	1(1)ア　警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置 1(1)イ　その他の措置
	学校	2(1)　保護を必要とする生徒等への保護措置
	病院	3(1)　東海地震注意情報が発表された場合 3(2)　警戒宣言が発せられた場合
	社会福祉施設	4　避難等の安全確保のための具体的な措置
第４節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置	町	(1)　自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源 の確保 (2)　無線通信等通信手段の確保
第５節 工事中の建築物等に対する措置	町	東海地震注意報発表時の措置

第１節　　道路

１ 町における措置

地震発生時に予想される道路の被害は、法面の崩落、高盛土箇所の崩落、路面のき裂、沈下、橋梁の損壊等が想定される。

このため、町は、東海地震注意情報が発表された段階から、次のとおり所管道路における管理上の措置をとるものとする。

⑴　道路情報板等を活用して、東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言その他地震に関する情報及び運転手の取るべき措置を道路利用者に伝達する。

なお、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合においても、道路情報板により、その内容を伝達するものとする。

⑵　巡視等を実施して、交通状況、工事中箇所、通行止め箇所を把握する。

⑶　必要な安全対策を講じたうえで、原則として工事中の道路における工事の中断等の措置をとる。

⑷　応急復旧資機材の保有状況について、情報収集・把握を行う。

⑸　道路巡視及び応急復旧作業の担当業者に事前配備について連絡・確認を行う。

⑹　県、津島警察署その他関係機関と連携協力し、必要な措置を講ずる。

第２節　　河川

平水時に地震が発生した場合、堤防、護岸等に越水、漏水等の被害が生じ、浸水等の被害が予想される。東海地震注意情報が発表された段階から関係各協議会等と連携協力し、所管する河川施設の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、状況に応じ防災応急措置を講ずるとともに、工事中の箇所がある場合は、中断等の措置をとるものとする。

第３節　　不特定かつ多数の者が出入りする施設

１ 町における措置

町が管理する庁舎、住民が利用する施設、学校、社会福祉施設等の管理上の措置は、概ね次のとおりとする。

⑴　一般的事項

ア　警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置

（ア）　東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合

庁舎、町民が利用する施設において、庁舎への来訪者、施設利用者に対して、東海地震に関連する調査情報（臨時）の伝達に努める。

（イ）　東海地震注意情報が発表された場合

a　庁舎

庁舎への来訪者に対して、東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には強化地域内の交通機関が運行停止等の措置をとる旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、原則として庁舎からの退避を促す。

b　町民が利用する施設

施設利用者に対して、東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には強化地域内の交通機関が運行停止等の措置をとる旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、施設からの退避を誘導し、原則として施設等を閉館する。

（ウ）　警戒宣言が発せられた場合（東海地震注意情報等が発表されることなく突発的に発せられた場合を含む。）

a　庁舎

庁舎への来訪者に対して、警戒宣言が発せられた旨を的確、簡潔に伝達するとともに、庁舎からの退避を誘導し、原則として窓口業務を停止する。

b　住民が利用する施設

施設利用者に対して、警戒宣言が発せられた旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、施設からの退避を誘導し、原則として施設等を閉館する。

イ　その他の措置

庁舎、施設において、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとるなど、発災に備えるとともに、東海地震注意情報が発表された場合には、その準備的な対応を行い、必要な体制を整えるものとする。

（ア）　施設の防火点検及び応急補修、設備備品等の転倒・落下防止措置

（イ）　出火防止措置

（ウ）　受水槽等への緊急貯水

（エ）　消防用設備の点検、整備と事前配備

（オ）　非常用発電装置の準備、水の緊急配備、コンピューター・システムなど重要資機材の点検等の体制

2 学校

⑴　町内小・中学校においては、第 3 編第 20 章「学校における対策」の定めるところによる。

なお、当該学校に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置を講じるものとする。

3 病院

病院においては、次の措置をとるものとする。

⑴　東海地震注意情報が発表された場合

ア　注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には交通機関の運行が規制される旨を、病院の利用者に的確・簡潔に伝達し、帰宅等を促すものとする。

イ　診療は継続する。

ウ　耐震性を有し、安全性が確保されている病院においては、帰宅を希望する入院患者は医師の判断により帰宅させる。耐震性が十分でない病院においては、退院・帰宅が可能な患者はできる限り退院・帰宅させる。

⑵　警戒宣言が発せられた場合

ア　耐震性を有し、安全性が確保されている病院については、診療を継続する。耐震性が十

分でない病院については、救急の場合を除き外来診療は中止する。

イ　手術は緊急やむを得ない場合を除き原則として中止する。

４ 社会福祉施設

社会福祉施設においては、情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、これらの者の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の耐震性を十分に考慮し、各施設において警戒宣言が発せられた場合の避難等の安全確保のための具体的な措置を定めるものとする。

【資料７―１】医療機関一覧

第４節　　地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置

防災上重要な施設設備等について警戒宣言発令時における点検整備について定め、地震防災応急対策の円滑な実施を確保する。また、町地震災害警戒本部は本部員室の安全点検及び障害物の除去等おおむね次の事項を実施する。

⑴　自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源の確保

⑵　無線通信等通信手段の確保

第５節　　工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他工作物又は施設については、東海地震注意情報が発表された場合、安全対策を講じた上で、原則として工事を中止するものとする。

第６章　　他機関に対する応援要請

■　基本方針

○　町は、地震防災応急対策を実施する上で、他機関の応援等を求める必要がある場合に備えて、事前に協定その他の手続き上の措置を定めておくものとする。

なお、他機関の応援要請について、その具体的な内容を定める場合には、他の機関との競合に留意するとともに、調整を行うものとする。

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 協定締結先からの応援要請	町	警戒宣言発令時における必要な資機材確保
第２節 相互応援協定の促進	町	円滑な相互応援協定の締結
第３節 連絡・受け入れ態勢の確保	町	災害発生時の他市町村からの応援に対する受け入れ体制の整備
第４節 費用の負担方法	町	応援に要した費用の負担方法

第１節　　協定締結先からの応援要請

町は、警戒宣言が発せられた場合において、地震防災応急対策が迅速かつ的確に実施できるよう、応援協定締結先から必要な資機材等を確保する。

第２節　　相互応援協定の促進

町は、地震防災応急対策が的確かつ円滑に実施できるよう、防災関係機関・関係団体とあらかじめ相互に応援協定を締結しておくものとする。

第３節　　連絡・受け入れ態勢の確保

町は、災害が発生し、他の市町村等からの応援を受け入れることとなった場合に備え、関係機関との連絡体制を確保し、受入体制を確保するよう努めるものとする。

第４節　　費用の負担方法

他市町村から本町に応援がなされた場合の応援に要した費用の負担方法は、大震法第 31 条に定める方法による。

第７章　　町民の取るべき措置

■　基本方針

○　警戒宣言が発せられた場合、住民は、それぞれの家庭及び職場において、人命の安全対策を第一として、混乱の防止に留意しつつ、個人又は共同で、地震被害を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。

　また、東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報が発表された場合においても、今後の情報に注意する。

■　主な機関の措置

区　分	主な措置
第１節 家庭においてとるべき措置	⑴　正確な情報の収集 ⑵　警戒宣言発令時にかかる町の指示に従った避難 ⑶　警戒宣言発令時の家庭における役割分担・段取りの決定及び実施 ⑷　身の安全を確保することができる場所の確保 ⑸　火の使用の自粛 ⑹　灯油等危険物やＬＰガスの安全措置 ⑺　消火用具の準備・確認、及び緊急用の水の確保 ⑻　身軽で安全な服装へ着替え ⑼　非常持出品及び救助用具の用意・確認 ⑽　脱出口の確保、及び避難場所・避難路等の確認 ⑾　自主防災組織にかかる情報収集伝達体制の確保 ⑿　自動車や電話の使用自粛
第２節 職場においてとるべき措置	⑴　防火管理者、保安責任者などを中心とした役割分担の決定及び実施 ⑵　身の安全を確保できる場所の確保 ⑶　火の使用の自粛 ⑷　消防計画、予防規程などに基づく危険箇所の点検 ⑸　職場の自衛消防組織の出動体制の整備 ⑹　重要書類等、非常持出品の確認 ⑺　職場の条件等に応じた安全な場所での待機 ⑻　不特定多数かつ多数の者が出入りする職場の場合、入場者の安全確保 ⑼　正確な情報の把握及び職場内の伝達 ⑽　近くの職場同士の協力 ⑾　マイカーによる出勤・帰宅等の自粛、及び危険物車両等の運行の自粛

第１節　　家庭においてとるべき措置

町民は、家庭及び職場において、人命の安全対策を第一として、混乱の防止に留意しつつ、次に掲げるような措置をとるものとする。

⑴　テレビやラジオのスイッチは常に入れ、正確な情報をつかむこと。また、町や消防署、警察署などからの情報に注意する。

⑵　警戒宣言が発せられた場合には、居住者等は、耐震性が確保された自宅や庭、自宅付近の広場、空き地等での待機等安全な場所で行動するものとする。また、このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行うものとし、その耐震性を十分把握しておくものとする。

なお、各家庭で食料、生活用品や屋外での避難・待機等に備えた防寒具、雨具等を準備するものとする。

⑶　警戒宣言が発せられたとき、家にいる人で家庭の防災会議を開き、仕事の分担と段取りを決めて、すぐに取りかかる。

⑷　とりあえず、身の安全を確保することができる場所を確保し、家具等の転倒防止やガラスの飛散防止措置を確認するものとする。

⑸　火の使用は自粛する（止むを得ず使用するときは、火のそばから離れないこと）。

⑹　灯油等危険物やLPガスの安全措置をとる。

⑺　消火器やバケツ等の消火用具の準備、確認を行うとともに、緊急用の水をバケツや風呂桶等に貯めておく。

⑻　身軽で安全な服装（長袖、長ズボン）に着替える（底の厚い靴も用意すること）。

⑼　水、食糧、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品、着替え等の非常持出品及び救助用具の用意を確認する。

⑽　万一のときの脱出口を確保する。また、災害が大きかった場合に備えて避難場所や避難路等を確認し、家族全員が知っておくものとする。

⑾　自主防災組織は、情報収集伝達体制を確保するものとする。

⑿　自動車や電話の使用は自粛する。

第２節　　職場においてとるべき措置

⑴　防火管理者、保安責任者などを中心に、職場の防災会議を開き、分担に従い、できる限りの措置をとる。

⑵　とりあえず、身の安全を確保することのできる場所を確保し、ロッカー等の転倒防止措置やガラスの飛散防止措置を確認するものとする。

⑶　火の使用は自粛する。

⑷　消防計画、予防規程などに基づき、危険物の保安に注意し、危険箇所を点検する。

⑸　職場の自衛消防組織の出動体制を整備する。

⑹　重要書類等の非常持出品を確認する。

⑺　職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機する。

⑻　不特定多数かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考える。

⑼　正確な情報をつかむとともに、その情報を職場にいる者全員にすばやく伝達する。

⑽　近くの職場同士で協力し合う。

⑾　マイカーによる出勤、帰宅等は自粛する。また、危険物車両等の運行は自粛する。